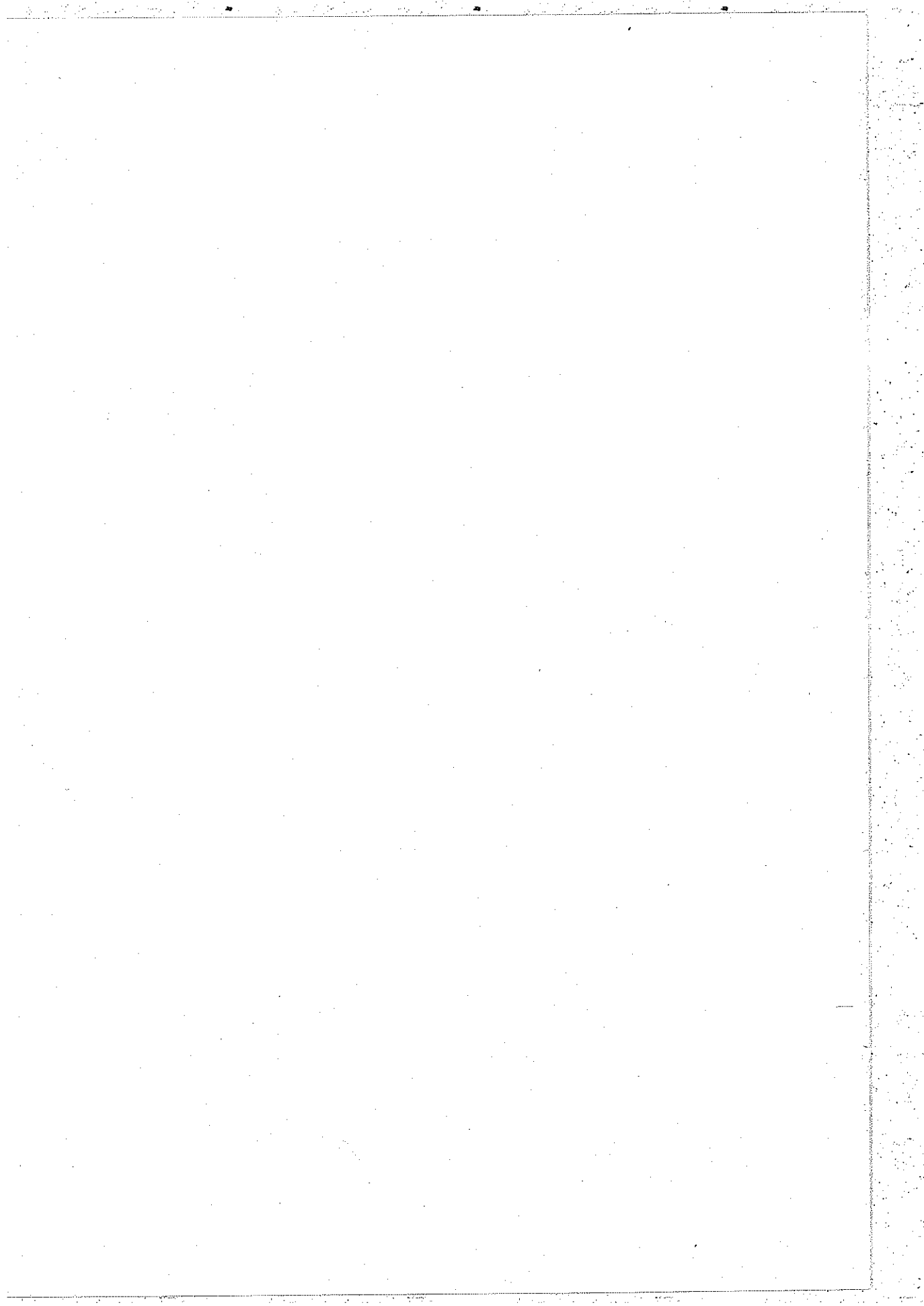


昭和61年6月24日開会  
昭和61年6月25日閉会

# 和泉市議会第2回定例会会議録

第 3 号

和 泉 市 議 会



## 和泉市議会第2回定例会会議録目次

昭和61年6月24日(火曜日)第1日目

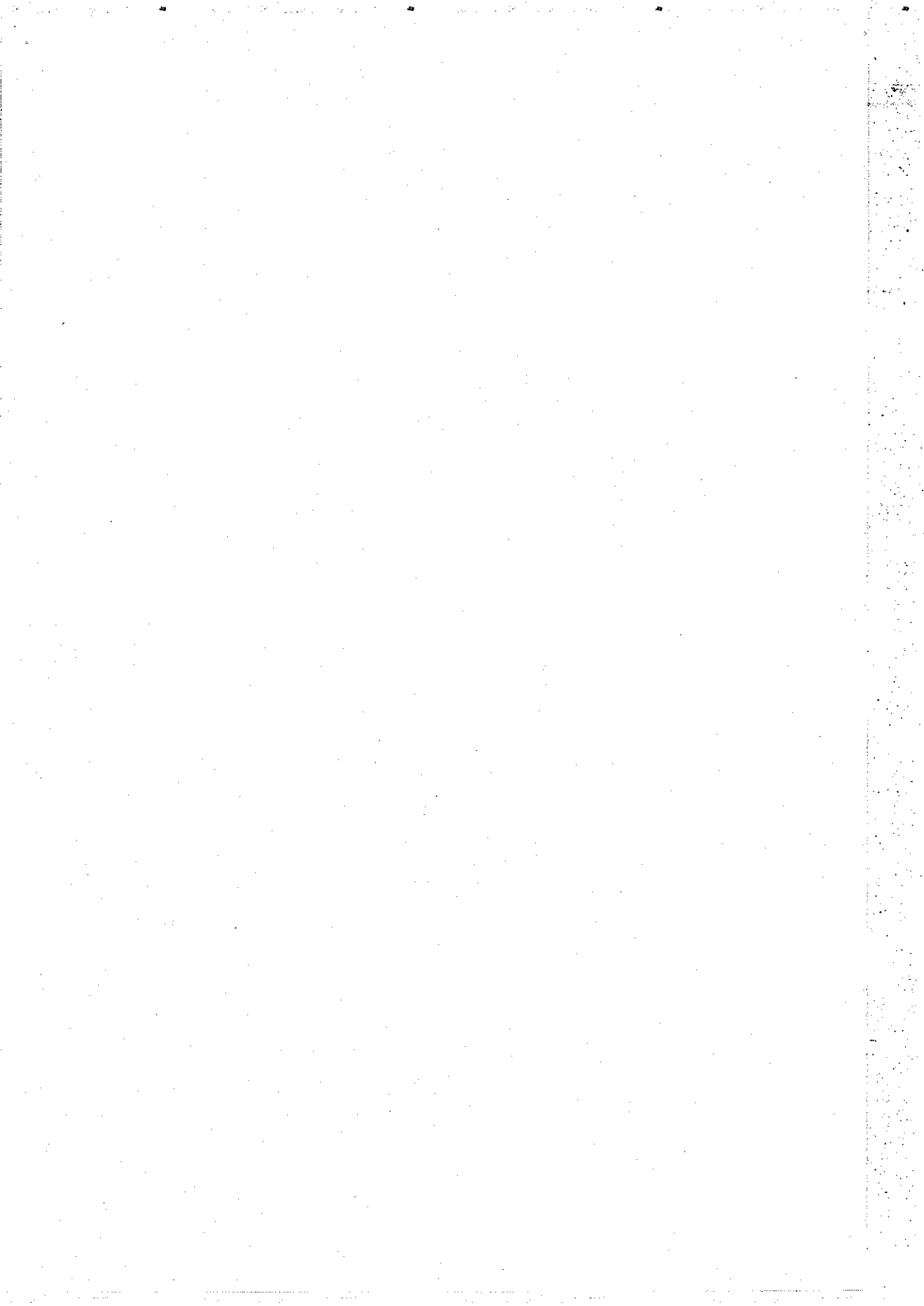
○ 出席議員・欠席議員	1頁
○ 議事説明員、その他	1〃
○ 議事日程	3〃
○ 開会宣告(午前10時30分)	3〃
○ 市長開会挨拶	4〃
○ 日程第1 会議録署名議員の指名について(飯坂楠次・奥村圭一郎・田中昭一)	5〃
○ 日程第2 会期の決定について(6月24日～6月27日 4日間)	5〃
○ 日程第3 一般質問について	5〃
1番に 17番 西村 慎太郎 君	6〃
2番に 6番 赤阪 和見 君	18〃
○ 散会宣告(午後2時15分)	37〃

昭和61年6月25日(水曜日)最終日

○ 出席議員・欠席議員	39頁
○ 議事説明員、その他	39〃
○ 議事日程	41〃
○ 開会宣告(午前10時00分)	41〃
○ 日程第1 例月出納検査結果報告(収入役 扱 昭和60年12月分)	43〃
○ 日程第2 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和60年12月分)	43〃
○ 日程第3 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和60年12月分)	44〃
○ 日程第4 例月出納検査結果報告(収入役 扱 昭和61年1月分)	44〃
○ 日程第5 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和61年1月分)	45〃
○ 日程第6 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和61年1月分)	45〃
○ 日程第7 例月出納検査結果報告(収入役 扱 昭和61年2月分)	46〃
○ 日程第8 例月出納検査結果報告(水道部企業出納員扱 昭和61年2月分)	46〃
○ 日程第9 例月出納検査結果報告(市立病院企業出納員扱 昭和61年2月分)	47〃
○ 日程第10 定期監査(昭和60年度第2次分)結果報告	47〃
○ 日程第11 和泉市土地開発公社昭和60事業年度決算書類の提出について	48〃

○ 日程第12	財団法人和泉市商工業振興会昭和60事業年度決算書類の提出について	52頁
○ 日程第13	財団法人和泉市商工業振興会昭和61事業年度事業計画書類の提出について	52頁
○ 日程第14	財団法人和泉市文化振興財団昭和60事業年度決算書類の提出について	56頁
○ 日程第15	財団法人和泉市文化振興財団昭和61事業年度事業計画書類の提出について	56頁
○ 日程第16	財団法人和泉市公共施設管理公社昭和60事業年度決算書類の提出について	60頁
○ 日程第17	財団法人和泉市公共施設管理公社昭和61事業年度事業計画書類の提出について	60頁
○ 日程第18	専決処分の承認を求めることについて（和泉市税条例の一部改正）	62頁
○ 日程第19	専決処分の承認を求めることについて（和泉市立幼稚園条例等の一部改正）	63頁
○ 日程第20	専決処分の承認を求めることについて（交通事故による損害賠償の額の決定と和解）	75頁
○ 日程第21	専決処分の承認を求めることについて（昭和60年度和泉市一般会計補正予算（第5号））	77頁
○ 日程第22	専決処分の承認を求めることについて（昭和60年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第2号））	81頁
○ 日程第23	専決処分の承認を求めることについて（昭和61年度和泉市一般会計補正予算（第1号））	83頁
○ 日程第24	専決処分の承認を求めることについて（昭和61年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号））	85頁
○ 日程第25	昭和60年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	87頁
○ 日程第26	南大阪湾岸北部流域下水道組合の設置に関する協議について	89頁
○ 日程第27	工事請負契約締結について（（仮称）山手団地1棟建設工事）	94頁
○ 日程第28	工事請負契約締結について（和泉市立光明台北小学校増築工事）	96頁
○ 日程第29	和解について（ラブホテル訴訟事件）	98頁
○ 日程第30	土地改良事業の施工について（盆の池改修工事）	109頁
○ 日程第31	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	110頁
○ 日程第32	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	112頁
○ 日程第33	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	116頁
○ 日程第34	和泉市消防賞じゅう金条例の一部を改正する条例制定について	117頁
○ 日程第35	和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	124頁
○ 日程第36	昭和61年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について	129頁
○ 日程第37	昭和61年度和泉市一般会計補正予算（第2号）	131頁
○ 日程第38	昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	136頁
○ 日程第39	昭和61年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）	138頁
○ 日程第40	昭和61年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）	140頁
○ 市長閉会挨拶		141頁
○ 議長閉会挨拶		141頁
○ 閉会宣告（午後2時34分）		142頁

第 1 日



昭和61年6月24日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	成田秀益君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
13番	貝淵博治君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市長	池田忠雄	同和对策部理事兼解放総 センター所長事務取扱	生田稔
市助	坂口禮之助	同和对策部次長兼 総合調整課長事務取扱	向井洋
収入役	中塚白	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室長	杉本弘文	福祉事務所次長	大宅清臣
市長公室理事	神藤恒治	産業部長	松村吉堯
市長公室企画室長兼 市長公室次長事務取扱	稲田順三	産業部理事	中上好美
人事課長事務取扱	森利治	市民生活部長	中西淳富
秘書課長	井阪和充	市民生活部次長	原美助
総務部長	麻生和義	建設部長	浅井隆介
総務部理事	大塚孝之	建設部理事(開発担当)	兼子実
財政課長	阪豊光	建設部次長兼 下水道課長事務取扱	山崎琢磨
同和对策部長	橋本昭夫	都市整備部長	萩本啓介

都市整備部次長	三井義秋	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	富田宏之	教育長	西川喜久
改良事業部次長	高三一行	教育次長	逢野博之
改良事業部次長	笠木恒忠	管理部次長	鹿島賢昌
改良事業部次長	堀宏行	指導部長	崎山繁
病院長	竹林淳	社会教育部長	青木孝之
病院事務局長	藤原光夫	社会教育部理事	竹田明郎
病院事務局次長	藤原清司	社会教育部理事	明坂貞士
水道部長	田中稔	社会教育部次長	明坂文嘉
水道部理事	岩井益一	社会教育部次長	宮嶋忠雄
水道部次長	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
会計課長	赤田備信	選挙管理委員事務局長	農端小一
消防長	角谷泰夫	監査委員	久光喜多男
消防本部次長	高宮武男	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	吉田陽三
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬喜広	農業委員会会長	森口義忠
土地開発公社事務局長	佐原行雄	農業委員会事務局長	信田種行
土地担当参事			
土地開発公社事務局次長	中辻寿夫		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市嘱託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
参事	河原茂隆
主幹	大中保
係長	佐土谷茂一

○  
本日の議事日程は次のとおりである。



昭和61年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月24日)

日 程	種別及び番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前10時30分開議)

- 議長(田中包治君) おはようございます。大変長らくお待たせいたしました。議員の皆さんには、公私何かとお忙しいところ多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

会議に入る前に御報告をいたします。

去る5月28日、東京都で開催された第62回全国市議会議長会において、当市では永年勤続10年表彰に天堀 博議員さんが表彰を受けられました。その表彰状並びに記念品等の伝達は、過日、受賞のお祝いを申し上げて参りました。

なお、全国議長会の会議に提案されました議案は別紙の通り、満場一致で可決いたしましたので、御了承賜りますようお願い申し上げます。

第62回 定期総会議案

I 会長提出議案

1. 都市税財源の充実強化等に関する決議(案)

II 部会提出議案

1. 地方財政の充実強化について.....九州部会
2. 国庫補助負担率の引き下げ反対について.....北信越部会
3. 公共用地取得のための法・制度の改正について.....東海部会
4. 公共用地取得に伴う税制上の優遇措置について.....四国部会
5. 相続税の基礎控除並びに特別の改正について.....東海部会
6. 財産の取得または処分に関する議決要件の見直しについて.....近畿部会
7. 退職者医療制度改正による影響額の完全補填と国民健康保険制度の充実強化について.....関東部会

8. 国民健康保険国庫支出金にかかわる負担率の見直しについて……………中国部会
9. 国民健康保険財政の危機救済措置について……………四国部会
10. 国民健康保険制度の健全化について……………九州部会
11. 公立学校施設整備事業（大規模改修事業）の補助基準の改正並びに地方債制度化について……………東北部会
12. 義務教育施設の整備について……………東海部会
13. 水田利用再編対策について……………四国部会
14. 農林水産施設災害復旧事業費補助率増高申請の事務の簡素化について……………中国部会
15. 森林病害虫防除対策の強化について……………東北部会
16. 北洋漁業に関する救済措置について……………北海道部会
17. 新石炭政策確立に関する要望について……………北海道部会
18. 下水道事業の整備促進について……………北信越部会

○ 議長（田中包治君） それでは、本日の出席議員数並びに欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

（市会事務局長報告）

○ 市会事務局長（北野敦雄君） 御報告申し上げます。

ただいま御出席の議員さんは25名でございます。欠席並びに遅刻届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。

○ 議長（田中包治君） ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより昭和61年第2回定例会を開催いたします。

○ 議長（田中包治君） 本日の議会に出席を求めた者の氏名並びに議事日程は、お手元に印刷・配付しておるとおりでありますので、よろしく御了承を願います。

○ 議長（田中包治君） ここで、市長のあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） 開会に当たりまして一言、ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに昭和61年第2回定例会をお願いを申し上げましたところ、議員皆様方には、公私何かとお忙しい中、また、とりわけ衆参両院議員選挙を控え御多忙の折にもかかわりませず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして御提案申し上げます議案は、「南大阪湾岸北部流域下水道組合の設置に関する協議について」外14件、報告15件でございます。議案の内容につきましては別途、御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御議決、御承認賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

また、先ほど議長さんから御報告がございましたように、全国議長会より永年勤続議員として表彰を受けられました天堀議員さんには、長年にわたりまして和泉市発展のために御尽力をいただき深く敬意を表しますとともに、御受賞を心からお祝い申し上げ、今後、ますますの御健勝をお祈りを申し上げます次第でございます。おめでとございます。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつといたします。どうかよろしくお祈りを申し上げます。ありがとございました。

---

○ 議長（田中包治君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、1番・飯坂楠次君、2番・奥村圭一郎君、3番・田中昭一君、以上、3名の方を指名いたします。

---

○ 議長（田中包治君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から6月27日までの4日間としたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から6月27日までの4日間といたします。

---

一般質問発言者及び発言の要旨（昭和61年6月第2回定例会）

発言順・議席番号・発言者・発言の要旨

① 17番 西村 慎太郎 議員

1. 街づくりについて
2. 教育行政について

② 6番 赤阪 和見 議員

1. 市所有施設管理と充実について

## 2. 廃棄物処分地問題について

- 議長（田中包治君） 日程第3「一般質問について」を行います。

最初に、17番・西村慎太郎君。

（17番・西村慎太郎君登壇）

- 17番（西村慎太郎君） まず、町づくりの問題についてお尋ねをいたします。

恒常的な繊維不況や、また、最近の政府の経済政策の誤りからの円高不況も加わり、この和泉市におきましても、産業は非常に深刻な状況になっております。こういう中で市長におかれましては、この和泉市におきます産業構造の転換なども期待をして、産業文化エリア構想なるものを進めておりますが、この産業文化エリア構想の具体的な進展状況と、現在までの到達状況についてお尋ねをしたいと思います。

2番目に、和泉中央丘陵の開発事業も起工式が終わり、土地造成工事にかかっております。そこでこの春、第104国会で新住宅市街地開発法が改正をされ、中央丘陵の開発におきましても、住宅専用の開発から工場や倉庫や商店など、商工業活動ができる場所も多く取られることが予想されます。そこで、この新住法との関係で中央丘陵開発計画の見直しはどうか、具体的に御尋ねしたいと思います。そして、1期と2期に分かれておりますが、2期工事のめどはどうか、その点も合わせてお尋ねをいたします。さらに、この中央丘陵開発の成否をかけます泉北高速鉄道の延伸問題でございますが、現在の進捗状況を御説明願います。そしてもう1つ、産業文化エリアとも関連をいたしますが、大学の誘致計画はその後どうなっているのか、こういう点について明らかにしていただきたいと思っております。

町づくりの3番目ですが、道路網の整備についてでございます。近畿自動車道や泉州山手線の建設計画に伴う公害対策につきましては、北池田校区から道路公害対策を求める要望も出されているようですが、この間の北池田校区の道路公害対策協議会と市、公団の取り組み状況、その経過を御説明願いたいと思っております。また、道路公団は環境影響評価を行う予定になっているのかどうか、そういう点も明らかにしていただきたいと思っております。市として、この近畿自動車道建設に伴う公害対策など、生活環境を守る方策を検討しているのなら、各小学校区ごとに具体的にどういう点を検討しているかも明らかにしていただきたいと思っております。

町づくりの最後でございますが、大阪市や堺市などのベッドタウンとしても、また、空港計画とも関連をいたしまして、新たな開発など和泉市の至るところで住宅建設が進められております。今後もそのスピードは加速をされていく予測であります。そういう中で、従来の幹線道路整備や都市計画道路の建設が追いつかないのが現状です。マイカーによる交通渋滞を解消す

るためにも、公共交通機関でありますバスの活用も検討されることが非常に重要だと考えております。今後の町づくりを進める上で、バス路線の見直し検討の時期になっているのではないのでしょうか。見直しの作業は今後、具体的にどうしていくのか、そういう点についてもお答え願いたいと思います。

また、国鉄の問題であります。今度の空港関連の地域整備計画にも一部、取り上げられておりますが、阪和線3駅周辺を中心とした町づくり計画について、住民の切実な願いもますます増えているわけであり。とりわけ、分割民営化で揺れております国鉄との協議の問題、また、和泉市独自の町づくり計画の中での短期、長期を含めた具体的計画について今後、どう進めていくのか、こういう点についてもお尋ねしたいと思います。

商業活動についてであります。既存商店の営業を守ることや、また、地域住民、消費者の要求にこたえる商店街、そして、小売市場づくりを進めるためにも、大手スーパー、小売り業大資本の店舗の新增設は、コンビニエンスストアなど系列店も含めて、その取り扱いの慎重さが求められているわけであり。私も日本共産党は、このような大規模小売店舗法の改正も含めて、都道府県による許可制にしなければならないと考えておりますが、いま、イズミヤ、ダイエー、ニチイなどのスーパーの新たな店舗展開の動きはどうなっているのか、お答え願いたいと思います。

次に、教育行政についてお尋ねいたします。

教育相談員と教育奨励費貸付制度がことしから始まりましたが、教育相談員はどこに配置され、その活動はどうされているのか。その効果は、この間の活動からどうなっているのか。今後の教育相談員の活動の方向はどう考えておられるのか、こういう点についてお答えください。また、子供の間で起こっているいじめや登校拒否、非行などを解決するためには、現場教師と父母との連携がより一層求められている時期ですが、具体的な活動についても、あればお答え願いたいと思います。教育奨励費の問題であります。貸付制度が始まりましてから約3カ月がたつわけですが、この間の実績についてはどうなっているのか、お答えください。そして、同和対策も含めて、他の制度との併用は絶対されないのかという点について再度、御確認をしたいと思います。

教育問題の2番目ですが、社会教育審議会の答申が出され、その具体化に関連して以前の議会でもお尋ねいたしましたが、その後の具体化が放置されているのが実情だと考えております。この間、社会教育委員会はどのような活動をされてきたのか、御報告をお願いいたします。

教育問題の3番目、学校教育問題についてであります。ある小学校で間違った内容を教えることや授業の進め方のまずさなど、担任教師についての苦情が父母から学校に寄せられ、そ

のクラスの授業については、校長や教頭も付いて進めるという不正常的事態が発生していると父兄から訴えがありました。その原因と当面の対策、今後、どうしていくのか、具体的なお答えを願いたいと思います。

学校教育の2番目は、信太中学校のマンモス化の現状と今後の見通しについて具体的にお尋ねしたいと思います。信太中学校の周辺では、新たなマンション建設や公団用地の造成などでますます住宅市街化が進んできているところであります。こういう中で、プールや校庭の運用問題、また、クラスが44クラスにもふえるという、信太中学校におけるマンモス化の解消の対策をどうしていくのか。また、今後の見通しについてお尋ねいたします。

教育問題の最後であります。40人学級制が今度の小学校1年生から実施されております。私どもは、子供たちの教育環境の改善をしていく重要な振興策だと考えております。父母の願いもすべてのクラスで40人学級制の実現をしてほしいと願っておるわけですが、いま、和泉市におきまして、40人以上のクラスは小学校、中学校別に幾らあるのか、お答え願いたいと思います。

こういう点に立ちまして、町づくりと教育問題は、今後の和泉市発展について非常に重要な問題であると思いますので、自席からの再質問の権利を留保いたしまして、質問を終わります。

- 議長(田中包治君) それでは、理事者の答弁願います。
- 市長公室企画室長(稲田順三君) それでは、コスモポリス構想の進捗の状況につきまして、企画室の稲田より御報告申し上げます。

昨年11月27日に議員皆様方の御支援をいただく中で御議決を願い、和泉市コスモポリス地域開発推進機構をつくっていただきましたが、その後の状況について御報告申し上げたいと存じます。

本推進機構設立以後、本格的な調査研究を進めております。具体的には、60年度におきましては、航空測量、土質・土壌調査、権利関係等の調査を行ってまいったところであります。また、基本計画の検討におきましても、道路、下水、河川等の基本的な考え方について取りまとめ中であります。これらの取りまとめを受けまして現在、大阪府と協議を重ねておるところでございます。大阪府内部におきましても去る5月19日、大阪府庁内連絡調整会議が発足されました。19課でございます。また、6月中旬より和泉市と大阪府各課が具体的な点につきまして種々協議し、また、御指導を願っている実態でございます。

また一方、地元の対応でございますが、本年1月と5月の2回にわたりまして、春木町の町会員と役員の方々及び久井町の町会員と役員の方々に対しまして、コスモポリス構想の対応について、また、現在の取り組み状況につきまして御報告をしたところでございます。今後、本

年中にコスモポリス構想の具体化に向けての見きわめを行ってまいりたいと考えているところ  
であります。ただし、見きわめをつける段階におきましては、議会の先生方にも十分御報告を  
申し上げ御理解を賜ってまいりたい、このように考えております。

以上、簡単でございますが、コスモポリス構想の進捗状況でございます。

- 議長(田中包治君) 次。
- 都市整備部次長(三井義秋君) 2点目の新住法の改正につきまして、都市整備部の三井か  
らお答え申し上げます。

御承知のごとく、新住宅市街地開発法の一部改正の法律が去る5月16日付で公布されてお  
ります。今回の改正の主な内容につきましては、従来の法律では、住宅を主としたベッドタウ  
ンの開発でございましたが、今回の改正によりまして、主婦などが住宅の近くに雇用できる場  
の提供、企業者の職住接近、地元地方公共団体では、企業の誘致による税収入の増加及び昼間  
人口の増加による都市機能の増進などに寄与するため、特定業務施設を設けることができる、  
ということでございます。たとえば一般企業の事務所、広告代理店、無公害の都市型企業のク  
リニング工場、給食センター、自動車修理工場、印刷工場などと企業の研修施設、ホテル、文  
化スポーツ施設などの複合的な機能を備えた市街地の開発を目指す、とされております。これ  
らの施設整備のために都市計画法の用途地域において、新住区域内に準工業地域を定めること  
ができる、とされておりますが、あくまでも新住法の目的が、その大部分が第1種、第2種住  
居専用地域にあることには、法律的な変更はされておられません。

以上が主な内容でございますが、御承知のごとく、本市の中央丘陵につきましては、去る8  
月、北部地区及び中南部の一部、学研等も含め約171ヘクタールの起工計画の届け出を建設  
大臣に行っております。この届け出の内容につきましては、都市計画決定をされた時点の内容  
と変わりなく、新駅周辺の商業地域とし、ほかは住宅を主とした施設の内容でございます。

御指摘の第2次分の約200ヘクタール、中南部の一部と西部地区の施行計画につきましては  
は、新住法改正により一部変更されることも考えられますが、現在のところ、どのようにする  
かはまだ決まっておりません。今後、公団と十分協議の上、決定していきたいと存じます。また、  
変更の内容によって準工業地域を設定する場合は、地域の変更について都市計画審議会にお諮  
りし、所定の手続をとることとなっておりますので、よろしく御理解を賜りたくお願いいたし  
ます。

- 議長(田中包治君) 次の答弁。
- 都市整備部長(萩本啓介君) 泉北高速鉄道の関係と大学につきまして、都市整備部長萩本  
よりお答え申し上げます。

泉北高速鉄道の延伸問題につきましては、従来まで大阪府の交通政策課及び泉北高速鉄道あるいは住宅・都市整備公団の三者で協議会を設置いたしまして、いろいろと1駅延伸についての御検討をいただいてきております。かなり突っ込んだところまで議論がされているように思います。市といたしましては、市長以下、議会を含めまして、常に65年度の初期入居に間に合わせるように、ということで要請をしておるところでございます。今後、初期入居に間に合わせるようになりますと、事業主体の早期決定と法手続に入る必要がございますので、われわれとしても、そういった線で引き続いて強く要請してまいりたい、かように思います。

それから、文化エリアの学園ゾーンの大学誘致問題でございますが、これは前にも申し上げましたが、(仮称)和泉医療福祉短期大学というものが一応、市内部の大学検討委員会の中で前向きに検討ということでやっておりますが、大学自体もいろいろと文部省あるいは大蔵省といった関係方面に学校設立についての詰めを行っております、かなり具体的に進んでおります。

なお、他の大学につきましては、これも以前に申し上げましたテンブル大学という例もありますが、これについては、まだ具体的な詰めを行う段階には至っておりません。

以上でございます。

○ 議長(田中包治君) 次。

○ 産業部長(松村吉堯君) 御質問の町づくりの御質問の中で産業部関係の3点の問題につきまして、産業部長松村よりお答え申し上げます。

まず、近畿自動車道並びに泉州山手線の開設に伴う公害の問題でございます。北池田地区の公害対策委員会と事業者である日本道路公団の話し合いに出席いたしました。過去4回行われました。地元の要望を参考に、日本道路公団に対しまして、いろんな要望も含め環境影響調査の実施を文書で申し入れを行ってまいりました。その環境影響調査報告書の代表版として、北池田地区の環境測定の結果が6月13日、地元公害対策委員会にも提出されまして、地元の委員会では現在、報告書をもとに検討を行っているところでございます。市におきましても早速、調査報告書をもとに指摘事項9項目をまとめ、6月16日に道路公団事務所において協議を行い、資料の提出を願っているところでございます。今後は、地元の検討結果を踏まえながら、地元住民の御要望等も含め環境保全対策に十分対処するよう、日本道路公団に対して協議を重ねてまいりたいと存じておる次第でございます。

また、泉州山手線につきましても同様、事業者に対しまして環境保全に努めるよう、要望並びに協議を行ってまいりたいと存じておりますので、御了解を賜りたいと存じます。

なお、北松尾地区の問題につきましても、先ほど御答弁申し上げました9項目の中に入れ、



北池田地区と同じような環境影響調査を実施し、その結果を提出していただきたいという要望を付け加えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、市内バスの問題でございます。現在、市内のバス路線につきましては、泉大津光明池線のほか4路線が、南海バスによって運行されております。市内における道路交通事情は、自動車、ミニバイク、自転車等の増加によりまして、ますます悪化の傾向でございます。これらによって正常な運行はできず、バス離れの1つの原因になっているところでございます。これを解消するために、幹線道路の整備が急務ではないかと考えておりますけれども、当面、総合計画に基づく、特に中央丘陵を中心とした主要路線計画に基づく市内バス路線の見直しにつきましては当然、南海バスとも十分に協議を行うつもりでございます。現在では、まだ道路建設も具体化されていない中、南海バスと具体的な協議はされておりませんが、道路工事が具体化される中、市内バス運営協議会の皆さんのお力もお借りしながら、この見直しについて協議をしてみたいと存じますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

引き続きまして、大型量販店の問題でございます。具体的には、ニチイ、ダイエーの出店問題でございますけれども、本年4月、業者と商店街連合会大型店対策委員会との間で、名刺交換というきわめて儀礼的な第1回目の接触が行われました。その後、こうした対策委員会あるいは商店街連合会の役員改選等、内部的な改選の時期に入り動きが止まっておりますが、引き続き6月以降、話し合いを行っていききたいということで決定いたしました。

当然のことながらニチイ、ダイエーの業者は、早期出店の実現を基本として対応しておりますけれども、一方、商店街連合会といたしましては、大型店の無制限な設置に反対の立場でございます。しかし、最近の商業をめぐる状況は、全国的な小売り店の減少などの流通の変化、消費者ニーズの多様化など、新たな対応が求められているところであります。また、本市の立地条件から市民の約50%が市外で買い物をしている現状の中、市民の利便性も考えた場合、大型店問題につきましても検討の課題とすべきであろうと考えております。地元業者の意向を尊重しながら対応をしてみたいと存じておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 次の答弁。

○ 市長公室企画室長（稲田順三君） それでは、総合計画の実施計画につきまして、稲田より御報告申し上げます。

去る昭和59年10月、第2次和泉市総合計画が策定され、昭和70年を目標年次といたしまして、本市の将来を展望する町づくり構想の指針ができて上がったものでございます。総合計画の策定につきましては、総合計画の審議会委員さん、また、市議会議員さんより基本構想の実施計画策定の必要性を指摘されてございます。また、財政基盤の脆弱な本市にとっては、計

面的な行政運営がぜひとも必要な時期であるとも指摘されております。

このような時期に当たって、実施計画の策定によって限られた財源を効率的に配分し、計画的な行政運営に役立てようと心がけようとするものでございます。したがって、本年10月末を目途に実施計画の取りまとめを行うべく、部長会、また、去る19日には全次長、課長を対象にした機関で検討し、取りまとめを行ってまいりたいと考えてございますので、この点、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

- 議長（田中包治君） 次。
- 指導部長（崎山 繁君） それでは、教育問題につきまして、まず、教育相談室の件につきまして、指導部崎山からお答えいたします。

相談室はどこに設置されているか、ということですが、国府小学校内にあります教育研究所内に相談室を設けております。

開設以来の業務内容でございますが、幼児のしつけの問題から一般社会人の問題、それから、学校の管理職あるいは教諭による学校運営あるいは学級制度の問題につきまして相談を受け、その解決に当たっておるわけでございます。また、相談の方法といたしましては、来室していただく場合あるいは電話で相談を受け向くなどいろいろございますが、現在、軽微な問題を除き12件の相談を受けております。さらに、相談員活動といたしましては、学校からの研修の依頼に応じまして、保護者対象の講演会等に出向いております。

その効果ということでございますが、相談に適切に応じまして問題により解決を見ております。さきに申し上げました12件のうち、現在も継続中のものは、小学生問題が1件と高校生の暴力問題が1件ということでございまして、それなりに効果を上げておると思っております。

さらに、社会問題になっているいじめとか登校拒否につきましては、保護者との連携が必要でございますが、さきに申し上げました講演会や懇談会に出かけ、こういった問題についての分析なり指導をいたしております。

続きまして、奨学資金制度の実績でございます。本年度に制度が発足したわけでございますが、29件について貸し付けを行っております。内訳といたしましては、公立の高校生が18件、私立高校生が11件で、現状での本年度の貸付金は157万8,000円となります。

なお、他の制度との併用ということでございますが、現在のところ、これは認めてございません。

以上、教育相談室と奨学資金制度についてのお答えといたします。

- 議長（田中包治君） 次。

- 指導課長（木村吉男君） いじめ、不登校等の生徒指導に関する家庭、地域等の連係を加えた具体的対策につきまして、指導課の木村がお答えいたします。

年度初めに出されます大阪府教育委員会の市町村教委に対する要望事項を受けまして、市独自の生徒指導に関する6項目の指示事項を各学校に示しております。そのうちの6番目で家庭や地域社会との連係を密にすることを強調し、これを受けて各学校では、学級懇談会や学年懇談会、PTA懇談会を通じ、特に家庭と学校の連係を図っております。また、学級担任の日常の学級指導の中では、学級通信の発行、日記指導等によって家庭との連係を図っております。

以上でございます。

- 議長（田中包治君） 次。

- 社会教育部長（青木孝之君） 社会教育委員会の御答申をいただいて以後、社会教育の総合的施策についての具体的活動について、社会教育青木よりお答え申し上げます。

御答申をいただきました内容は、社会教育行政全般にわたります非常に多岐な分野でございます。それぞれの果たす役割なり振興策、指導育成策、施設の整備等の御指摘を賜ってございます。本市総合計画並びに総合基本施策の実施計画に基づいて、答申の趣旨に沿いながらその実現に向け努力をしておるものでございます。よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 次。

- 指導部長（崎山 繁君） ある小学校の問題でございますが、御承知のように、本市のある小学校にありまして、教員の指導上の問題で御指摘を受けております。御指摘を受けて以来、教育委員会といたしましては学校長の詳しい報告を受けてその対応策を検討し、現在、対応しているわけでございます。

これの原因ということでございますが、指導する教材に対する研究の不足であったかと思えます。保護者の方の御指摘につきましては、学校、教育委員会といたしましても、ごもっともな御指摘であるという見解に立ちまして、児童の学力を保証し保護者の信頼を回復すべく、当該教諭の十分な指導力を付けるための指導助言を続けてまいっております。先ほどの御質問にもありましたように、当該教諭の研修を進めるという中で、校長、教頭も授業に入る、あるいは指導をするという形で行われているのが現状でございます。対策といたしましては、重点的に当該教諭の欠落した部分についての研修を進め、その成果を上げ、教科指導の力量を高めていただくということで対応しております。

- 議長（田中包治君） 次。

- 総務課長（白樫通有君） 信太中学校の過大規模校の見通し、対策につきまして、総務課白

際からお答え申し上げます。

文部省では、31学級以上の学校を過大規模校としております。先生が仰せの信太中学校につきましても現在44学級で、過大規模校に該当いたしております。今後の見通してございますが、2年後の63年度がピークとなり、その後、減少の方向に向かいますが、依然として過大規模校の状態が続く見込みでございます。

これらの対策といたしましては、59年度におきまして将来推計、地域周辺の住宅開発等を加味し、校舎の整備増築を行ったところでございます。それによりまして保有教室が50教室となり、ピーク時に対応可能となっておりますので、御報告を終わります。

○ 議長（田中包治君） 次の答弁。

○ 管理部次長（鹿島賢昌君） 40人学級につきまして、学事課の鹿島からお答えいたします。

和泉市の現状はどうか、ということでございます。5月1日に集計したわけでございますが、小学校におきましては、普通学級368学級の中で40人以下の学級が285.77%でございます。41人から45人までの学級が83.23%でございます。中学校におきましては、普通学級が196、そのうち40人以下が84.43%、41人～45人が112.57%でございます。

以上でございます。

○ 17番（西村慎太郎君） まず、町づくり問題で再質問させていただきます。

産業文化エリアの問題でございますが、後の中央丘陵とも関連してくるわけですけど、1つは、春木、久井地区で説明会を行ったということでございますが、この間、議会の常任委員会や産業部なども先進市を視察するというので、私達も御殿場市へ行って参りました。そういう他市の状況を見ましても、用地取得問題が大きなネックになってくるのが考えられるわけですね。その点で今後の計画が順調に進むかどうかについて、用地問題をどう解決されていくのか、お示し願いたいと思います。

もう1つの問題として確認をしたいと思うんですが、中央丘陵の第2期では、大幅な見直しは予想されるというふうに考えていいのかわかりませんが、お尋ねしたいと思います。

それから、泉北高速鉄道の問題でございますが、事業主体をどこに決めるかを考えているということですが、具体的に泉北高速鉄道の建設のめどというのか、着手の年月がわかればお示し願いたい。

産業文化エリアの大学誘致問題は、それで結構です。

それから、道路整備問題でございますが、環境問題について公団に要望しているということですが、具体的に市としては、具体的に住民に対してどう責任をとられるのか、明確に

していただきたいと思います。いま、北池田校区、北松尾校区のどちらについても公団に要望しているということですが、町づくりの上で、道路をつくっても公害が起こらないという保証をどこに求めていくか、ということが大きな問題になってこようかと思ひます。その点でお願いしたいと思ひます。

道路公害を防ぐよい見本として、千葉県流山市では常盤高速道路ができる折、市民や市議会、市当局が協力して住宅地域のトンネル化やふた架け方式で道路をつくり、その巨大道路によって町を2つに分断することによって一定、道路公害を防ぐことができたわけですが、また、市が公団に約束させ、数カ所で24時間体制で騒音や排気ガス関係の濃度の測定などもしているということでもあります。こういう点を見ましても、和泉市としても具体的にどう主体的に取り上げて頑張っていくかどうかが、この道路建設で周辺住民の環境を守っていく上で非常に重要な位置づけがあると思ひます。市としての主体性を持った具体的な公害対策をどう進めていくのか、明確な答弁をお願いしたいと思ひます。

それから、バス問題ですが、中央丘陵開発はいま、調整池の造成や工用道路の建設などが始まった準備の段階であります。しかし一方、鶴山台周辺や和気父鬼線の西部地域などでは、ミニ開発がたくさん進行しております。先ほどもお話しましたように、幹線道路の整備拡張、また、岸和田南海線などの建設につきましても、その具体化が非常に遅れている状況であります。朝夕のラッシュを解消する問題と、いまのバス路線では、新しい住宅地の住民の交通機関としてのニーズにこたえられないという問題も出てくるわけでありまので、バス協なりで早急にバス路線の見直し作業に入って検討していかなければならないと思ひます。これはことし中にもバス協を開いていただき、新しい住宅地の住民のニーズも取り上げていただきたいと思ひます。

それから、スーパー問題ですが、コンビニエンスストアなども含めまして、非常な勢いで出てこようかと思ひます。百貨店問題にしても、とりわけ、テナント料とか出店問題などにつきましても、商店の希望などを聞いて調査も進めることが大事であります。中央丘陵の百貨店問題にしても、一等地につきましても、なかなか地元の中小商店が進出できないという状況になっておりますので、こういう点についても、市として地元の商店対策ということで進めていただきたいと思ひます。

以上、町づくりの件で再質問いたします。

- 市長公室企画室長(稲田順三君) コスモポリス構想の問題について、稲田よりお答え申し上げます。

確かに先生の御指摘どおり、この事業が成功するかどうかは、用地集約が一番大事だという

ことは、われわれも十分認識しております。加えて企業を誘致して整地ができて、初めて成功するわけでございます。その点につきましても、いろいろむずかしさもあろうかと思いますが、十分に調査研究を進めてまいりたいと思いますので、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 中央丘陵の関係につきまして、萩本よりお答えいたします。

先任ども次長から申し上げましたとおり、総面積370ヘクタールのうちの今回、施行計画の1期分が171ヘクタール、200ヘクタールの分についてが2期分の施行計画となるわけでありまして、現在のところ、そういった法律の改正によりまして若干、準工が用途地域として加味できるようになったわけでありまして、しかし、私ども、また公団としても現在、2期分についての具体的な話し合いには入っておりません。また、公団といたしましても、2期をどうするかということについての具体的な案もないわけでありまして、従来の線では進んでいるわけでございます。

なお、ことしから来年にかけましてそういった問題も含め、あるいはそのときのいろんな業界のニーズとかいったものも十分検討させていただき、最終的に62年末か、63年度の初めぐらいに具体的な2期分についての案をつくっていきたい、かように考えるわけでございます。

それから、鉄道につきましては、私どもは泉北高速鉄道が事業主体ということ、ほぼ間違いないと考えております。

なお、工事までのいろんな法手続につきましては、少なくとも2年ぐらいは必要と思われるし、また、工事自体は短期間にできるわけでございますが、試運転といったことも必要なので、少なくとも工事と試運転で一年以上かかるものと思います。本年中にそういう形の取り組みを開始しないと、当初、われわれが要望しているような65年春までには間に合わない、かように考えます。

○ 産業部長（松村吉堯君） 3点についての再質問でございます。

まず、道路建設に伴う公害問題でございますけれども、道路建設で予想される公害測定も十分行っていくべきですと同時に、特に地元住民皆さん方の御要望も踏まえながら、市の責任といたしましても、今後、築造される道路事業者に対しまして、現在技術で最大限の公害防除を施してもらおう。一方、われわれの方も研究、要望もしてまいりたいと考えます。

なお、バス問題につきましては、お説のとおり、検討、協議してまいりたい、このように思っております。

それから、大型店舗問題に伴う地元商店対策でございますが、この問題につきましても、大型店の進出をそのまま受け入れるということではなく、いわゆるテナントの数、具体的にはスーパーなどは売り場面積の問題等も踏まえ、地元商店の保護策、振興を図ってまいりたい、この

ように存じますので、よろしくお願ひいたします。

- 17番(西村慎太郎君) 町づくりの最後ですが、公害問題では、公害防除のために現在の最大限の技術で要望していくとのことですが、トンネルやふた架け方式も含めて、と理解していいわけですか。
- 産業部長(松村吉堯君) 地形的な問題もございしますが、それらも含めて検討してまいりたいと思います。
- 17番(西村慎太郎君) 最後に、市長に要望したいと思うんですが、いろいろ町づくり問題につきまして総合的にお聞きをしたわけです。産業、住宅、鉄道、バス、道路公害、商店対策等経済構造的な問題も加味され、若干といいますが、大幅に軌道修正されるという予測も答弁の中に出ております。市長さんがかねがね言われる「住んでよかった和泉市」にしていくためにも、いま、住んでいる人にもそう言えるようにしていかなければならないと思います。そのためにも開発や町づくり計画については、地域住民や各分野の代表、専門家の参加で民主的に協議して策定していけるような町づくり委員会を、ぜひ早急に設置していただきたいと考えておるわけでございますので、よろしくお願ひいたします。

信太中学校のマンモス化問題でございますが、いま、御答弁がありましたように、今後、住宅がふえる可能性は大にあるということで、63年度がピークになるというのは、信太中の校区においてそう考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

- 教育次長(逢野博之君) お答え申し上げます。  
先ほど課長から御答弁申し上げましたように、先生の御指摘どおり、63年度が一応、ピークと予測いたしております。現在、考えられる地域開発につきましては、すべてその推計の中に織り込んでおる次第でございます。

- 17番(西村慎太郎君) 教育問題についてまとめさせていただきます。

社会教育も含めまして、この社会教育委員会の具体的な活動については、御報告がなかったわけでありまして、いじめや体罰の増加、非行問題、いわゆる落ちこぼれの増加、学歴社会と結び付いた受験戦争と過剰な偏差値割りによる進路決定など、教育公害はいま、非常に大きな社会問題となっており、父兄におきましては、この解決のために大変苦勞しているわけでありまして。

戦後の公教育の問題につきましても、中曽根総理の意を受けて臨時教育審議会が2回、答申をしているわけでありまして、その中でも公教育の規制の問題や国の責任の放棄、また、企業経営上からの教育分野への介入などで大変な状況になっております。こういう政府のやり方につきましては、教育を改革していくという立場ではないと考えているわけです。その中でいま、

大きな問題になっているのは、小学校や中学校、高校の教育環境を充実していくことが課題だと考えております。40人学級の早期実現やマンモス化の解消、私学助成などが大きな問題になってこようと思います。それらの点にぜひ力を注いでいき、今後も頑張っていたきたいと御意見を申し上げ、終わりたいと思います。

○ 議長（田中包治君） 次に、6番・赤阪和見君。

（6番・赤阪和見君登壇）

○ 6番（赤阪和見君） 市所有施設管理と充実についてであります。ここに例を挙げ質問の説明をいたしますが、私は、基本的な考え方、市行政の方針について、市長、助役、理事者の方にお伺いいたします。なぜならば、原課は上司の指示のもとに予算計画を立て、実行することであり、また、計画立案はするが、上司に対し伺いを立て指示を待つわけであり、上司、理事者の決裁のない事業、予算のない事業は、実行したくともできないことであるゆえ、質問に対する御回答は、決裁権のある方にお伺いいたします。

和泉市の玄関である国鉄和泉府中駅前、ロータリーを見ますと、周辺は立て看板を立てる絶好の場所であり、それも公共機関のものばかりであります。選挙管理委員会、和泉警察署、交通安全協会、和泉市消防本部、青少年問題協議会等々の看板が、堂々と立てられているというよりは設置されているという方が適切であります。「丸井繊維寄贈」と銘板が入った噴水も相当以前から動いてなく、ライオンズクラブより寄贈された石碑、実篤筆の「いずみ」と刻まれたものも全く見えず、時計も薄汚く汚れている。設置されている水銀灯も6カ所すべて切れ、中でも4カ所は頭部がなくなっている。また、いかに選挙中とはいえ、二大政党はイメージポスターを周辺柵にくくり付けてあります。特に「ウソつき帝相」と言われている人の大きな顔写真を堂々と10枚も並べてあるのには、私自身、あいた口が締まりませんでした。皆様方は、このような実態を見てどのように感じますか、お答え願いたい。

次に、観音寺遺跡公園に寄贈されて市の名所となっていた縦穴式住居も焼失し、以後、何ら手も打っていないだけでなく、中へ入るや大人の腰まである雑草が生い茂っています。市の環境保全条例から見ても非常に問題があります。遺跡の入り口には、真新しい「観音寺遺跡」と刻まれた和泉市文化財保護委員会指定の石碑が建てられていますが、どこにその面影があるのでしょうか。三井団地の方々のみならず、大きな教育効果を上げていた遺跡公園、市の玄関を通行する人々に「目に緑を、心に潤いを」との願いで大変な思いをして御寄贈いただいた人々に対し、この行政の姿勢に怒りを覚えるものであります。

2百数十億円の文化財の寄付と言われる久保惣美術館の管理と比べることはできませんが、施設寄



付について真剣に考えるべきときがきているのではないですか。寄贈された施設だけでなく、市で計画設置した施設についても、管理不足によってむだになっているところが数多く見られます。前の決算委員会でも質問しましたが、市立病院の噴水もそのとおりであり、各公共施設の電気設備も、見直しによって契約電力料金の節減が図れるわけではありますが、今後、どのように対処していくかをお聞かせ願いたい。

公園については以前から申し上げているとおり、小さな子供たちが保育園、幼稚園、小学校で教わる保健衛生面での手洗い場、トイレの設置は欠かすことのできない施設であります。公衆トイレについては、これまでの都市づくりの中では、必ずしも正當に位置づけられていません。アメニティーをすなわち環境の総体としての質と考えた場合、公衆トイレは不可欠な社会的施設として位置づけていくことが必要であります。

さらに、街頭や公園の公衆トイレだけでなく、公共施設や駅、観光地などの公共の利用に供されるトイレを、公共トイレとしてトータルに位置づけていくことも必要であります。お年寄りや体の不自由な人々にとっては、公共トイレはみずからのモビリティにかかわる問題であるし、一般の人にとっても、排せつという人間の根源的な欲求を快適に満足させてくれない都市は、アメニティーの高い都市とは言えないのであります。行政をあずかる私たちの責任として、子供や弱者に対してウソのない社会を築くためには、せめて公園と言われるところには、トイレ、手洗い場の設置が必要ではないでしょうか。

合わせて、小田池公園も約半分の供用開始をされていると聞きますが、入り口のない公園、草だらけの公園がどこにありますか。後ほど、議案として隣地買収の上程をされますが、それは別として、現計画をどのように立てているのか、お聞かせ願いたい。

次に、カーブミラーに番号を添付し、設置場所を明確にして管理に努めていると聞き及んでいますが、カーブミラーすべてに添付されていない。抜けている個所があります。この事例をとっても、広大な市域管理は非常にむずかしく大変であるのはわかります。そこで、交通安全施設、道路の損傷部の発見等の関係部局への報告について、各方面から通勤する職員の方々からその都度報告する。また、資産税調査員、水道職員、教育関係職員、運転手等、市域へ出ていく職員すべてが常に市域の状況把握に心がけ、市民の公僕として責任ある姿勢が必要ではありませんか。

大半の職員は市内に居住する一市民であり、中でも一番市行政にかかわりを持った人々であります。過去に耳にした例ですが、ある職員の住む地域で「カーブミラーが壊れているから修理してほしい。市へ言ってほしい」とお願いすると、その職員の方は「町会長か議員に頼む方が早い」と言ったそうであります。この話を聞いて私自身、何か割り切れないものを感じまし

た。だれがどう言おうと、市として市民に公平、平等に対処すべきであると考え提言いたしますが、理事者のお考えはどうでしょうか。

次に、中央丘陵用地の管理についても、市道隣接の雑草が歩道まで覆いかぶさっていることについてはいつも指摘するとおりであり、私たちが言わなければ草刈りが行われぬ。最近、歩道に工事用車両が堂々と駐車してあります。工事用進入路工事も着々と進み、いよいよ本工事に掛かると思われますが、工事の内容、中身については別の機会とし、過去、提言していた工事用防護柵について、保育園児、幼稚園児、小学生、中学生、高校生、一般市民の方々に、たとえば壁面のようなものを製作する機会を与え、和泉市始まっているの大開発事業を身近なものにし、市民1人1人とのかかわりを大きく持ち、情操教育と豊かな自然との触れ合いを未来へ継承できる機会をつくるべきであります。

また、市の中央部に位置するなだらかな丘陵を利用した開発は、今後、近隣では二度とないのではと考え、この大工事が市民のためになるよう、完成してからではなく、工事当初から教育の一環としてとらえ、高台に展望台のような広い土地を先に造成し、市民が見学、学生が写生大会、小さな子供は、いままで見たことのない怪獣のような工事用重機類に胸をときめかせる、そのような夢のある、自由に見学できる場所を提供してはどうか、と提言するものであります。

大きな2番目、産業廃棄物問題についてであります。納花町から大野町への農免道路に面し、最近、一般自家廃棄物処分地が数多くつくられているが、市行政としてどのように把握し、これら投棄物に対して指導されているか、お聞かせ願いたい。多くは土砂、瓦れきの類ではあるが、中には非常に危険な管理物もまじることは絶対ないと確信を持って答えられますか。本市と泉北環境施設整備組合で計画されている松尾寺処分地の進捗状況はどのようになっているか、報告願いたい。

次に、納花町にある大栄環境の産業廃棄物最終処分地訴訟事件とラブホテル訴訟事件との関連性についてお尋ねいたします。

前者は市民対業者であり、後者は業者対市行政であって相違していると一面では見えるが、どちらの申請案件も市行政を経由して府への上申であります。また、どちらも周辺関係住民は反対をしていたのでございます。しかし一方は許可の方向で上申し、一方はあくまでも不許可で、業者より行政不服審査で裁判へと進んだのであります。

しかも、前者のことで私たちが理事者の方に尋ねると、「司法に委ねられていることなので答えられない。口をはさむことはできない」と行政としての見解も述べられず、責任逃れの本で来たと言っても過言でないと確信いたしております。しかし、後者のことで私たちが理事

者に尋ねると、周辺住民や協議会が反対であるからと、建設の前段にもかかわらず市長、あなたは必ずラブホテルに変身するとの確信を持っていましたね。この2つの訴訟にかかわった市民の皆さんは、同じ市民ではないのですか、市長にとってどう違うのですか。この2つの訴訟の関連性、かかわりについて、はっきりと答弁願いたいと思います。

以上、答弁のいかんによっては自席からの再質問の権利を留保して終わります。

- 議長(田中包治君) それでは、答弁は午後をお願いいたしまして、ここでお昼のため午後1時まで休憩いたします。

(午前11時35分休憩)

(午後1時00分再開)

- 議長(田中包治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

赤阪議員の質問に対する答弁を願います。

- 道路課長(谷 俊雄君) 府中駅前のロータリー関係につきまして、道路課長よりお答え申し上げます。

まず、第1点目の看板の設置の件でございますが、御指摘のとおり、かなりの数の看板が立っております。公的なものばかりとはいえ、交通上あるいは美観上からも支障を来しているものもございますので、整備と撤去を合わせて設置者に対して指導していきたい、かように考えております。

次の2点目の噴水の件ですが、これにつきましては、水槽が直径5メートル程度と比較的小さいため、水を高く上げるとしぶきが飛んで歩行者や車にかかるとかの苦情がありまして、止めたまま現在に至っている状況でございます。しかし、駅前のシンボルでもあり、設置当時から交通事情も大変変わっておるため、ロータリーのあり方、活用について関係者とも十分協議、検討していきたい、このように考えております。

3点目の水銀灯の切れている件ですが、4、5年前、省エネがよく言われたときに消灯したものでございます。さらに、広告灯等がふえまして明るくなったということもあって現在に至っております。しかし、早急に復活いたしまして必要なものは点灯していきたい、かように考えております。

次に、選挙ポスターの件ですが、かなり立ててあるわけでございます。他のところも含めまして現在、警察や選管とも協議しながら設置者に善処方を申し入れたいと考えております。

- 6番(赤阪和見君) 私の説明の中でも提言もありますので、この件と産廃の件が主な質問内容でありますので、特に先に再質問をさせていただきたいと思います。

まず、噴水の件でございますが、これも水を高く上げるとかかるとか、どうのこうのと言っておられますが、高いとか、低いからということではなく、このロータリーの現状は把握されていると思いますけれども、看板を立てる場所であるにとられてもやむを得ないと思ひ。特に実篤筆による非常にりっぱな石碑が建っているが、これなんかも前の木で見えない、刈られてないからね。その裏には「天に星、地に花、人に愛」という名文句が彫ってありますが、これとても何も見えてない。

選挙のことも、選管がどうする、警察がどうのというよりも、これは管理者みずからが撤去することはできますね。後の検討を待って、ということじゃなく、こういう市のものについては、注意するということは別にして、まず、こういうところへポスターを張ること自体、これは幾ら証紙を張っても管理者の了解なしに張っているので違法ですから撤去し、「後で取りに来い」というのが筋合いではないか。先ほど、答弁もいただきましたが、この駅前ロータリーの周辺の中で、非常にロータリー自体が見るに耐えない現状であることをしっかり把握し、対処していただきたいと思ひます。また、あそこには用途地図ですか、それも掲示されてますが、これとて全く見るに耐えないものであります。

それと関連して、泉州銀行、住友銀行の周辺に柵をされていますが、現実最近、建築物等、その他道路など空間を利用した場合、あそこは犬走りだけしかありませんが、マンションなどで前に植え込みをつくってます。道路を通行する人たちが自由に出入りできる雰囲気になっており、コミュニティを図れるように指導されてますね。私自身も随所に見ておりますが、その観点からいえば、あそこに自転車を止められるから柵をしたというだけで納得できるかどうか。市行政の指導として、どのような考えでああいう柵をしたのか、お聞きしたい。

特にあの狭い中、柵をしてある中にも自転車を駐車してある。そのために車椅子の方などは全く通れない。一般の人の歩行にも不便を来してます。特に両銀行は和泉市の指定銀行でもあるので、もっともっと市行政とタイアップし協力し合って、よりよき空間を求めていくべきではないか、そのように思ひますので、ちょっとついでに駅前のことですのでお聞きしたい。

○ 交通公害課長（藤木意継君） 駅前の泉州銀行、住友銀行の前の歩道に関する防護柵について、交通公害課長藤木よりお答え申し上げます。

この設置につきましては先生のおっしゃるとおり、以前、自転車がたくさん放置されておりましたので、それを解消するため一応、ああいう形で防護策を設置させていただいたものでございます。ただ、両銀行の用地にポールを立て鎖で囲いをしております関係上、かなり狭いという面もございまして、これについても両銀行に対して何らかの措置を講じるよう指導し、ゆっくり通行できる形のものにしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたしま

す。

- 建設部長（浅井隆介君） 確かに先生が御指摘のとおり、和泉市の玄関口である駅前ロータリーの現況は、美的感覚からいっても適切とはいえないと思うわけでございます。先ほど、課長がお答え申し上げましたが、立て看板等につきましては早速、検討に入りたい。公的な看板ばかりでございますので、許される範囲内で、美的感覚も含めまして検討してまいりたいと思います。

一方、御寄贈になったいろんなものもあの中でございます。これらにつきましても、ロータリーの交通安全施設としての機能等も含め、また、御寄贈者の御意思も尊重しながら関係部局とも協議し、もう少しいい方向にしていきたいと思います、かように思います。

それから、選挙ポスターの件ですが、先生がおっしゃるとおり、これは道路法並びに公選法ともに規定がございます。その辺については選挙管理委員会の見解も聞きまして、ロータリーについては信太山駅前にもございますので、その辺も確認の上で早急に対処いたします。

- 選挙管理委員会事務局長（農端小一君） 選挙運動のポスターの問題につきまして、農端よりお答えいたします。

公選法では当然、居住者あるいは所有者の承諾を得なくてポスターを張った場合、管理者で撤去することができる、とあります。先生がおっしゃるとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

- 6番（赤阪和見君） そうしたら、いまの方向でやってくれるんですね、わかりました。

この前でも市長、しかりなんです。宣言都市をするたびにポールがふえてます。そういう点では、工事をするときは難儀してましてね、ポールを立てる場所がなくてね。3本も4本も並べて立てておいた状態がある。駅前にもポールが3本ほど立ってますが、4面、5面あるわけですから、何らかの形で1本にまとめてやられるとかね。これからもいろんな形の中でどんどん宣言されるでしょう。この議会でも採択されていくでしょう。なるほどPRは必要かもしれませんが、美的感覚の面からも、あるいは環境を破壊するような宣伝のやり方は一考すべき問題であると考えます。特に寄贈者の問題は後の観音寺遺跡でも出てきますので別にして、駅前ロータリーその他公共施設の管理については、ひとつよろしくお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 次の答弁。

- 社会教育部長（青木孝之君） 2点目の遺跡公園問題につきまして、文化財保護、保存の立場から社会教育青木よりお答え申し上げます。

御指摘を賜っております三井11号公園内の一部縦穴住居遺跡は、昭和45年、寄贈によりまして復元をいたしましたものでございまして、52年1月に焼失をいたしました。文化材の保護、

保存の立場から、この遺構につきましては修復の上砂で完全に埋め戻しをし、保存の措置を講じてまいりたいと存じておるものでございます。したがって、焼失いたしました縦穴住居建物の復元につきましては、再復元するについては財源等の問題もございまして、今後、遺跡の跡として保存措置を講じてまいりたいと存ずるものでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 公園課長（松林 保君） 3番目の公園の便所、手洗い場設置の件につきまして、公園を管理いたしております公園課長松林からお答えいたします。

公園課で管理いたしております公園の便所の設置状況につきましては、黒鳥山公園など7カ所の公園に10カ所の便所を設置いたしております。近隣公園では、1ヘクタール以上の規模ですべて全体の整備工事が完了している、などの条件が整ったところに設置をいたしておりますが現状でございます。児童公園は、宅地開発により設置したものが多くございまして、開発指導要綱によります対象規模が90㎡からいろいろございまして、92カ所が現在、公園課で管理をいたしておりますものでございます。それらのすべての公園に便所、手洗い場を設置することは、膨大なものとなります。公園課といたしましては、近隣公園から大阪府の補助金を仰ぎながら設置してまいる計画でございます。

次に、小田公園についてでございますが、昭和45年11月20日に計画決定を行いました。公園面積1万4,888㎡、用地補助対象面積6,700㎡、公園面積の45%が補助対象となっておりますのでございます。昭和54年度から用地の買い戻しを実施いたしまして、現在まで全面積の22%、補助対象面積に対して49%となっております。施設につきましては、全面積に対しまして63%となっております。

今後の計画につきましては、補助対象面積の買い戻しを目的にいたしておりますが、残分の買い戻しは5～6年が必要かと存じております。また、施設整備も放置できないものでありますので、府補助等の援助を仰ぎながら早期完了に努力したいと存じますので、よろしく願いいたします。

○ 6番（赤阪和見君） 半分を供用開始されてますか。

○ 公園課長（松林 保君） 63%について供用を開始いたしております。

○ 6番（赤阪和見君） 遺跡公園につきましては、焼失した翌年から私どもの党でやかましく言っておりますが、いまだに草が腰まである。前回、穴瀬議員が指摘しましたが、「危険だから入るな」とあるが、入り口には「遺跡公園」と書いてある。こういう矛盾した話がありました。いま、埋め戻しされたと聞き及んだのですが、いまだに焼けたところの埋め戻しはされて

おりません。これは見ていただいていますね。せめて草ぐらい刈ってもらいたいということで、昨年ですか、つたやかつらが生い茂ってどうしようもないということでやっていただいたと思いますが、草は半年たてば生えます。刈った後から大きくなっていく。

これを一体、どうするんですか。噴水もしかりです。寄贈を受けたがつぶれた、焼失した。入った保険金150万円は一般会計で使ってしまったことは、前から言っているとおりです。そういう行政のあり方はどうなるのか。そして、どこから寄贈を受けたんか知らんが、和泉市文化財保護委員会というのが行政の中にあるんですか。外郭団体というか、そこが指定した遺跡公園となっているのに、これらの管理を本当に一体、どう考えているんですか。焼失したのが52年ですから9年たってるが、全く放ったらかしたままであると言っても過言ではありません。

この2つの管理の仕方を見たとき、寄贈された人はどういふ気持ちになるか、私たちは非常に残念であります。私の寄贈したものがりっぱに使われ市民の潤いになっておれば、それではもう1つ、という気持ちになるでしょう。久保惣美術館は、確かに寄贈を受けるときはすったもんだしました。しかし、3年間か5年間かの運営費までいただいて受けた。そうしたらいま、どうですか、また、横へ建物を建てるんでしょう。やはり自分が寄贈したものが、年月を経るごとに雪だるまみたいに大きくふくらんでいくような行政管理をしていただかなければならない。この件については非常に残念であります。その点、今後の方向性について、要旨の説明でも申し上げましたように、決裁権のある責任者の方から答弁をしていただきたい。

次に、トイレの問題ですが、教育委員会の方あるいは老人福祉関係の方にもお伺いいたします。

一応、児童公園は250mの範囲内となっております。最近、広い公園ですとゲートボール場ができております。この小田池公園にしても自分らの力だと思いますが、ゲートボール場を整地中でありまして。足が悪くてゴルフなどができない方が、近くでそういう遊びをして体力をつけようという方が、お年寄りのことで失礼ですが、なかなか下の方も締まりがありませんよ、辛抱できませんよ。何回も足を運ばなくてはなりません。250mの範囲だから帰って用を足していただくんだ、と皆さんはおっしゃるけれども、250mの距離をもよおしながら歩いて帰ってごらんをさいよ、とてもつものじゃありませんよ。市は「立ち小便をしろ」と奨励するんですか。大便ならともかく、また、男ならともかく、女の子にそのようなことをさせて、そこらにいじめの問題などが生じることも考えられないことはないわけです。

非常に苦しい予算であり、苦しい財政であることはよく承知しております。しかしながら、つくると石を放り込まれてつぶされ、水道を引くと車が洗われるという、いままでの論法で片

づけられると非常に残念であります。もしつぶされたら、市民の方がつぶしたとしたら、そこで、市はあえて市民の血税を使っても再度つくることによって、今度、また市民がつぶしたら「皆さんの税金で建て直したんですよ」と広報などでやらないんですか。ボランティア、地域コミュニティーの育成にそのマイナスをいい面に使わないんですか。そういう点でどうあるべきかという基本姿勢を今後、つくっていくと言われるか、検討課題に値すると答えられるか。その点は、答えを聞いて後の問題にしたいと思います。責任ある回答をいただきたいと思ます。

○ 社会教育部長（青木孝之君） 御寄贈を賜りました寄贈者の方々に対しましては、まことに申しわけなく存ずる次第でございますが、これを今日より復元するとなりますと相当な復元費と、その復元した建物を維持管理していくとなりますと、これまた、かなりの費用が必要となってくるわけでございます。私どもといたしましては遺構の修復と保存措置を講じまして、建物の復元にかわりまして、当時、建っておりました弥生時代の住居を復元するパネルを作成し、文化芸術の振興と市民文化活動を高めてまいりたいと存じておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 公園トイレにつきまして、都市整備部長からお答え申し上げたいと存じます。

確かに公園の施設が不十分で、市民さんに御迷惑をかけているわけでございますが、私どもといたしましては、総合公園の黒鳥山公園につきましては、そういった便所等は2カ所ございますし、それなりに福祉サイドの御協力も得まして、そういった施設も使わせていただいております。近隣公園では、たとえば松尾寺公園、肥子池公園につきましては、トイレも設置しておるわけでございます。ただ、小田池公園、旭公園といったところは、ちょっとそれらの施設が遅れております。私どもといたしましては、まず、近隣公園から施設充実につきまして府等へも補助金を要請いたしまして、財源確保に努めながら設置するように努力してまいりたい、かように思いますので、よろしく願います。

○ 6番（赤阪和見君） 便所の件については今後ともお願いをし、私どももその都度追及もしたいと思ます。

それと、小田池公園、その他の公園でありますけれども、小田池公園には入り口がない。それにもかかわらず供用を開始されてるが、これはどういうことですか。

それと、各公園の散水栓の件でありますけれども、なるほど植木というものは、1年間の保証期間というが、活着をもって引き渡しをするのが原則ですね。公園の植木であろうが、前の植木であろうが同じことです。地区公園には水をやれる散水栓を備えていますが、児童公園の



植木には水をやりたくてもやれない。心ある地域の人たちがバケツに水を汲んで渇水時に水を与えています。植木も差別するんですか。児童公園や地域公園の管理を通じて、地域コミュニティを育てる意味合いの中でつくっていくべきであると思います。

私が非常に嬉しいことでもあり、同時に残念に思うのは、和泉市の環境週間には、空き缶、空きびん集めが行われます。1年に1回です。そして、河川の掃除もする。これには予算を組んで市職員が先頭に立ってやっておるのは非常にいいことです。しかし、1年365日のうち364日は全く知らぬ存ぜぬです。そういう一度におカネを使うのではなく、常に地域市民の間に「市を美しく」という考え方を育てていくような行政姿勢が、いまこそ必要ではないかと思うんです。その点、公園の大小を問わず、同じ植木が同じように水をもらえないという現状をどうお考えでしょうか。

- 都市整備部次長（三井義秋君） 小田池公園の入り口と散水栓について、都市整備部三井からお答えいたします。

まず、小田池公園の入り口でございますが、その点につきましては先ほど、課長から申し上げましたとおり、現在、全体を工事中でございますので、順次、府の補助金をいただきながら整備に努めていきたい、そのように考えております。

それから、地区公園の散水栓でございますが、工事請負契約の関係で1年間の樹木保証でございますけれども、現在の開発指導による公園につきましては、散水栓を付けるように指導中でございます。すでに帰属している公園につきましても、散水栓が付いてない分もございしますが、今後、整備に努めてまいりたいと考えてございます。

- 6番（赤阪和見君） 入り口については、補助金をもろうてつくるというのはどういうことですか。すでに供用を開始しているんでしょう。入り口のない公園なんてありますか。供用を開始するということは奥座敷を使うことですから、入るところくらいはきちんとつくるべきです。裏にあるやろうと思うて行ったら板塀で閉めてある。これでは非常に困ります。この入り口のない件、散水栓のないところを整備するという約束の中で、設置していくという方向に向け、たとえ年に3カ所でも結構ですから順次、付けていくという形でやっていただきたい。その地域の人たちとよく話し合っ管理をし美しくしていく。ひとつこの辺でコンクリートのものをやってもいいんじゃないですか。「ここの公園は本当に見違えるように美しい」と表彰の対象にしてもいいんじゃないか、そういう点でお願いしたい。

それと、先ほどの遺跡公園の件ですが、なるほどパネルは大いに結構です。私もそう思います。後でも話をしますけれども、この前行ったら、あの母子センターの正面に入ると、開設当初から大きなパネル、壁画があり、月に1回変わる。だれがかくか、幼稚園、小学校、中学校

の子供たちが「授業の一環として次は私とここにかかせてくれ」という形でやっている。私たちもたまに行きますが、今度はどんな絵になっているかという楽しみがある。そこまでいなくても、あの周囲にフェンスをするならば、そういうところに小中学校にある社会科のクラブ、あるいは図工とか絵画のクラブの生徒たちにいろんな資料を提供しながら、遺跡公園に見合うような絵をかいていただき、そこで仕上がったパネルを3枚か5枚ずつ展示をしていく場所にしていくことによって、遺跡というものに対して、ここはわれわれの先祖の住まいだった、そこに自分たちの絵が飾られるんだ、という愛着を感じるのではないか。

そういう提案もいたしますので、しっかりとその点も踏まえてやっていただきたい。やれる、やれないは別にして、やろうという方向性の中で熱意ある姿を見せていただきたい。それで初めて焼失した遺跡であっても、寄贈者の願い、思いが通じるのではないかと私自身、痛感するものです。ひとつよろしく願いいたします。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 産業部理事（中上好美君） 市有の施設管理と職員の問題につきまして、産業部中上からお答えいたします。

議員さんの御質問は行政全般にわたる点でございますが、産業部所管のカーブミラーを取り上げておられますので、お答えいたします。

まず最初に、市民皆様方からの要望等の対応についての議員さんの御提案、ごもっともでございます。これまでも行政は公平、平等に行われるよう、私どもは所管する職員に指導してまいっておりますが、今後ともなお一層このことの徹底をしていくよう、職員ともども努めてまいりたいと思います。

なお、カーブミラーの件は、基本台帳以前のもので整備番号のないものが若干あります。これについてもすでに調査が終わっておりますので、早急に整備を行い、管理がスムーズに行えるようにしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○ 6番（赤阪和見君） 大事な問題ですのでお願いします。

公室長は市職員全体の統制をとる立場から、こういう提案に対するあなたの考え方を伺いをしたい。

○ 市長公室長（杉本弘文君） お答え申し上げます。

われわれ市に働く職員にとりましては、すべて市民福祉の向上を願って働いているところでございます。議員さんの御提案、まことにごもっともでございます。今後、いろんな機会を通じて、職員に対しても議員さんの御提言を胸に指導してまいりたい、このように存じます。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 都市整備部開発対策課長（田中武郎君） 中央丘陵関係につきまして、都市整備部開発対策課長田中よりお答えいたします。

工事中の板塀に児童の絵を飾る点につきまして、すでに議員さんより御意見をいただいておりますが、御承知のごとく、現在、進行しております工事は、本格的な造成工事を施行する前の工食用道路、いわゆる仮設道路を築造しております。本格的な工事を発注した時点で、板塀等の設置を施行することになっております。議員さんの御指摘の壁画につきましては、公団に対しても要望しておりますので、御理解を賜りたくお願いいたします。

○ 議長（田中包治君） 次の答弁。

○ 市民生活部長（中西淳富君） 2番目の廃棄物処理場問題につきまして3点ほど御質問をいただきましたので、市民生活部中西よりお答えいたします。

農免道路沿いの一般地の廃棄物処理場の把握と指導についてでございます。この農免道路開通後、道路沿いの農地の改良工事という名目で残土処分を兼ねた造成工事が行われているところでございます。現在、把握しているのは、市の指導で中止したのが2件、現在埋め立て中が2件、ストップしているのが5件の計9件でございます。市といたしましては、基本的には中止をしていただくようお願いをしております。しかしながら、法律的には中止命令を行うなど、強権力をもって対抗するものではございません。施工する場合には、市環境保全条例に基づき届け出を行っていただきまして、市の指導内容を遵守して施工するよう、指導してまいっておりますのが現状でございます。

しかし、これら事業者の中には、市の指導を無視するがごとく着手する者や工事を継続する者がございまして、これらの場合には地主に注意を促すとともに、付近地に迷惑を及ぼせば地主としての責任は免れないということで、事業者ともども市の説得に応じるよう要請をいたしております次第でございます。届け出が提出されますと、調整区域内でございますと私どもの環境衛生課が、市街化区域内ですと都市整備部が窓口となりまして、施工方法等についての協議を行っております。ほとんどの場合、地主と事業者に来庁を願いましてその説明を受けるとともに、窓口となる課を中心といたしまして、関係各課それぞれの立場から意見を出しまして、指導事項を遵守するよう要請をしております。今後、農免道路沿いに限らず市域全体の監視を行い、技術的な指導等を強化してまいりたい、かように存じますので、よろしくお願いたします。

2点目の松尾山の処分地等の進捗状況でございますが、松尾山処分場につきましては、泉北

環境整備施設組合の焼却残灰を処分するため、地元の同意をいただけるよう鋭意努力をいたしておるところでございます。また、処分方法等につきましても、埋め立てに伴う公害発生を事前に想定しながらこれらを防止できるよう、安全かつ衛生的な処分方法等を予定しておりますのでございまして、今後、これらについて地元住民の了解を求めつつ、早期に使用できるよう努力を重ねてまいりたいと存じますので、よろしく願いをしたいと存じます。

3点目の大栄環境の処分場についてでございます。経過を申し上げたいと存じます。御存知のように当該処分地は、昭和56年9月に大阪府知事の許可を受けました期限が満了した昨年9月に延長申請を行い、継続して3年間の許可を受け現在も操業中でございます。この間、事業者である大栄環境株式会社は、府または市への指導、協定等を遵守するよう最善の努力を行い、地元と係争中である件につきましても、和解する方向で話し合いが裁判所、事業者、地元住民の三者間で進められておるよう聞いてございます。今後、市へ地元住民等から何らかの相談があったときには、円満な解決ができますようアドバイスをするなど、必要な努力を行ってまいりたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 市長（池田忠雄君） 赤阪議員さんからの最後の件、納花産廃の問題と、後刻、御提案をさせていただきますラブホテルのいずれも訴訟ということ、あるいは住民世論ということ、そういう動きについての関連からくる御質問であろうかと存じますので、市長からお答えさせていただきますたい、かように存じます。

納花産廃の問題につきましては、午前中の赤阪議員さんの御質問の中で、市を經由してのことだという向きもあったらうと存するわけでございますけれども、御案内のとおり、産廃物廃棄の認可につきましては、市の經由事務ではなく、大阪府当局に直接業者が申請するというのが決まりになってございます。ただ、地元の市に対して意見を求めるということになっておるのは、御理解のとおりでございます。

それから、ラブホテルの件につきましては後ほど御提案いたしますが、かわりとしての基本的な意味だけ御答弁申し上げたいと存じます。御承知のとおり、ラブホテル規制条例については、議会の御議決をちょうだいいたしました。その中でホテルを建設しようとする者は、ただの建築確認申請を市を經由して府の許認可を得るとのことと別のものがございまして、まず、業者が市に対して、ホテルをつくることについて同意を求めるといったことが事前にあります。建築確認の經由事務だけではございません。その意味合いで、市の方にラブホテルとしての同意を求めるといった申請が出されてまいったものでございます。

市の方としては、ラブホテル規制条例に基づきまして、各界代表の方々によりますラブホテル審議会というものを設置させていただき、何回も御討議をいただいたわけでございます。議案にも書いてございますように、公示施設である小田池公園に面しているという、旅館業法上からくる問題点が1つございます。ただの立地条件では全然ないということです。

それから、この件につきましては経過がございまして。ここにラブホテルをつくりたいということで再三、同じ業者が言ってきたながら、規制条例ができた上に立って雑居ビルに変更し、そして、しまいにはビジネスホテルに名前が二転、三転した経過がございまして。その中で、地元の小田町会挙げての反対もさることながら、本市の条例に基づく執行権としてラブホテル審議会の答申もいただく中、これはいわゆるラブホテルになっていく可能性が大だということと、立地条件が法律や条例以前に古くからラブホテルがすでに2軒ある土地柄でございまして。そういう近隣の状況等の3点を勧告して、これを不同意だということで却下をしたわけでございまして。

業者はそれを不服として、市を相手取って訴訟に持ち込んできたわけでございまして。したがって、市としてはそれに応訴しながら、一年半にわたって訴訟を続けてまいったのでございまして。その中で今回、裁判所の裁判長から「この件については和解をしてはどうか」という和解勧告が出されました。個々の示談に応じるつもりはございませんでしたが、訴訟を担当しておられます裁判官からの和解勧告というのは、われわれ市としても、重たく考えなければならない立場にございまして。その結果、後ほど御提案いたしますとおり、裁判長みずからが適正な鑑定士を入れての鑑定の評価額であり、隣接の小田池公園等の今後の高度利用も図れるということでの適正な価格であるということで、和解、調停に応じなければ仕方がないということの中で建設水道委員会の中でも御説明申し上げ、今回の御提案に相なったわけでございまして。

その意味合いで訴訟の形態、住民がかんでいるという世論とのかかわりの中での御質問であろうかと、気持ちとしてはよく理解するわけでございまして、納花産廃場の問題は、住民団体と業者との訴訟であります。もちろん、府の許認可事項であるとはいえ、昭和55、6年ごろ、議会でもこの問題について御論議いただき、私たちもるる御答弁いたしましたし、地元の住民団体とも再三再四、随分話し合いをいたしましたがいずれも、住民団体が業者を相手取っての訴訟に踏み切ったということにございまして。訴訟になりますと、行政が関与するわけにはまいらないということの中で、重大な関心を持ちながらも、推移を見守ってまいっておるのが実情でございまして。

一方、ラブホテルの件につきましては、業者が直接行政処分を不服として市を相手取っての訴訟ということで、それに対して裁判長の和解勧告が出されたということの中での和解でござ

います。市の立場からの基本的な性格の相違がございます。片やこうだ、片やああだ、ということでは全然ございません。その辺の事柄の相違ということを十分御理解いただきますれば本当にありがたい、このように存じますので、ひとつよろしくお願い申し上げたいと存じます。

○ 6番（赤阪和見君） 最後の件で再質問いたします。

産業廃棄物の一般自家廃棄物処分場が9カ所、現在、やっているのが2カ所ということですが、これは非常に問題があると思います。特に産業廃棄物ということではいろんな形で制約があるにもかかわらず、一般自家廃棄物ということでは制約がない。これは大きな問題があるわけでございます。宅地を造成する場合などいろんな規制がかかるわけですが、これにはかからない。しかし、道義的にいろんな面で災害を起こす可能性のある埋め立て方法であるという点で、やはりもっと行政としてのかかわりを持っていかなければならない。あるところでは、古い電柱を立てて板柵をして、その隣接する土地にはみかんの木が植わっており、その真下で作業をしているが、危険きわまりない。また、隣接地にこういうのが来ると、その土地はしようがないから隣に買ってもらおうか、という形の中でそういう場所がふえていくが、そういう点が1点。

また、いかに自家廃棄物とはいえ、自分の業から出る廃棄物に対しては、もう少し厳しくしていただかなければならない。建築廃材であっても、たとえば請負業者が鋳物工場の解体を請け負ったとすれば、残さの中にいろんな鋳物の成分が入ってくる。こういう建築廃材にならないものがたくさん入っている。起毛屋さんの工場を解体した中に、毛をかく針の付いた長いものがたくさん入っているが、それなんか自家廃棄物じゃない、産業廃棄物ですよ。新日鉄のある部分の解体を請け負いと、自家廃棄物ということで鉋さいも一緒にほかされる。そんなことをしていたら、あの山は全部廃棄物で埋まってしまうですよ。もう少しきちんとした内容のものをつくっていただきたい。

それと、この農免道路に3トンもあるようなブルが入っている。電柱、混柱は何本あるか知りませんが、30本も40本もまくられているわけです。これはどうなるんですか。皆さん方に聞けば、その混柱は周囲を整地するための柵にするんだ、と聞いてます。この道路に入ること自体すでに違反でしょう、3トンですからね。地元業者であれば、そこで一たんおろして積み分けて入ってくるかもしれませんが、大阪あたりから闇にまぎれて持って来るような業者もあるわけですよ。そして、同じ業者で下請け関係もかなりある。いい口であれば、現実によその現場からも請け負う可能性は十分にあります。市がラブホテル規制条例をつくったように、こういう全市にわたる廃棄物行政の中で、市としての一定の網をかぶせる時期がきているんじ

ゃないかと思えます。それらの点の管理を今後、どうされるかについて決意だけお聞かせ願いたい。

次に、大栄環境の問題でございますけれども、これは先ほど、私が説明したように、市行政を相手取ってじゃなくこれは市民対業者であります。ラブホテルの方は、行政対業者であるという点の違いはあります。確かに市長がいみじくもおっしゃったように、裁判官からの和解勧告は重たいというのは、どう重たいんですか。これを続けていけば負けるかもわからないということですか。僕は、負けてもいいと思うんですよ。行政は、それだけ市民を守ろうとする立場ですから、決してむだ遣いではなかったと思う。ここで引き下がらなくてはいけないのは、あなたが以前から確信ある言葉で私たちに答弁しておいた確信と、ここへ至る確信に問題がある。ただ、議案審議の先取りはしませんから、明日にしましょう。

それと、委員会とおっしゃいますが、あれは協議会であって聞き及んだだけ、審議はされておられません。この本会議で申し上げておきたいのは、皆さん方、錯覚していただいては困るのは、和泉市議会の中の委員会というのは、付託された案件を審議するのが委員会であり、後はすべて協議会になる。そこに意見を差しはさむことは、余りにも議会のルールに違反するからしてないわけです。その点、聞き及んだというだけでありますので、私たちの意見は意見として、しっかりとした場所でおっしゃっていただきたいと思えます。重たいと考えられた意味合いをどうとられたか、その点だけお聞きしたい。

それと、この泉北環境施設整備組合が残灰を三重県の大栄環境の同系会社に捨ててます。こちらには、燃えがら残さは9品目の中に入っていないということですね。しかし、この上の松尾山の中で燃えがらを捨てようとしておる現実の中では、市長、ここで大栄環境に対して燃えがら残さの許可を府に対してとらすべきである。その1つのツバ付けによって、松尾山の残さの捨て場も大きく前へ浮かんでくるのではないかと。残灰はすべて汚いというよりは、問題があるから捨てられないのですか。問題があるから捨てられないとするならば、松尾山の埋め立て地の建設は、とてもじゃないが絵にかいた餅であると感じるものであります。遠い三重県まで和泉、泉大津や高石の一般家庭から出る焼却残さを、高いおカネを使ってわざわざいやるよそへ持って行くようなことが行われておる。これは市行政の責任の回避であると強く訴えておきます。その点、お答えいただけるならばお願いいたします。

- 市長（池田忠雄君） 第1点目の明日の御提案になるわけでございますけれども、裁判長の和解勧告というものに対して、私は「重たい」と申し上げました。この重たいということだけについて御答弁申し上げたいと存じます。

いわゆる訴訟が1年半にわたって継続されてきているということは事実であります。その中

で、それを担当されている裁判官の和解勧告に対して、重たいと感じたということでありまして、私は、この訴訟に勝つとか、あるいは負けるとかの見通しの上に乗っての重たいとか、軽いとかという意味合いで申し上げているつもりはございません。これは継続してみなければわからない結果だと思いますが、1年半にわたる審理の結果、御審理を担当していただきました裁判官からの和解勧告という、これでどうだ、ということになされたことについて、法治国家の中において、私たちは重たいと感じざるを得ないという意味合いで申し上げておりますので、その点、ひとつ御理解をいただきたいと存ずるわけでございます。

それから、もう1点の松尾山のことにつきましては、先ほど、担当部長から御答弁させていただきましたように、従来、お世話になっておりました黒石山が満杯になり、それで、和泉市を初め3市で構成しております泉北環境としても処分に困り、三重県の方まで処分をお願いしておるのが実情でございます。うちの上で産廃物を扱っておる大栄環境に請け負わせたりどうか、という御提案であろうと存ずるわけでございますけれども、先ほど来、部長が御答弁申し上げておりますように、こういう残灰が、大栄環境が許可を受けております9品目の中に入っていないということが1つございます。

それともう1つは、やはり地元住民と業者の間で、何年間にわたって訴訟が行われておりますのも事実であります。これも担当の裁判官から納花町を初め地元住民団体と産廃業者に和解勧告が出され、三者がテーブルについておるのも事実であります。そういう中で、いわゆる和泉市が入っておるとはいえ、泉北環境の3市の残灰物を大栄環境に捨てさせるといことは、訴訟継続中の住民感情からいかなんかの、この点があるわけでございます。そうしたシビアな訴訟中、残灰を捨てられるように、9つの許可品目の取り直しを受けてもらうということについてはいかなんかの。そのために三重県まで捨てざるを得ないということになっておるかかと存じております。こうしたことを早く解決するためにも、松尾山の問題の早期解決に向けて地元の御理解をいただく中、公害の御不安のない中で決着させていただき、泉北環境の残灰を松尾山に処分を願いたい、こういうふうに考えて一生懸命に取り組んでおるのが実情でございますので、後しばらくの御躰子を相賜りたい、このように存じております。

○ 環境衛生課長（岸田秀仁君） 最後の埋め立てについての基本的な考え方について、環境衛生課岸田よりお答えさせていただきます。

市といたしましては、基本的には、あくまでも埋め立ては御遠慮願いたいという趣旨であることは、いまま変わりございません。しかしながら、法律的に強く中止命令を出すわけにはいかなないので、今後、どのような指導を行っていくのかという問題の中で、産業廃棄物については、無公害の山土や建築廃材の良質なものに限るものについて埋め立てさせるように鋭意、努



力を重ねてまいりたい。悪質な業者がございましたら、徹底的にこの内容の中で取り締まっていきたい、かように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

- 6番(赤阪和見君) そうしましたら、先ほど言いましたように、産業廃棄物がまじっていたときには、引っくり返させるようなことはできるんですか。
- 環境衛生課長(岸田秀仁君) その問題につきましては、議員さんと見解の相違というか、取り方について多少変わってくると思うんですけど、私どもが現場を見ましても、なるほど乱雑な埋め立てをしていることは間違いございません。電柱を立てたり、トタン板で囲いをしたりして隣地の地主の方に御迷惑をかけていることは承知しております。その件についても重視して行政指導はしております。産業廃棄物については、そう懸念するようなものではないと思っております。なおかつ、府の環境整備課にも御同行願ひ、御指導も仰いだ際には、産業廃棄物らしくないものであるとの判断をいただいておりますし、それなりの指導をしていきたい、かように思っております。
- 6番(赤阪和見君) 先ほど言いましたように、起毛屋さんの針なんかも産業廃棄物でしょう。
- 環境衛生課長(岸田秀仁君) その辺の取り方がちょっと……。それが産業廃棄物であるか、ないかの判断が非常にむずかしいわけなんです。要するに、建物の取り壊しなど、仮に業者がその取り壊したものを自分の土地に埋めるといふことであれば、それは産業廃棄物じゃないという見解を持っております。その辺の行政の取り方によって、議員さんの御質問と内容が少し変わってくるように思いますので、よろしくお願いいたします。
- 6番(赤阪和見君) それでは、めっき屋さんが大きな槽を取り壊して付け替えるとき、その中にはたくさん重金属等が含まれてますよ。そういうことが随所にあり得るんです。なるほど現実には建築廃材かもしれませんが、そこに付いている残さまではどうなりますか。僕は上からパッと見ても相当量の針なんかがあります。そりゃ、施主さんが「これもついでにほかしてくれ」と言うのは当然ですわ。自分の家を解体したとき、押し入れの中から汚いふとんが出てきたのでついでに捨ててもらい、ふとんぐらいならいいですが、管理上、非常に厳しいものまで入る可能性はありますね。これをどうするのかという点が1つ。

もう1つは、業者間の取り引きの中で、たまに下請けするところが非常に困っている。「ちょっとうちへ持ってきとけよ」ということが月に1度か2度でもありますね。その産業廃棄物の出たところまで後追いでできるかどうかです。そのような中でめっき屋さんの重金属とか、いろんなものが出てきたとき、府とか警察とかの大きな問題になるでしょう、あるのは事実ですから。だから、何とかそういう形の中でやっていかなければ非常にむずかしい問題が起こる。

もう1点ですが、燃焼残灰物というのは、この大栄環境が取っている9品目に比べて非常に危険が伴うものか、あるいは安全なものか、その点だけ見解をお聞きして、それで終わります。

○ 環境衛生課長（岸田秀仁君） 繊維くずなどは安全型のものと考えております。それから自家処理については、あくまでも無公害なものを埋め立てするようには、いま、めっき云々のお話が出ましたが、そんなものはあくまでも拒否していく体制をとっております。

○ 6番（赤阪和見君） 拒否していくと言っても、管理ができないわけでしょう。何ほでも埋めますよ。大栄環境の問題で反対町民と市行政が話し合いしたとき、その内容の中で「5回ほど不安というよりは、わからないものがあったので持ち帰ってもらいました」という答弁をしましたね。あそこでも持ち帰ってもらわんといかんものがあったんでしょう。そういうものが一般自家処理ということで、どんどん大阪あたりから来てほかされる。そこで、行政としては、1つの大きな枠、基本というものを、ここまでは遵守してもらわないかんという、そういうしっかりした態度を持って当たるべきじゃないか。

それと、焼却残灰は綿くずや紙くずと一緒にの安全物であり、管理型でないと言いましたが、それによろしいのですか。

○ 環境衛生課長（岸田秀仁君） 繊維くず等については、安全型という解釈をしております。

○ 6番（赤阪和見君） 泉北環境の燃焼残灰と大栄環境が許可を取っている9品目を比べた場合、どちらの方が危険性があるか。残灰はどのぐらいの位置にいくのか。瓦れきよりは汚いでしょ。ガラスよりも悪いでしょ。だから、燃焼残灰は一番管理型に近いようなものになるのかどうか。そう理解しているのかどうか。そちらはそういう考え方をしているのか。先ほど、議員さんと行政の考え方は違うとおっしゃってましたからね。

○ 市民生活部長（中西淳富君） 中西からお答えいたします。

先ほど、御指摘いただきました廃棄物の問題につきましてはさらに私どもで検討を加え、きちんとした枠を持っていきたいと思っております。

また、焼却残灰等につきましては、これは一般廃棄物と産業廃棄物の区分けがございまして、泉北環境等で焼却しております残灰については、一般廃棄物という範ちゅうに入っております。その意味で、有害か無害かの区分けはなかなかつけにくいものでございますが、現在のところ、一般廃棄物については、無害なものであるというふうに定義づけがされているように思います。ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○ 6番（赤阪和見君） 非常にむずかしい問題でございますので、今後、私も勉強していきたいと思っております。

特に私が質問させていただいた内容については、当初にお願いいたしましたように、結局、

おカネが要るとか要らんとか、予算があるとか、ないとかの問題ではなく、市行政としての取り組み姿勢、市民に対する平等性、安心して生活できる内容に持っていくべきだということでお話をさせていただきました。トイレの問題を初めいろいろありますが、どうかひとつ今後ともお互いに力を合わせてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○ 議長（田中包治君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。けさの議会運営委員会で御了承を願っておりますとおり、本日はこれにて散会し、明日より議案審議を行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

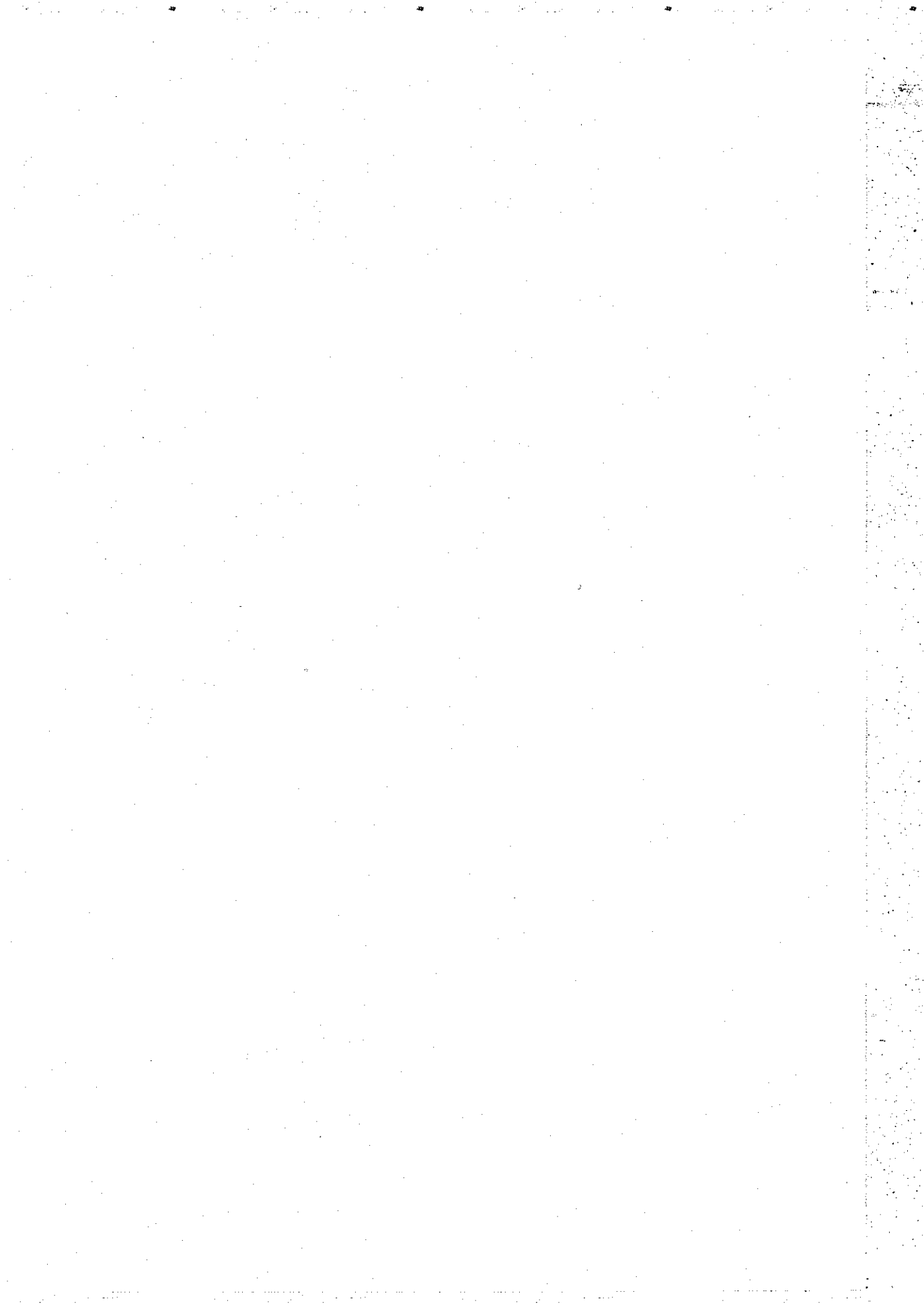
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて散会いたします。長時間、どうもありがとうございました。

（午後2時15分散会）



最 終 日



昭和61年6月25日午前10時和泉市議会第1回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	飯坂楠次君	16番	天堀博君
2番	奥村圭一郎君	17番	西村慎太郎君
3番	田中昭一君	18番	勝部津喜枝君
5番	成田秀益君	19番	原重樹君
6番	赤阪和見君	20番	坂口敏彦君
7番	藤原正通君	21番	若浜記久男君
8番	穴瀬克己君	22番	西口秀光君
9番	並河道雄君	23番	柳瀬美樹君
10番	竹内修一君	25番	大谷昌幸君
11番	仁井明君	26番	池辺秀夫君
12番	竹下義章君	27番	金谷衛君
13番	貝淵博治君	28番	出原平男君
15番	松尾孝明君	29番	田中包治君

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市助	長	池田忠雄	同和对策部理事兼解放総合センター所長事務取扱	生田稔
収入	役	坂口禮之助	同和对策部次長兼総合調整課長事務取扱	向井洋
市長公室	長	中塚白	福祉事務所長	中川鉄也
市長公室	長	杉本弘文	福祉事務所次長	大宅清臣
市長公室	理事	神藤恒治	産業部長	松村吉堯
市長公室	企画室長	稲田順三	産業部理事	中上好美
市長公室	次長兼	森利治	市民生活部長	中西淳富
人事課	長事務取扱	井阪和充	市民生活部次長	原美助
秘書課	長	麻生和義	建設部長	浅井隆介
総務部	長	大塚孝之	建設部理事(開発担当)	兼子実
総務部	理事	阪豊光	建設部次長兼下水道課長事務取扱	山崎琢麿
財政課	長	橋本昭夫	都市整備部長	萩本啓介
同和对策部	長			

都市整備部次長	三井義秋	教育委員長	堀内由延
改良事業部長	富田宏之	教育長	西川喜久
改良事業部次長	高三一行	教育次長	逢野博之
改良事業部次長	笠木恒忠	管理部次長	鹿島賢昌
改良事業部次長	堀宏行	指導部長	崎山繁
病院長	竹林淳	社会教育部長	青木孝之
病院事務局長	藤原光夫	社会教育部理事	竹田明郎
病院事務局次長	藤原清司	社会教育部理事	明坂貞士
水道部長	田中稔	社会教育部次長	明坂文嘉
水道部理事	岩井益一	社会教育部次長	宮嶋忠雄
水道部次長	岸本孝二	選挙管理委員会委員長	高橋正道
会計課長	赤田僑信	選挙管理委員事務局長	農端小一
消防長	角谷泰夫	監査委員	久光喜多男
消防本部次長	高宮武男	監査事務局長兼 公平委員会事務局長	吉田陽三
消防本部次長兼 総務課長事務取扱	一ノ瀬喜広	農業委員会会長	森口義忠
用地担当理事 土地開発公社事務局長	佐原行雄	農業委員会事務局長	信田種行
用地担当参事 土地開発公社事務局次長	中辻寿夫		

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○  
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○  
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長	北野敦雄
参事	河原茂隆
主幹	大中保
係長	佐土谷茂一

○  
本日の議事日程は次のとおりである。



昭和61年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月25日)

№1

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	監査報告 第10号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和60年12月分)	P. 1
2	監査報告 第11号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和60年12月分)	P. 12
3	監査報告 第12号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和60年12月分)	P. 18
4	監査報告 第13号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和61年1月分)	P. 23
5	監査報告 第14号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和61年1月分)	P. 34
6	監査報告 第15号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和61年1月分)	P. 40
7	監査報告 第16号	例月出納検査結果報告 (収入役 扱 昭和61年2月分)	P. 45
8	監査報告 第17号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 昭和61年2月分)	P. 56
9	監査報告 第18号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 昭和61年2月分)	P. 62
10	監査報告 第19号	定期監査(昭和60年度第2次分)結果報告	P. 67
11	報告 第2号	和泉市土地開発公社昭和60事業年度決算書類の提出について	P. 1
12	報告 第3号	財団法人和泉市商工業振興会昭和60事業年度決算書類の提出について	P. 3
13	報告 第4号	財団法人和泉市商工業振興会昭和61事業年度事業計画書類の提出について	P. 4
14	報告 第5号	財団法人和泉市文化振興財団昭和60事業年度決算書類の提出について	P. 5
15	報告 第6号	財団法人和泉市文化振興財団昭和61事業年度事業計画書類の提出について	P. 6
16	報告 第7号	財団法人和泉市公共施設管理公社昭和60事業年度決算書類の提出について	P. 7
17	報告 第8号	財団法人和泉市公共施設管理公社昭和61事業年度事業計画書類の提出について	P. 8
18	報告 第9号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市税条例の一部改正)	P. 9
19	報告 第10号	専決処分の承認を求めることについて (和泉市立幼稚園条例等の一部改正)	P. 48
20	報告 第11号	専決処分の承認を求めることについて (交通事故による損害賠償の額の決定と和解)	P. 57
21	報告 第12号	専決処分の承認を求めることについて (昭和60年度和泉市一般会計補正予算(第5号))	P. 61
22	報告 第13号	専決処分の承認を求めることについて(昭和60年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第2号))	P. 70
23	報告 第14号	専決処分の承認を求めることについて (昭和61年度和泉市一般会計補正予算(第1号))	P. 78
24	報告 第15号	専決処分の承認を求めることについて(昭和61年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号))	P. 87
25	報告 第16号	昭和60年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 92
26	議案 第30号	南大阪湾岸北部流域下水道組合の設置に関する協議について	P. 95
27	議案 第31号	工事請負契約締結について((仮称)山手団地1棟建設工事)	P. 102
28	議案 第32号	工事請負契約締結について(和泉市立光明台北小学校増築工事)	P. 104

日程	種別及び番号	件名	摘要
29	議案第33号	和解について(ラブホテル訴訟事件)	P. 106
30	議案第34号	土地改良事業の施行について(盆の池改修工事)	P. 109
31	議案第35号	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 111
32	議案第36号	和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について	P. 114
33	議案第37号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 139
34	議案第38号	和泉市消防賞じゅう金条例の一部を改正する条例制定について	P. 146
35	議案第39号	和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について	P. 162
36	議案第40号	昭和61年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について	P. 169
37	議案第41号	昭和61年度和泉市一般会計補正予算(第2号)	P. 174
38	議案第42号	昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	P. 198
39	議案第43号	昭和61年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)	P. 202
40	議案第44号	昭和61年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)	P. 219

(午前10時00分開議)

- 議長(田中包治君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中連日御出席賜り、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(北野敦雄君) 御報告申し上げます。  
 ただいま御出席の議員さんは25名でございます。欠席並びに遅刻届け出のある議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。

- 議長(田中包治君) ただいまの報告どおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、ここで議員の皆さん方に御連絡申し上げます。

本日の会議中報道関係の取材を許可いたしておりますので、御了承のほどをお願い申し上げます。

- 議長(田中包治君) 本日の議事日程は、お手本に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承のほどをお願いいたします。

○

- 議長(田中包治君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1より日程第10まではいずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

報告は表題のみを朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 監査報告第10号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年12月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年3月19日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

##### 記

1. 検査実施日 昭和61年3月19日
2. 検査の対象 昭和60年12月分の出納状況
3. 検査の結果

12月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第11号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年12月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年3月19日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

##### 記

1. 検査実施日 昭和61年3月19日

2. 検査の対象 昭和60年12月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第12号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和60年12月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年3月19日

監査委員 久光喜多男

同 若浜記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年3月19日

2. 検査の対象 昭和60年12月分の出納状況

3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による12月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、12月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第13号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和61年1月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年4月25日

監査委員 久光喜多男

同 若浜記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年4月25日
2. 検査の対象 昭和61年1月分の出納状況
3. 検査の結果

1月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第14号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和61年1月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年4月25日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

##### 記

1. 検査実施日 昭和61年4月25日
2. 検査の対象 昭和61年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

#### 監査報告第15号

##### 例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和61年1月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年4月25日

監査委員 久光 喜多男

同 若浜 記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年4月25日
2. 検査の対象 昭和61年1月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による1月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、1月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第16号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和61年2月分収入役扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年6月3日

監査委員 久光喜多男  
同 若浜記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年6月3日
2. 検査の対象 昭和61年2月分の出納状況
3. 検査の結果

2月末日現在の収支計算書と収入役の保管する出納関係の諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第17号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和61年2月分本市水道部企業出納員扱の出納について検査を執行した。

その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年6月3日

監査委員 久光喜多男  
同 若浜記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年6月3日
2. 検査の対象 昭和61年2月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第18号

例月出納検査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の2第1項の規定により、昭和61年2月分和泉市立病院企業出納員扱の出納について検査を執行した。その結果について、同条第3項の規定により、下記のとおり報告する。

昭和61年6月3日

監査委員 久光喜多男  
同 若浜記久男

記

1. 検査実施日 昭和61年6月3日
2. 検査の対象 昭和61年2月分の出納状況
3. 検査の結果

地方公営企業法第31条による2月末日現在の試算表と企業出納員の保管する出納関係諸帳簿及び証拠書類を照合したところ、それぞれ符号して正確であることを認めた。

なお、2月末日における収支の状況は、別表のとおりである。

監査報告第19号

定期監査の結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第3項の規定に基づく昭和60年度定期監査(第2次分)別記要領により執行した。

その結果を同条第8項の規定により別冊のとおり報告する。

昭和61年3月31日

監査委員 久光喜多男  
同 若浜記久男

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第10号より第19号までの報告を終わります。

- 議長（田中包治君） 日程第11「和泉市土地開発公社昭和60事業年度決算書類の提出について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 報告第2号

和泉市土地開発公社昭和60事業年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の昭和60事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（田中包治君） 報告の説明を願います。
- 用地担当理事・土地開発公社事務局長（佐原行雄君） お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第2号「和泉市土地開発公社昭和60事業年度決算書類の提出について」御説明申し上げます。

公営の運営につきましては、平素から議員皆様方の格別の御指導を賜っており、財政の健全化、運営の合理化につきましては、鋭意努力いたしておりますところでございますが、今後とも変わらぬ御指導を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に御配付しております昭和60事業年度和泉市土地開発公社決算書に基づきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず、5ページの事業実績でございますが、和泉市外より委託を受けました土地の先行取得につきましては、まず、府施行に係ります和泉府中停車場線歩道設置用地といたしまして、72,34㎡を1,410万7,348円で執行いたしました。次に、和泉市の一般事業用地といたしましては、上代伏屋線用地その他といたしまして5筆、1,369.60㎡を5,719万7,587円で、また、環境改善整備事業用地といたしまして、改良住宅用地等で95筆、1万4,712㎡を建物・補償を含めまして17億5,939,200円で執行いたしました。



以上、60事業年度の土地先行取得合計は、101筆、1万6,153.94㎡を総額にして17億7,189万8,855円で執行いたしました。

次に、6ページ以降に土地の売渡状況を記載いたしてございますが、まず、池上下宮線外9筆、1,267.71㎡を2億3,429万188円で大阪府並びに大阪府土地開発公社へ譲渡いたしました。市の一般事業用地といたしましては、南池田中学校通学路用地を初め小田公園用地等で32筆、2,331.58㎡を2億3,311万1,050円で譲渡いたしました。また、環境改善整備事業用地といたしましては、改良住宅用地及び道路用地などで94筆、8,988.18㎡を建物・補償も含め14億5,170万7,768円で譲渡いたしました。さらに、公共用地取得の促進を図る受け皿対策といたしまして、換地対策事業用地といたしまして4,079.43㎡を2億9,722万7,466円で各権利者へ譲渡いたしました。

以上、60事業年度の譲渡総額につきましては、135筆、1万6,666.9㎡、建物・補償も含めまして22億1,632万9,752円となるわけでございます。

続きまして、土地の保有状況でございますが、昭和61年3月末の保有面積、これは財産目録にもございますとおり、13万4,081.28㎡、帳簿価格といたしまして77億1,843万1,245円となっております。

次に、借入金の状況等でございますが、本事業年度におきましては、事業執行に必要な事業資金といたしまして、短期資金10億円を含め36億1,200万円を借り入れいたしました。土地等の売却収入によりまして32億9,800万円を償還いたしました。したがって、本年度末における借入金残高につきましては87億7,878万7,905円と相なり、前年度末と比較いたしますと、3億1,400万円の増加となるわけでございます。金融機関別の借入金状況は、27ページの長期借入金明細に記載いたしております。

次に、11ページ以降の決算報告書につきまして御説明申し上げます。

第1款 事業収入につきましては、先ほど申し上げました土地・建物等の売却収入22億1,632万9,752円でございます。

次に第2款 借入金につきましては、資金の借り替え及び土地取得の減少等で26億1,200万円を借り入れいたしました。

第3款 事業外収入につきましては、預金利息及び土地貸付料等で413万9,313円でございます。

第4款の繰越金につきましては、前年度の繰越未収入等で1億8,950万9,203円を収入いたしました。

以上、収入合計といたしましては、50億2,197万8,268円と相なる次第でございます。

次に13ページ、支出第1款 事業費といたしましては、土地取得等に伴い支出で環境改善整備事業用地取得費で17億1,893万6,920円、公共事業用地取得費といたしまして7,177万3,935円及び南池田中学校通学路整備工事費等の土地造成費で525万6,000円支出いたしました。

以上、合計いたしまして17億9,596万6,855円の取得と相なる次第でございます。

第2款の管理費につきましては、公社所有地の財産管理費といたしまして1,206万7,574円を支出いたしました。また、職員の人件費等事務管理費といたしまして6,560万4,029円を支出いたしました。

以上、支出合計7,767万1,603円を執行いたしました。

次に、第3款 借入金償還金につきましては、元金につきましては22億9,800万円、利息等で5億5,683万5,291円、合計いたしまして28億5,483万5,291円を各借入れの金融機関へ償還いたしました。

第4款の予備費の執行はございませんでした。

第5款 繰越金は、当年度の未収金等の資金3億2,84万2,679円を翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、第5款の次に第1款を追加し第6款といたしまして期間外修正、これは過年度におきまして予算を執行いたしました環境改善整備事業用地取得費が契約解除となりましたので、これらの取得費933万8,160円を当年度におきまして戻入いたしますのでございます。

以上、支出合計は、50億2,197万8,268円で収入と相対比するものでございます。

以上の事業実施に伴います損益状況につきましては、19ページの損益計算書に記載してございます。当年度の純利益といたしましては825万497円と相なります。これを前年度よりの繰越欠損金と差し引きいたしまして、翌年度への繰越欠損金は、7億8,064万6,377円と相なる次第でございます。

なお、18ページには貸借対照表、21ページ以降には、先ほど申し上げました財産目録等を登載してございますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、昭和60事業年度土地開発公社決算の報告といたします。何とぞ原案御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中治浩君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 16番（天堀 博君） これはいつも聞いておりますことなので重複いたしますが、やはり公社所有の財産等については、いままでからずっと問題があるわけでございます。その点では前回は申し上げましたが、決してこのことが風化されてはならないという観点をわれわれは持

っているわけで、今後の健全な運営ということを兼ね合わせまして、ちょっとお聞きをしておきたいと思います。

次年度への繰越欠損金が7億8,000余万円出ておりますが、同時に60年度の借入金に対する利息5億5,600余万円支払われておりますが、これは当然のことなんですが、当該年度で処分している分もありますけれども、従前からの分もかなり含まれているわけです。そういう点から見ますれば、不良物件というか、公社が抱えて後、処分に困っている物件が数多くあるわけです。その後、その点の処分がどういう形で進められているのか、あるいは進みつつあるのか、どの点で力を入れているのかということら辺。

それから、例のN T Tの聖神社の南側の物件について、その後はどうなっているのか。

それと、いわゆる市からの繰入金について、これもたびたび聞いておりますが、この辺の処理をどのように具体化されようとしているのかということら辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長(田中包治君) 理事者答弁。

○ 用地担当参事・土地開発公社事務局次長(中辻寿夫君) 公社次長中辻からお答えいたします。

まず、第1点のいわゆる市の先行取得依頼を受け、何らかの目的を持って先行取得した物件の処分については、市の公共用地が第1ということで現在まで保有してきたわけでございます。ただ、こういった物件の処分につきましては、もちろん公共用地の代替用地が優先されるということで、代替用地としてその都度、各権利者に売却してきたわけですが、いまだ11物件が残存しているというのが実態でございます。

なお、伯太、サントリー周辺の物件につきましても、東側2号線の道路工事との絡みもありまして、何とか土地の状況をよくして譲渡したいということで現在、2号線から泉南線までの道路を何とか取り付けるべく努力しておるところでございます。いずれにいたしましても、金利がかさむものでございますので、早急な処分に努力しておるところでございます。

それから、昭和47年のN T T、電通共済会に譲渡いたしました物件につきましては、道路の築造が処分条件でございました。これについては、進入道路を付けるべく再三、各方面に努力いたしまして現在、文化財シリブカガンの問題などもございましたが、下からの進入道路はほとんどできておるんでございますが、まだ残る1件の権利者との話し合いが完全にできてないということで、行き詰まっているのが実態でございます。これにつきましては、間もなく解決に向かう予定でございます。

それから、第3点目の公社の財政再建というが、援助の問題でございます。これにつきましては、せんだっての理事会におきましても、何とか公社を立て直すべく理事会にもお諮りいた

しまして、理事会に小委員会をつくっていただき、その中においてもっと精密に内容を検討した上で、公社再建に向けてやっていきたいということでございます。これにつきましては、61年度中に何とかめどをつけたい、かように考えております。

以上です。

- 議長（田中包治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第2号を終わります。

- 
- 議長（田中包治君） 日程第12「財団法人和泉市商工業振興会昭和60事業年度決算書類の提出について」及び日程第13「財団法人和泉市商工業振興会昭和61事業年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 報告第3号

財団法人和泉市商工業振興会昭和60事業年度決算書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和60事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 報告第4号

財団法人和泉市商工業振興会昭和61事業年度事業計画書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の昭和61事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（田中包治君） 報告の説明を願います。
- 産業部長（松村吉堯君） お許しをいただきまして自席から、ただいま一括御上程をいただきました報告第3号「財団法人和泉市商工業振興会昭和60事業年度決算書類の提出について」並びに報告第4号「財団法人和泉市商工業振興会昭和61事業年度事業計画書類の提出について」の内容の御説明を申し上げたいと存じます。

説明に入ります前に、おわびと訂正方をお願いいたしたいと存じます。

別冊の昭和60年度決算書の2ページですが、上から2行目に退職役員の氏名が書いてありますが、「山本亮夫」氏の役職が「理事」とあるのは誤りでございます。山本氏の在任中の役職は「監事」でございましたので、深くおわびを申し上げますとともに、御訂正方をお願い申し上げる次第でございます。

それでは、報告第3号について、その概要を御説明申し上げます。昭和60事業年度決算書1ページでございます。

理事会並びに役員の異動に関する事で、理事会は2回開催されまして4件の事項について御審議を煩わし、可決、御決定をいただきました。

役員の異動では、市議会の役員改選並びに市職員の人事異動に伴いまして、理事3名、監事1名の御退任と御就任がございました。また、任期満了に伴いまして、5人の各理事さんの留任がございました。事務局につきましては、事務局長に産業部理事が、事務局職員は、商工課職員が兼務いたしております。

続いて、2ページの寄附行為の一部改正に関する事では、3ページに新旧対照表を掲げてございます。すなわち和泉市議会の条例の一部改正に伴いまして、従来の「産業衛生病院常任委員会」が「産業文教常任委員会」に名称変更されましたので、当振興会の寄附行為につきましても、文面の整備を行う必要が生じたものでございます。

なお、この寄附行為につきましては、昨年12月13日に大阪府知事の認可を受けております。

続きまして4ページ、昭和60事業年度当振興会の収入支出決算について、去る5月20日、監事2名の監査を受け、収支は正確であることをお認めいただきました。

5ページですが、昭和60年度のわが国の経済情勢を簡単に記述したものでございます。

続きまして、当振興会が執行いたしました事業概容について御説明申し上げます。

地場産業振興に関する事業の(1)商工ニュースにつきましては、市内各事業所を対象に年間7回発行したものでございます。(2)の通行量調査につきましては、商工会とタイアップいたしまして2日間、実施したものでございます。次に、(3)の商工まつりにつきましては、今回は展示即売のほか、歌謡ショーやのど自慢、人形劇などを計画し、市民まつり的なイベントにして実施いたしました。2日間で約2万人以上の来場者を数え、市民、出展者双方より好評を拍しました。(4)東京国際見本市への参加でございますが、昭和60年度は東京・晴海の国際見本市会場で開催され、本市からも特産品のガラス細工、チェーブマット等の出品を行い、予想以上の成果と宣伝効果が見られました。

次に、観光に関する事業でございますが、桜の名所として槇尾山一帯は、和泉市の観光地として多くの人々に親しまれてまいりましたが、近年、病害虫に冒された桜の木がふえましたのでこれらを伐木処理し、新しくサトザクラを植樹いたしました。また、側川観光整備事業といたしまして、側川より清水の滝にかけての老朽化しております丸太橋の改修工事を実施したものでございます。

以上、60事業年度の実施事業についての説明を終わります。

続きまして、昭和60事業年度収入支出決算報告について御説明申し上げたいと存じます。8ページでございます。

まず、収入の部の①財産収入では、予算額8万5,000円に対し収入済額8万1,475円で、3,525円の収入減となっております。

②の寄附収入では、予算額、収入済額ともに475万円であります。これにつきましては、当振興会寄附行為第5条の規定に基づき、昭和60年度分の当法人の運用経費に充てるため、和泉市一般会計から繰り出される主として寄附金でございます。

③の事業収入につきましては、当初予算額175万円に対し収入済額55万3,700円で、119万6,300円の収入減となっております。その理由といたしましては、毎年実施されております成人式の記念品として、当法人のあっせんしている人造真珠のネックレス等を昨年に引き続いて本年も見込んでおりましたが、主催者側の予算の関係上変更になったことによるものでございます。

④の繰越金につきましては、昭和60事業年度における繰越金91万4,733円でございます。

以上、収入予算総額749万9,000円に対し収入済総額は629万9,908円となり、119万9,092円の収入減となっております。

次に10ページ、支出の部といたしましては、①の事務費では、予算額32万円に対し支出済額21万6,994円となり、10万3,006円の不用額を残しております。

②の事業費700万3,000円に対し支出済額533万8,210円。主な事業といたしましては、槇尾山の桜の植え替え80万円、側川ハイキングコース改修工事費50万円、松尾寺さくらまつり補助金40万円、商工まつり事業負担金180万円、東京国際見本市へ出展いたしました泉州地域産業協議会負担金26万円、通行量調査負担金46万円、商工会報のための情報提供事業負担金64万円等を執行したものでございます。

なお、166万4,790円の不用額が残った理由といたしまして、当初、新しく完成いたしました和泉市コミュニティセンターに市内物産品の展示用ケースを備え付けさせていただく予

定でございましたが、建設事業費の中で設置されたことによるものでございます。もう1つの不用額の理由といたしましては、先ほど申し上げました成人式用記念品の変更によりまして、特産品の買い上げ費が大幅に減少したことによるものでございます。

なお、③の予備費17万6,000円が不用となり、残ったものでございます。

以上、収入済総額629万9,908円、支出済総額555万5,204円、差し引き74万4,704円を昭和61事業年度へ繰り越しいたしました。

続いて、13ページでございます当振興会の財産目録でございますが、当初、市より受けました基本財産を住友銀行和泉支店に定期預金として100万円、他に放送設備一式、紅白幕、テント、カメラ器具一式でございます。

以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、報告第4号につきましての内容を御説明申し上げます。別冊関係書類1ページをお願いいたします。

昭和61事業年度事業計画策定に際しましては、当振興会設立の趣旨から事業内容によく留意するとともに、最近の厳しい地域経済情勢と市行財政事情を勘案の上策定いたしましたものでございます。事業計画の内容につきましては、商工業振興に関する事業、特産品の普及・宣伝に関する事業、観光に関する事業、小規模企業工場共同利用事業推進に関する事業を主な柱といたしております。

次に、この事業計画を推進するための収支予算について御説明申し上げます。3ページをお願いいたします。

まず、収入の部では、基本財産に関する収入として、当振興会設立当初からの出資金100万円を定期預金しておりますが、この定期預金利子及び運用資金利子で計8万5,000円を計上いたしました。

次に、寄附収入では、それぞれの観光事業に対する市からの補助金180万円、商工まつり事業負担金、泉州の地域産業振興協議会負担金、通行量調査負担金、情報提供事業負担金、人造真珠の集約化計画調査委託料計475万円、計655万円を計上いたしております。

次に、事業収入といたしまして、特産品売払収入として61万円を計上し、前年度繰越金の74万4,000円と合わせて総収入798万9,000円と相なる次第でございます。

続きまして、5ページの支出の部では、事業費といたしまして32万円。

事業費では、観光整備事業といたしまして124万3,000円を見込み計上いたしました。6ページの地場産業振興事業費では、商工まつり及び泉州の地域産業振興協議会負担金等325万円を計上いたしました。次に、受託事業では、商工業振興費といたしまして、市より委託を

受け商工会とタイアップして実施しております通行量調査負担金、同じく商工会と共同編集しております情報提供事業、加えて人造真珠の集約化計画調査委託料計260万円を計上いたしました。

予備費につきましては、57万6,000円を計上し、以上、支出合計798万9,000円と相なる次第でございます。

最後に、これらの予算の流用の範囲を決めてございます。

以上で報告第4号の内容の説明を終わります。先ほどの報告第3号と合わせましてよろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます次第でございます。

- 議長（田中包治君）、本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第3号及び第4号を終わります。

- 
- 議長（田中包治君） 日程第14「財団法人和泉市文化振興財団昭和60事業年度決算書類の提出について」及び日程第15「財団法人和泉市文化振興財団昭和61事業年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 報告第5号

財団法人和泉市文化振興財団昭和60事業年度決算書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の昭和60事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 報告第6号

財団法人和泉市文化振興財団昭和61事業年度事業計画書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の昭和61事業年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄



- 議長（田中包治君） 報告の説明を願います。
- 社会教育部理事（竹田明郎君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました報告第5号「財団法人和泉市文化振興財団昭和60事業年度決算書類の提出について」及び報告第6号「財団法人和泉市文化振興財団昭和61事業年度事業計画書類の提出について」、担当の社会教育部竹田より内容の御説明を申し上げます。

御案内のとおり当財団は、和泉市久保惣記念美術館の運営を業務とし、理事長を西川教育長に、そのほか11名の理事で運営に当たっております団体でございます。

それでは、まず、昭和60事業年度の事業と決算の概要について御報告申し上げます。資料の1ページを御参照を願います。

事業では、美術館の主な事業となっております展示事業では、館蔵品のうち書画の名品を陳列いたします「書画の名品展」、それに昭和60事業年度は市制施行30周年という意義ある記念の年に当たりましたので、卓弥呼伝承のごさいます上代町の黄金塚の発掘品について、東京国立博物館の御好意で35年ぶりにお里帰りをいたしましたほか、横尾山施福寺経塚の出土品、池上曾根遺跡を中心とする市内の遺構の発掘遺物について、「黄金塚と施福寺経塚の遺宝—和泉の考古—」をテーマに展示いたしました。期間中、4,210の方が熱心に観覧されるとともに、マスコミ報道等を通じましても歴史と伝統にはぐくまれた和泉市であることを知っていただき、一層の郷土意識高揚の役割を果たしたと存じております。このほか常設展示といたしまして、漆工、陶磁器を中心として「工芸」、羽黒鏡を中心とした「日本の金工」、中国鏡を中心として「中国の鏡」、土佐光吉書の「源氏絵」、以上、6つのテーマを設立し展示いたしました。

観覧者数は2ページの表に示しましたとおり、年間214日の開館で総観覧者数1万7,569人、1日平均82人となっております。

展示事業のほか主な事業といたしましては、特別展の「黄金塚と施福寺経塚の遺宝展」の解説書の発刊、また、館蔵品絵巻の「伊勢物語」の解説書、このほか絵はがきの印刷等を行いました。

美術品の整備保存事業では、未整理の蔵品の調査研究を始めました。市の事業として重要文化財指定の「伊勢物語絵巻」の修復を行いました。

このほか館主催のもとに洋画、日本画の指導、また、社会教育課とタイアップした古典の学習、さらに、市内の絵画や書を書かれる方々のグループの発表展覧会、音楽会等副広く社会教育事業をも推進してまいりました。学術研究資料についても文献、図書の収集等を行うとともに、美術鑑賞の場にふさわしい環境維持に尽くしてまいりました。

以下、6ページから9ページは処務の概要でございますので、内容は省略させていただきます。

次に、10ページの収支決算書につきまして御説明申し上げます。

まず、収入の部では、3億円の基本財産運用収入でございます、決算額2,422万6,307円。研究発表展事業収入は観覧料収入でございます、決算額が211万4,320円。出版物の販売収入116万9,550円。普及事業は、館が直接絵画教室等文化活動を行った受講料等でございます59万2,500円。市よりの受託金4,030万3,000円。研究助成金は「水注」の研究助成でございます100万円。これは久保惣記念文化財団から受けたものでございます。このほか雑収入といたしまして、美術品資料等の使用時の協力金、預金利子等で169万1,852円。それから前期よりの繰越金417万7,009円。収入合計7,527万4,538円でございます。

これに対し支出の部では、人件費、電力料を主とした一般的な管理費でございます、常勤4名、非常勤1名の給与及び手当1,893万3,947円。その他主なものといたしましては光熱水費777万3,699円等で、合計3,546万2,985円の支出でございます。

次に、事業関係費でございますが、施設管理費は主として館内外のメンテナンス費用でございます、決算額が837万2,172円。研究発表展事業費は、主として展覧会の施設の費用でございます771万6,430円。「水注」の研究費99万8,280円。出版事業費は、特別企画展の解説書、「伊勢物語」の解説書等の発刊費用でございます366万5,510円。情報資料収集費は、主として文献資料の購入費で415万380円。国際文流事業費は、中国から来ている多くの工作人員、こちらで言う研究員ですが、これの方々たちと中国の状況を知るためにいろいろと交流している事業でございます46万1,320円。普及事業費は、絵画の講師謝礼等で57万1,140円。美術品整理保存事業費413万2,365円。広報活動事業費は、電話柱、電柱等への広告の費用でございます47万2,000円。美術品等整備保存のための基金繰出金500万円。合計3,553万9,597円。それに労働費の概算払いの未経過分16万9,502円を加えまして支出額合計は7,100万2,582円で、次期へ427万1,956円を繰り越したものでございます。

13ページ以下は財務諸表になってございますので、御参照いただければ幸いに存じます。

なお、本会計決算につきましては5月17日、監事の監査を受けてございます。

続いて、報告第6号「財団法人和泉市文化振興財団昭和61事業年度事業計画書類の提出について」、概要を御説明申し上げます。

まず、展覧会事業につきましては、特別企画展として前回の蓋のある器「盒」と同類で、今

回は水を注ぐ器「水注」をテーマとして10月10日から12月7日まで、秋の好季節に展示いたしますこととしております。内容は、日本、中国、朝鮮、東南アジアにおける金工、陶磁、漆工、ガラス等で約150点を全国の博物館、美術館、社寺、個人のコレクターの方からお借りして構成するもので、これにより東南アジア等の工芸史研究を展示するものであります。

特別展示といたしましては、館蔵品の中から国宝、重要文化財の名品、特に絵巻を中心とする絵画、墨跡を中心とする書跡について展示する計画でございます。

このほか常設展示といたしましては、茶道具を中心とする工芸の展覧会、和鏡と根来等漆工品を展示する「和鏡と漆工」、中国の青銅器等を展示する「中国の工芸」、土佐光吉書の「源氏絵」と4つのテーマによる展示を考えております。

出版事業といたしましては、館蔵品の「駒競行幸絵詞」をわかりやすく一般の方々にも御理解いただくためと解説研究書の発刊と、特別企画展の解説図録の発行を計画しております。

美術品の整備保存事業では、年次計画をもって調査整備を行っているところでございますが、本年度から横尾山施福寺経塚出土品についても本館の方でお預かりすることになりましたので、これらも加え実施の予定でございます。

このほか、学芸研究員を中国に出張させ美術品の動向調査を、また、中国研究員の来阪を機会に交流を持ち、国際交流として一層の学術研究を進めたく存じます。

最後に、美術館は常に美術鑑賞にふさわしい環境づくりが重要なことでございますので、館内外の保安と環境維持に本年度も最善の努力をいたしてまいりたく存じております。

次に、4ページの予算書でございますが、本年度も前年度に引き続きましてほぼ同じような予算を編成いたしました。収入の部では、基本財産の運用収入2,412万7,000円。観覧料収入305万8,000円。出版物の販売収入157万円。普及事業収入は、ことしは隣で少し建築工事が行われておりますので、騒音等の関係で直接の事業は取り止めたいと存じておりますので、収入はゼロでございます。受託金収入は、市よりの受託金の収入で4,000万円。雑収入89万5,000円。前期繰越収支差額444万1,000円、これは仮勘定を含めた額でございます。収入合計7,409万1,000円でございます。

支出の方では、一般管理費で職員給料及び手当といたしまして2,224万2,000円。そのほか主なものでは光熱水費、主として電力料ですが896万4,000円等、一般管理費が3,941万4,000円でございます。

事業費関係では、管理メンテナンス等の施設管理費1,052万円。研究発表展事業費、展覧会の収入ですが977万3,000円。出版事業で454万円。文献あるいは研究資料の購入費として503万4,000円。国際交流事業費として50万円。普及事業費は、特別企画展示の

講演会等の費用で20万円。美術品の整理保存事業として139万円。広報活動事業費で42万円。予備費230万円を加えて3,467万7,000円。支出総額7,409万1,000円と相なっております。

以上で2報告につきましての概要を御説明いたしました。何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第5号及び第6号を終わります。

- 
- 議長（田中包治君） 日程第16「財団法人和泉市公共施設管理公社昭和60事業年度決算書類の提出について」及び日程第17「財団法人和泉市公共施設管理公社昭和61事業年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 報告第7号

財団法人和泉市公共施設管理公社昭和60事業年度決算書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公共施設管理公社の昭和60事業年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 報告第8号

財団法人和泉市公共施設管理公社昭和61事業年度事業計画書類の提出について  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公共施設管理公社の昭和61事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（田中包治君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第7号「財団法人和泉市公共

施設管理公社昭和60事業年度決算書類の提出について」及び報告第8号「財団法人和泉市公共施設管理公社昭和61事業年度事業計画書類の提出について」の2件につきまして、その概要を御説明申し上げたいと存じます。

まず、昭和60事業年度の決算関係でございますが、事業概容につきましては、設立後2年目に当たる昭和60事業年度の受託事業といたしましては、前年度から引き続いて和泉中高年齢労働者福祉センター(サンライフ和泉)、光明池球技場及び光明池運動場の3施設の管理運営のほか、新たに光明池緑地運動施設とコミュニティセンターを加え、合計5施設の管理運営を行った次第でございます。この委託のための市からの受託金は4,569万2,000円でございます。

また、公社独自の事業といたしましては、市と関係を取りつつ教養・趣味・娯楽・健康のための各種講座の開催などを行い、労働者・市民の福祉の向上に努めた次第でございます。

次に、15ページからの決算状況でございますが、収支計算の部の収入といたしましては、基本財産運用収入が128万4,000円。事業収入のうち独自事業によるものが346万3,000円、受託事業によるものが4,864万6,868円、そのうち本市からの委託料は4,569万1,368円でございます。雑収入は、運転資金の預金利息及び公衆電話設置料などによる101万2,398円で、以上、収入合計が5,440万6,266円となっております。

支出につきましては、サンライフに係る費用が1,865万1,552円。体育施設、つまり光明池球技場、光明池運動場、それに光明池緑地の3施設に係る費用が2,309万2,130円。次に、コミセンに係る経費につきましては、9月からの7カ月分で1,266万2,584円。以上の支出合計は、収入合計と同じ金額で5,440万6,266円と相なるものでございます。

なお、20ページに貸借対照表、21ページに財産目録を掲げてございますので、御参照いただきたく存じます。

次に、報告第8号の昭和61事業年度計画及び予算について御説明申し上げます。別冊でございます。

まず、1ページの事業計画でございますが、昭和61年度も前年度に引き続き、市民及び勤労者の福利厚生の上昇、心身の健康保持及び教育文化の上昇を図るため、市との密接な連携を保ちながら各種の事業を行うものとしております。

事業といたしましては、中高年齢者の職業相談事業、職業情報の提供、展示事業、教養・趣味・娯楽のための各種講座の開催事業、健康の維持増進のための各種教室の開催事業。以上の事業に関連する和泉中高年齢労働者福祉センター、光明池球技場、光明池運動場、光明池緑地運動施設、それにコミュニティセンターの5施設の管理運営業務受託事業、さらに、公社事業

及び公社管理施設の広報宣伝事業を行うものとしたしてございます。

次に、この事業計画実施の裏付けとなる収支予算でございますが、収入の部では、基本財産の運用による利息収入132万4,000円。公社が独自に行う一般事業による収入のうちサンライフで行う勤労者福祉事業収入が348万円、球技場及び運動場で行う体育収入が276万8,000円。本市の委託により行う各施設の管理運営事業に係る受託事業収入のうち、サンライフ分が1,785万1,000円、体育施設分が1,883万9,000円、緑地分が465万1,000円、コミセンが2,690万6,000円となっております。また、雑収入が6万5,000円で、以上の当期収入合計は、7,588万4,000円と相なる次第でございます。

支出の部ですが、一般事業の勤労者福祉事業費が165万6,000円、体育事業費が276万8,000円。受託事業費につきましては、サンライフ分が1,967万5,000円、体育施設分が1,883万9,000円、緑地分が465万1,000円、コミセンが2,785万6,000円でございます。また、公社の総務的な管理費が43万9,000円でございます。当期の支出合計は、収入合計と同額の7,588万4,000円と相なる次第でございます。

以上、簡単でございますが、報告第7号及び8号についての御説明を終わります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○ 議長(田中包治君) 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第7号及び第8号を終わります。

○ 議長(田中包治君) 日程第18「専決処分の承認を求めることについて」(和泉市税条例の一部改正)を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第9号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

## 専決第1号

和泉市税条例の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、和泉市税条例の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分する。

昭和61年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

## 和泉市条例第9号

和泉市税条例の一部を改正する条例

和泉市税条例（昭和35年和泉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「第39条の6」を「第39条の7」に、「第41条の6」を「第41条の8」に改める。

第2条第2号中「、延滞加算金」を削り、同条第3号中「納税」を「納付」に改める。

第5条中「金額」を「全額」に改める。

第10条中「事業所、寮等」を「事業所又は寮等」に改める。

第12条第2項の表の1号中「第45条の2」を「第45条の3」に改める。

第12条の2中「280,000円」を「310,000円」に改める。

第13条第2項中「。以下「所得税法」という。」を削る。

第13条の2の見出しを「（所得の計算）」に改め、同条中「次に定める」を「次の各号に定める」に、「その者の総所得金額」を「その者の前条第1項の総所得金額」に改める。

第34条中「次の事項」を「次の各号に掲げる事項」に改める。

第37条第2項中「納期限までに」を「納期限前7日までに」に改める。

第39条の2に次の1項を加える。

2. 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもって喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区 分	重 量
1. 喫煙用の製造たばこ	
イ パイプたばこ	1 グラム
ロ 葉巻たばこ	1 グラム
ハ 刻みたばこ	2 グラム
2. かみ用の製造たばこ	2 グラム
3. かき用の製造たばこ	2 グラム

第39条の5を次のように改める。

(たばこ消費税の申告納付の手續)

第39条の5 前条の規定によつてたばこ消費税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる小売定価に相当する金額に当該小売定価に係る品目ごとの売渡し等の数量を乗じて得た金額の合計額及び前月の初日から末日までの間における売渡し等に係る製造たばこの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準額」という。)並びに当該課税標準額に対するたばこ消費税額、法第469条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ消費税額並びに法第477条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ消費税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、法第469条第2項に規定する書類及び法第477条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2. 法第478条第2項の規定による自治大臣の指定を受けた卸売販売業者等が申告納税者である場合には、前項の規定によつて次の表の左欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。この場合において、この項の規定による申告書は、施行規則第34号の2の2様式によらなければならない。

1月及び2月	3月
4月及び5月	6月
7月及び8月	9月
10月及び11月	12月



3. 次条第1項の製造たばこの返還を受けた御売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において前2項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第1項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した施行規則第34号の2の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

4. 申告納税者が法第475条第2項の規定により提出する修正申告書は、施行規則第34号の2様式または、第34号の2の2様式によらなければならない。

5. 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第39条の7第2項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

第39条の6の次に次の1条を加える。

（たばこ消費税に係る不足税額等の納付手続）

第39条の7 たばこ消費税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

2. 前項の場合には、その不足税額に第39条の5第1項又は第2項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

第41条の2中「規則で定めるところによって、」を「徴収すべき電気税等に係る課税標準額、税額その他必要な事項を記載した」に、「納入金を」を「納入金を納入書によって」に改める。

第41条の4から第41条の6までを次のように改める。

（電気税等に関する申告の義務）

第41条の4 普通徴収に係る電気税等の納税義務者は、毎月10日までに次に掲げる事項を市

長に申告しなければならない。

- (1) 主たる事業所、学校、学校の教育に準ずる教育を行なう施設若しくは学術研究機関又は社会福祉施設の所在地及び名称
- (2) 電気又はガス使用場所
- (3) 電気又はガスの使用場所ごとに区分した前月中の使用量（学校、学校の教育に準ずる教育を行なう施設若しくは学術研究機関又は社会福祉施設にあっては前月中に支払った若しくは支払うべき電気料金又はガス料金に係る分）及びこれに対する料金相当額又は料金（電気税等の不申告に関する過料）

第41条の5 電気税等の納税義務者が前条の規定によって申告すべき事項について正当な事由がなく申告しなかった場合においては、その者に対し、3万円以下の過料を科する。

2. 前項の過料の額は、情状に因り、市長が定める。
3. 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発行の日から10日以内とする。

（電気税等の特別徴収義務者に係る帳簿の記載義務等）

第41条の6 電気税等の特別徴収義務者は、毎月20日までに、前月中において料金を算定した電気又はガスに関し、次に掲げる事項を帳簿に記載しなければならない。

- (1) 電気の利用者又はガスの利用者の数
- (2) 種類ごとに区分した電気又はガスの料金の総額及びその税額
- (3) 電気の利用者又はガスの利用者であって、電気税を課せられない者の数
- (4) 電気の利用者であって、法附則第31条の規定の適用を受ける者の数
- (5) その他必要と認める事項

2. 前項の帳簿は、その記載の日から1年間これを保存しなければならない。

第41条の6の次に次の2条を加える。

（電気税等の非課税区分の明細書の提出）

第41条の7 法第489条第1項、第2項及び第5項から第15項までの規定の適用を受ける電気又は法第489条の2の規定の適用を受けるガスの利用者は、前月中に使用した電気又はガス（法第489条第10項若しくは第11項又は第489条の2第2項若しくは第3項の規定の適用を受ける者が使用する電気又はガスにあっては、前月中に支払った若しくは支払うべき電気料金又はガス料金に係る分）の使用場所ごとの使用量及びこれに対する料金相当額又は料金を電気税等の課税部分と非課税部分とに区分した明細書を毎月10日までに市長に提出しなければならない。

(電気税の税率区分の明細書の提出)

第41条の8 法附則第31条の規定の適用を受けるべき電気の利用者は、前月中に使用した電気(特別徴収に係る者については、前月中に支払うべき料金に係る分)の使用場所ごとの使用量及びこれに対する料金相当額又は料金を同条に規定する税率の適用を受ける部分と第40条第1項に規定する税率の適用を受ける部分とに区分した明細書を、毎月10日までに市長に提出しなければならない。

附則第2条中「昭和47年度から昭和62年度まで」を「昭和62年度以後」に、「限り、」を「係る」に改め、「適用については、」の次に「当分の間、」を加える。

附則第4条第2項中「所得割」を「昭和62年度以後の各年度分の個人の市民税について、所得割」に、「昭和46年から昭和61年までの各年」を「前年」に改める。

附則第8条第4項中「昭和60年度分及び昭和61年度」を「昭和60年度から昭和62年度までの各年度分」に改める。

附則第12条の2の次に次の1条を加える。

(市たばこ消費税の税率等の特例)

第12条の3 昭和61年5月1日から昭和62年3月31日までの間に第39条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係る市たばこ消費税の従量割の税率は、第39条の3の規定にかかわらず、1,000本につき640円とする。

2. 昭和61年5月1日から昭和62年3月31日までの間に第39条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係るたばこ消費税の従価割の課税標準は、第39条の2第1項の規定にかかわらず、同項に規定する金額(法第467条第2項の規定の適用を受ける製造たばこに該当する場合には、租税特別措置法第87条の4の規定(たばこ消費税法(昭和59年法律第72号)第10条第2項の規定の適用を受ける製造たばこに係る同項に規定する課税標準たる金額の算定方法に係る部分に限る。)の例により算定した金額)から、次の表の左欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額を控除した金額とする。

製造たばこの区分	控 除 金 額
1. 喫煙用の製造たばこ	
イ 紙巻たばこ	1,000 本につき 1,000円
ロ パイプたばこ	1 キログラムにつき 1,000円
ハ 葉巻たばこ	1 キログラムにつき 1,000円
ニ 刻みたばこ	1 キログラムにつき 500円
2. かみ用の製造たばこ	1 キログラムにつき 500円
3. かぎ用の製造たばこ	1 キログラムにつき 500円

3. 前項の規定の適用がある場合における第39条の5第1項から第4項までの規定の適用については、同条第1項中「小売定価に相当する金額」とあるのは「小売定価に相当する金額から、附則第12条の3第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、同表の右欄に掲げる金額を控除した金額」と、「第34号の2様式」とあるのは「第48号の5様式」と、同条第2項中「第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の6様式」と、同条第3項中「第34号の2の6様式」とあるのは「第48号の9様式」と、同条第4項中「第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「第48号の5様式又は第48号の6様式」とする。

附則第14条第1項中「29万円」を「31万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。ただし、附則第2条及び第4条第2項の改正規定は、昭和62年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の和泉市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、昭和61年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和60年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2. 新条例附則第2条及び第4条第2項の規定は、昭和62年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、昭和61年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(市たばこ消費税に関する経過措置)

第3条 昭和61年5月1日(次項及び第3項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった市たばこ消費税については、なお従前の例による。

2. 指定日前に地方税法(昭和25年法律第226号。以下「法」という。)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する御売販売業者等(新条例第39条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和61年法律第13号)附則第21条第4項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ消費税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域

内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ消費税を課する。この場合における市たばこ消費税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ消費税の税率は、千本につき290円とする。

3. 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規定の一部を改正する省令(昭和61年自治省令第6号)第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。
4. 前項の規定による申告書を提出した者は、昭和61年10月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
5. 第2項の規定により市たばこ消費税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第39条第2項、第39条の5第4項及び第5項並びに第39条の7の規定を適用する。この場合において、新条例第39条の2第2項中「前項」とあるのは「市税条例の一部を改正する条例(昭和61年和泉市条例第9号。以下この節において「昭和61年改正条例」という。)附則第3条第2項」と、新条例第39条の5第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令(昭和61年自治省令第6号)第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「昭和61年改正条例附則第3条第4項」と、新条例第39条の7第2項中「第39条の5第1項又は第2項」とあるのは「昭和61年改正条例附則第3条第4項」と読み替えるものとする。
6. 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ消費税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ消費税に相当する金額を、法第477条の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ消費税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ消費税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例附則第12条の3第3項の規定により読み替えて適用される新条例第39条の5第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記細した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

- 議長（田中包治君） 報告の説明を願います。
- 総務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第9号「和泉市税条例の一部を改正する条例」を専決させていただきました理由並びにその内容につきまして御説明を申し上げます。

昭和61年度の地方税法の一部を改正する法律が去る3月31日公布され、4月1日より施行されることとなり、これに伴いまして本市の市税条例規定につきましても所要の改正と条文の整備を行い、昭和61年度の市税の賦課から適用する必要が生じることと相なった次第でございます。このため議会に御提案するいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしました次第でございます。

地方税法の一部を改正する法律の要旨といたしましては、最近における地方税負担の現状及び地方財政の実情にかんがみ、住民負担の軽減及び合理化を図るため、住民税所得割の非課税限度額等の引き上げ及び同居の特別障害者に係る扶養控除額等の引き上げを行い、地方税負担の公平、適正化を図るため、及び固定資産税等に係る非課税等特別措置の整理合理化を行うほか、昭和61年度における臨時措置として、市たばこ消費税の従量割の税率を引き上げること——等を骨子としたものでございます。

それでは、市税条例の一部改正の概要を御説明申し上げます。議案書本冊の11ページでございます。

まず、目次中、市たばこ消費税、電気税の条文に、地方税法の改正に伴いそれぞれ新しく条文を加えたので、条文の項目の整備を行うものであります。

次に、第2条第2号から第12条第2項の表の1号につきましては、字句の訂正等条例の整備を行うものであります。

次に、第12条の2につきましては、個人の均等割の非課税限度額を引き上げるもので、低所得者の負担に配慮するため、非課税限度額算定の基礎となる家族数1人当たりの金額を「28万円」から3万円を引き上げ、「31万円」とするものでございます。

次に、第13条第2項から第37条第2項につきましては、字句の訂正等の条文の整備を行うものであります。

次に、第39条の2から第39条の7の2項までは、地方財政対策の一環として行われるたばこ消費税の税率の引き上げの特別措置を行うため、この改正に係る本文条例中、たばこ消費税の課税標準、申告納付の手續について整備を行うものであります。

次に、第41条の2から第41条の8につきましては、アセチレン製造の用に使用する電気に係る非課税措置の廃止、漁業協同組合等が水産動物の種苗の生産等のために直接使用する電

気に係る非課税措置の創設に伴い改正のため、本文条文の整備を行うものであります。

次に、附則第2条及び附則第4条第2項につきましては、配当所得に係る課税の特例について、その特例の期間を延長するものでございます。

次に、附則第8条第4項につきましては、みなし法人課税を選択した場合の課税の特別措置につきまして、法人税率の特例制度の延長に伴い、みなし法人所得に対する税率等の特例の適用期間を昭和62年度までに延長するものでございます。

次に、第12条の3につきましては、市たばこ消費税は、本市において消費されるたばこの小売り価格より算出される従価割と、消費されるたばこの本数により算出される従量割により課税されているところであります。このうち従量割の税率を61年5月1日から62年3月31日までの間に限り、現行「1,000本につき350円」を290円引き上げ、「1,000本につき640円」にするものでございます。

次の2項、3項につきましては、この改正を行うため必要な条文を加えたものであります。

次に、附則第14条第1項は、個人の所得割の非課税の限度額を引き上げるもので、低所得者の負担に配慮するため、非課税限度額算定の基礎となる家族数1人当たりの金額を「29万円」から2万円を引き下げ、「31万円」とするものでございます。

次に、附則第1条、第2条及び第3条第1項は、この改正条例の適用期日を明確にいたしましたものでございます。

次に、第3条第2項から第6項につきましては、5月1日においてたばこの手持ち品がある場合の課税・申告について明記したものであります。

以上が、市税条例の一部を改正する条例の専決処分の理由並びに改正条例の概要につきましの説明でございます。

なお、条例の改正部分につきましては、24ページから46ページまでの新旧対照表を御参照いただきまして、何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本報告を原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第9号を承認することに決しました。

○

○ 議長（田中包治君） 日程第19「専決処分の承認を求めることについて」（和泉市立幼稚

園条例等の一部改正)を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第10号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第5号

和泉市立幼稚園条例等の一部を改正する条例の専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、和泉市立幼稚園条例等の一部を改正する条例を、次のとおり専決処分する。

昭和61年5月10日専決

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第10号

和泉市立幼稚園条例等の一部を改正する条例

(和泉市立幼稚園条例の一部改正)

第1条 和泉市立幼稚園条例(昭和34年和泉市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「和泉市府中町793番地」を「和泉市府中町4丁目14番8号」に改める。

(和泉市立図書館設置条例の一部改正)

第2条 和泉市立図書館設置条例(昭和53年和泉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「和泉市府中町810番地の3」を「和泉市府中町4丁目20番1号」に改める。

(和泉市立市民体育館条例の一部改正)

第3条 和泉市立市民体育館条例(昭和51年和泉市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「和泉市府中町872番地」を「和泉市府中町4丁目20番3号」に改める。



(和泉市勤労青少年ホーム条例の一部改正)

第4条 和泉市勤労青少年ホーム条例(昭和50年和泉市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「和泉市府中町913番地」を和泉市府中町4丁目20番2号」に改める。

(和泉市立老人集会所条例の一部改正)

第5条 和泉市立老人集会所条例(昭和48年和泉市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「和泉市府中町810番地の5」を「和泉市府中町4丁目22番2号」に改める。

(和泉市保健センター条例の一部改正)

第6条 和泉市立保健センター条例(昭和60年和泉市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「和泉市府中町810番地」を「和泉市府中町4丁目22番5号」に改める。

(和泉市立休日急病診療所条例の一部改正)

第7条 和泉市立休日急病診療所条例(昭和51年和泉市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条中「和泉市府中町810番地の6」を「和泉市府中町4丁目22番5号」に改める。

(和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第8条 和泉市病院事業の設置等に関する条例(昭和47年和泉市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「和泉市府中町780番地」を「和泉市府中町4丁目10番10号」に改める。

附 則

この条例は、昭和61年5月11日から施行する。

○ 議長(田中包治君) 報告の説明を願います。

○ 市長公室長(杉本弘文君) お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました報告第10号「和泉市立幼稚園条例等の一部を改正する条例」を専決させていただきました理由並びにその内容について御説明申し上げます。

本年3月の定例会におきまして、府中町の一部を府中町4丁目へ編入する旨の町の区域の変

更について御議決をいただき、これに基づく届け出により当該処分の効力を発生させるため、大阪府知事による告示が4月4日付でなされ、5月11日から町の区域の変更と同時に当該区域に係る住居表示を実施することになりました。このことにより当該区域内にある公の施設の所在地の表示を改めるため、関係条例の一部改正をする必要が生じましたが、議会に御提案申し上げるいとまがございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決させていただいた次第でございます。

それでは、和泉市立幼稚園条例等の一部を改正する条例の概要を申し上げたいと存じます。

まず、第1条では、和泉市立幼稚園条例の一部改正により、国府幼稚園の所在地の表示を改めるものでございます。

第2条では、図書館の所在地の表示を、第3条では、市民体育館の所在地の表示を、第4条では、勤労青少年ホームの所在地の表示をそれぞれ改めるものでございます。

第5条では、和泉市立老人集会所条例の一部改正により、国府老人集会所の所在地の表示を改めるものでございます。

第6条では、保健センターの所在地の表示を、第7条では、休日急病診療所の所在地の表示をそれぞれ改め、最後に第8条では、和泉市病院事業の設置等に関する条例の一部改正により、市立病院の所在地の表示を改めるものでございます。

以上が、和泉市立幼稚園条例等の一部を改正する条例の専決処分の理由並びに改正条例の概要についての御説明でございます。

なお、52ページから55ページにそれぞれ新旧対照表を参考資料として提示させていただいておりますので、何とぞよろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第10号を承認することに決しました。

○ 議長（田中包治君） 日程第20「専決処分の承認をを求めることについて」（交通事故による損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第4号

交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、交通事故による損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

昭和61年5月7日専決

和泉市長 池田忠雄

市は、交通事故による損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

1. 損害賠償及び和解の相手方 和泉市伯太町三丁目6番16号 葛西的雄
2. 損害賠償の額 640,060円
3. 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

- 議長（田中包治君） 報告の説明を願います。
- 都市整備部長（萩本啓介君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第11号「専決処分の報告について」、その内容を御説明申し上げます。

専決第4号により御承認をお願いいたしますのは、「交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分」でございます。損害賠償及び和解の相手方は、和泉市伯太町三丁目6番16号にお住まいの葛西的雄氏で、損害賠償の額は64万600円でございます。

本件は、去る昭和60年8月9日午後3時55分ごろ、各公園管理巡回のため府道大阪和泉南線を和歌山方面に向けて移動中、和泉市府中町6丁目14番9号先の交差点に差しかかり、青信号で横断しようとしたところ前方に右折車が多く、また当時、厳しいわか雨のため交差点が込み合い横断するのに時間を要しました。このため抜け終わろうとしたときはすでに赤信

号になり、このとき市道府中黒鳥線を西方向に自転車で横断していた葛西敬子さん（当時小学校6年生）を発見し急ブレーキを踏みましたがスリップし、接触事故を起こしたものでございます。

その後、父親の葛西的雄氏と示談交渉の結果、自転車修理費と治療費及び慰謝料を含む一切の賠償金といたしまして、64万60円を支払うことで和解させていただきました。

なお、これに要する費用につきましては、全国市有物件災害共済会と自動車損害賠償責任保険を受け、去る5月7日に専決処分させていただいたものでございます。

事故防止につきましては、日ごろより十分注意いたしておるところでございますが、なお一層の安全運転に努めるよう徹底いたす所存でございますので、よろしく御賢察をいただき、原案どおり御承認くださいますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第11号を承認することに決しました。

- 
- 議長（田中包治君） 日程第21「専決処分の承認を求めることについて」〔昭和60年度和泉市一般会計補正予算（第5号）〕を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第12号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

昭和61年6月24日

和泉市長 池田忠雄

専決第2号

昭和60年度和泉市一般会計補正予算(第5号)

昭和60年度和泉市の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の追加及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

昭和61年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 財産収入		1,154,066	△ 48,000	1,106,066
	2. 財産売払収入	984,482	△ 48,000	936,482
15. 市債		2,230,120	48,000	2,278,120
	1. 市債	2,230,120	48,000	2,278,120
歳入合計		3,097,424		3,097,424

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	権			正			前			補			正			後				
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	
コミュニティセンター建設事業	301,200	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以 内	政 府 行 他 銀 行 其 の 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	291,600	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以 内	政 府 行 他 銀 行 其 の 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	291,600	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以 内	政 府 行 他 銀 行 其 の 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。	291,600	普通貸借 又は 証券発行	年9.0% 以 内	政 府 行 他 銀 行 其 の 他	25年以内(内据置5年以内)ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮しもしくは繰上償還又は低利に借換えすることができ。
保育所整備事業	1,700	同上	同上	同上	同上	1,848	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
財団法人大阪府同和金融公社貸付金	7,500	同上	同上	同上	同上	7,800	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
環境改善 道路整備 事業	47,200	同上	同上	同上	同上	56,202	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
都市計画 事業	207,900	同上	同上	同上	同上	236,700	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上



- 議長（田中包治君） 報告の説明をお願いします。
- 総務部長（麻生和義君） ただいま御上程いただきました報告第12号「昭和60年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」について御説明申し上げます。

今回、御提案申しあげました補正予算につきましては、地方債の確定に伴います財源構成の補正予算でございまして、去る3月31日に専決処分させていただきました。事情御賢察の上、よろしく御了承願いたく存じます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第1条でございまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、地方債の補正でございまして、このたび地方債の確定を受けまして補正するもので、内容につきましては、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により御説明申し上げます。今回は歳入予算のみでございます。66ページをお願いいたします。

まず、財産収入につきましては、不動産売払収入4,800万円の更正減額でございます。

次に、市債でございまして、先ほど申しあげましたとおり、年度末に地方債の確定がございまして補正をするものでございまして、4,800万円を追加計上いたしましたものでございます。

以上、専決処分させていただきました「昭和60年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを紙わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第12号を承認することに決しました。

- 
- 議長（田中包治君） 日程第22「専決処分の承認を求めることについて」〔昭和60年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）〕を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）



報告第13号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

昭和61年6月24日

和泉市長 池田忠雄

専決第3号

昭和60年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）

昭和60年度和泉市の老人保健事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16,729千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,474,470千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和61年3月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 支払基金交付金		3,107,446	8,909	3,116,355
	1. 支払基金交付金	3,107,446	8,909	3,116,355
2. 国庫支出金		888,240	2,546	890,786
	1. 国庫負担金	888,240	2,546	890,786
3. 府支出金		221,683	636	222,319
	1. 府負担金	221,683	636	222,319
4. 繰入金		222,533	738	223,271
	1. 一般会計繰入金	222,533	738	223,271
5. 諸収入		100	3,900	4,000
	1. 雑入	100	3,900	4,000
歳入合計		4,457,741	16,729	4,474,470

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 医療諸費		4,437,191	16,729	4,453,920
	1. 医療諸費	4,437,191	16,729	4,453,920
歳出合計		4,457,741	16,729	4,474,470

- 議長(田中包治君) 報告の説明を願います。
- 総務部長(麻生和義君) 引き続きまして、報告第13号「昭和60年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

老人保健事業特別会計の60年度予算におきまして医療費に不足が生じたので、これに充てるため専決処分させていただいたものでございます。事情御賢察の上、よろしくお願い申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,672万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4.4億7,447万円と定めたものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、事項別明細書により内容を御説明申し上げます。76ページでございます。

医療諸費の補正でございますが、1,672万9,000円追加計上いたしましたものでございます。

次に、歳入予算でございますが、支払基金交付金890万9,000円、国庫支出金254万6,000円、府支出金63万6,000円、一般会計繰入金73万8,000円及び諸収入390万円をそれぞれ追加計上いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、専決処分いたしました「昭和60年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(田中包治君) 本報告について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、報告第13号を承認することに決しました。

- 議長(田中包治君) 日程第23「専決処分の承認を求めることについて」[昭和61年度和泉市一般会計補正予算(第1号)]を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 報告第14号

##### 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 専決第7号

##### 昭和61年度和泉市一般会計補正予算(第1号)

昭和61年度和泉市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,691千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,811,691千円とする。
2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和61年6月7日専決

和泉市長 池田忠雄

#### 第1表 歳入歳出予算補正

##### 1. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 府支出金		1,949,110	15,691	1,964,801
	3. 府委託金	201,803	15,691	217,494
歳入合計		31,796,000	15,691	31,811,691

## 2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総 務 費		2,780,959	15,691	2,796,650
	4. 選 学 費	69,819	15,691	85,510
歳 出 合 計		31,796,000	15,691	31,811,691

- 議長(田中包治君) 報告の説明を願います。
- 総務部長(麻生和義君) 引き続きまして、報告第14号「昭和61年度和泉市一般会計補正予算(第1号)」について御説明申し上げます。

今回、御提案申し上げました補正予算につきましては、去る6月2日の衆議院解散に伴い、7月6日に執行されます衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の所要経費でございまして、告示前に準備の諸経費が必要なため、去る6月7日に専決処分させていただきました。事情御賢察の上、よろしく御了承をお願い申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,559万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を318億1,169万1,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出より御説明申し上げます。82ページでございます。

総務費の選挙費といたしまして、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費15,691万1,000円を計上いたしました。投票事務従事者手当等、選挙執行に伴う必要経費を計上いたしましたものでございます。

歳入につきましては、府支出金の選挙委託金として1,569万1,000円を計上し、歳出の所要額経費全額を賄うべく措置いたしましたものでございます。

以上、専決処分させていただきました「昭和61年度和泉市一般会計補正予算(第1号)」の内容でございます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(田中包治君) 本報告について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、報告第14号を承認することに決しました。

- 議長(田中包治君) 日程第24「専決処分の承認を求めることについて」〔昭和61年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)〕を議題といたします。

報告を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

報告第15号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

専決第6号

昭和61年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

昭和61年度和泉市の老人保健事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,817千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,460,604千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和61年5月31日専決

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 支払基金交付金		3,801,912	85	3,801,997
	1. 支払基金交付金	3,801,912	85	3,801,997
2. 国庫支出金		1,083,851	27,695	1,111,546
	1. 国庫負担金	1,083,851	27,695	1,111,546
3. 府支出金		271,245	3,037	274,282
	1. 府負担金	270,962	3,037	273,999
歳 入 合 計		5,429,787	30,817	5,460,604

2. 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3. 諸支出金			4391	4391
	1. 償 還 金		4391	4391
4. 前年度繰上充用金			26,426	26,426
	1. 前年度繰上充用金		26,426	26,426
歳 出 合 計		5,429,787	30,817	5,460,604

○ 議長（田中包治君） 報告の説明を願います。

○ 総務部長（麻生和義君） それでは、報告第15号「昭和61年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

老人保健事業特別会計の昭和60年度決算見込みにおきまして、医療費に対する国及び府負担金の収入について不足が生じたので、これに充てるため専決処分させていただいたものでございます。

以下、その内容につきまして御説明をさせていただきます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,081万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,060万4,000円とするものでございます。

この歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」とおりでございます。

次に、事項別明細書により歳出より御説明申し上げます。

まず、諸支出金の償還金でございますが、これは支払基金からの交付済額が本事業会計決算見込み額より439万1,000円超過収入となり、本年度において償還いたすものでございます。

次に、前年度繰上充用金でございますが、昭和60年度収支決算見込み額2,642万6,000円の歳入不足に充当いたしたものでございます。

次に、歳入予算について御説明申し上げます。

支払基金から過年度分医療費審査支払交付金8万5,000円、国庫負担金2,769万5,000円、府負担金303万7,000円をそれぞれ計上いたしましたが、いずれも昭和60年度未収入分でございまして、本年度において精算交付を受けるものでございます。したがって、過年度分老人医療費交付金等合計3,081万7,000円と相なるものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第15号を承認することに決しました。

- 
- 議長（田中包治君） 日程第25「昭和60年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

報告を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

報告第16号

昭和60年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、昭和60年度和泉市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

昭和60年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業費	金額 (議決限度額)	翌年度 繰越金	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入特定財源				円
						国庫支出金	府支出金	地方債		
8.土木費	5.住宅費	改良住宅 建設事業	950,000,000	862,598,000	円	円	円	円	円	772,000
				548,826,000		813,000,000				



- 議長(田中包治君) 報告の説明を願います。
- 総務部長(麻生和義君) ただいま御上程いただきました報告第16号「昭和60年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」御説明申し上げます。

このことにつきましては、地方自治法第213条第1項の規定によりまして、昭和60年度一般会計の繰越明許費として翌年度繰り越したものでございまして、このたび地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げるものでございます。

その内容につきましては、すでに御議決いただいております改良住宅建設事業を繰り越すものでございます。

未収入特定財源につきましては、それぞれ関係機関の了承をいただいているもので、8億6,259万8,000円の繰り越しでございます。

以上で御説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(田中包治君) 本報告について質疑、御意見ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第16号を終わります。

○

- 議長(田中包治君) 次に、日程第26「南大阪湾岸北部流域下水道組合の設置に関する協議について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第30号

南大阪湾岸北部流域下水道組合の設置に関する協議について

地方自治法第284条第1項の規定により、南大阪湾岸北部流域下水道施設の維持管理に関する事務を共同処理するため、別紙規約により一部事務組合を設置する。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 南大阪湾岸北部流域下水道組合格約(案)

##### 第1章 総 則

(組合の名称)

第1条 この組合は、南大阪湾岸北部流域下水道組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する市町)

第2条 組合は、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市及び忠岡町(以下「関係市町」という。)をもって組織する。

(共同処理する事務)

第3条 組合は、南大阪湾岸北部流域下水道施設の維持管理に関する事務を共同処理するものとする。

(事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、泉北郡忠岡町新浜三丁目に置く。

## 第2章 組合の議会

(議会の組織)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は、16人とする。

(組合議員の選挙の方法)

第6条 組合議員は、関係市町の議会において、その議会の議員のうちから選挙するものとし、選挙すべき組合議員の数は、次のとおりとする。

堺市	2人
岸和田市	3人
泉大津市	2人
貝塚市	2人
和泉市	3人
高石市	2人
忠岡町	2人

(組合議員の補欠選挙)

第7条 組合議員に欠員が生じたときは、関係市町の議会は、すみやかに補欠選挙を行わなければならない。

(組合議員の任期)

第8条 組合議員の任期は、それぞれ関係市町の議員としての任期による。

2. 補欠の組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織)

第9条 組合に管理者1人、副管理者6人及び収入役1人を置く。

2. 前項に定める者を除くほか、組合に必要な職員を置き、その定数は、条例で定める。

( 執行機関の選任 )

第 1 0 条 管理者は、関係市町の長の互選により定める。

2. 副管理者は、管理者以外の関係市町の長をもって充てる。
3. 収入役は、管理者の属する市町の収入役をもって充てる。
4. 前条第 2 項の職員は、管理者が任免する。

( 執行機関の任期 )

第 1 1 条 管理者、副管理者及び収入役の任期は、関係市町の長及び収入役としての任期による。

2. 収入役は、前項の規定にかかわらず、管理者が欠けた場合において、後任の管理者が選任されるまでの間、収入役の職務を行うものとする。

( 管理者の職務代理 )

第 1 2 条 管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、管理者があらかじめ指定した副管理者 1 人が、その職務を代理する。

( 監査委員 )

第 1 3 条 組合に監査委員 2 人を置く。

2. 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び知識経験を有する者のうちから各 1 人を選任する。
3. 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期によるものとし、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては 4 年とする。

第 4 章 組合の経費

( 経費の支弁の方法 )

第 1 4 条 組合の経費は、補助金、地方債、関係市町に分賦金その他の収入をもって充てる。

2. 前項の分賦金は、関係市町が負担するものとし、その負担割合については、次のとおりとする。

(1) 維持管理費

関係市町の計画水量比によりあん分する。ただし、当分の間、関係市町の計画水量比及び受益水量比によりあん分する。

(2) その他の経費

その他の経費の 2 分の 1 は、関係市町の均等割とし、残額は、関係市町の計画水量比によりあん分する。

## 附 則

1. この規約は、大阪府知事の許可があった日から効力を生ずる。
2. 第10条第1項の規定により最初の管理者が選任されるまでの間、管理者の職務は、岸和田市長が行う。

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 建設部長（浅井隆介君） お許しを得まして出席から、ただいま御上程をいただきました議案第30号「南大阪湾岸北部流域下水道組合の設置に関する協議について」、提案の理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

御承知のように本市の下水道は、その大部分が流域関連公共下水道の区域であり、これは堺市から貝塚市にまたがる南大阪湾岸北部流域下水道区域に属し、大阪府によって当流域下水道の建設が進められてまいりましたが、このたび、その一部が来年度当初を目途に供用を開始される運びとなりました。そこで、当流域下水道の適正な維持管理を行うため、大阪府知事と関係市町長とで協定を行い、これら施設の維持操作事務を関係市町が共同で行うこととなり、関係市町はこれら施設の維持操作事務を効果的、経済的に行うため、地方自治法第284条の規定に基づき協議を行い、南大阪湾岸北部流域下水道組合を設置することとなったものであります。本組合の設置に当たりましては、地方自治法第290条により、その協議については議会の議決を経なくてはならない規定があり、本案をその規定に基づき提案いたすものであります。

続きまして、組規約（案）の内容の御説明をさせていただきます。96ページをお開きいただきます。

第1章は総則で、1条から4条までで構成されております。第1条は、組合の名称を定めたもので、南大阪湾岸北部流域下水道組合といたすものであります。

第2条は、組合を構成する市町を定めたもので、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、和泉市、高石市及び忠岡町の湾岸6市1町で構成いたすものであります。

第3条は、共同処理する事務を定めたものであります。

第4条は、組合事務所の所在地を定めたもので、事務所は、忠岡町新浜三丁目の処理場内に設置されるものであります。

第2章は、組合議会について、第5条から第8条までで構成されております。第5条は、組合議会の議員数を定めたものでございます。定数を16人と定め、各市町の議会において選出をしていただきます派遣議員数は、第6条で定めておりますように、堺市2名、岸和田市3名、泉大津市2名、貝塚市2名、本市は3名、高石市2名、忠岡町2名となっております。

第7条は、組合議員の欠員が生じた場合の補欠選挙について定めたものであります。

第8条は、組合議員の任期について定めたもので、泉北環境など他の一部事務組合と同様、市の議員としての任期といたしたものであります。

第3章は組合の執行機関で、第9条から第13条までで構成されております。第9条は、執行機関の組織を定めたものであり、管理者1名、副管理者6名、収入役1名で構成するものであります。

第10条は、執行機関の選任について定めたものでありまして、管理者は関係市町長の互選、収入役は管理者の市町の収入役をもって充てようとするものであります。

第11条は、執行機関の任期について定めたものであります。

第12条は、管理者の職務代理について定めたものであります。

第13条は、監査委員について定めたものであり、監査委員は2名とし、組合議会の同意を得て組合議員から1名、知識経験を有する者のうちから1名を選任するものであります。

第4章は組合の経費。第14条のみで構成されております。本条は、経費の支弁方法について定めたものであり、本組合は、補助金、地方債、関係市町に分賦金その他の収入をもって充てるものであります。また、分賦金の関係市町の負担割合については第2項で定めておりますように、維持管理費は計画水量比によりあん分し、その他の経費については2分の1を均等割とし、残額を計画水量比よりあん分するものであります。しかしながら、当流域下水道が完成まで長期間を要するので、当分の間、維持管理費については、関係市町の計画水量比及び受益水量比によりあん分するものであります。

最後に、附則といたしまして、本規約は、大阪府知事の許可があった日から効力を生じるものであり、また、最初の管理者が選任されるまでの間、岸和田市長が管理者の職務を行うことと定めたものであります。

以上で御説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○ 議長(田中包治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

- 議長(田中包治君) 日程第27「工事請負契約締結について」[(仮称)山手団地1棟建設工事]を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第31号

工事請負契約締結について

(仮称)山手団地1棟建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 (仮称)山手団地1棟建設工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 125,000,000円
5. 契約の相手方 大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号  
株式会社 榎並工務店  
代表取締役 榎並 昭
6. 工期 自 昭和61年6月 日(議決の日)  
至 昭和62年3月20日
7. 契約保証金 6,250,000円
8. 保証人 和泉市府中町二丁目3番25号  
株式会社 藪内工務店 和泉営業所  
所長 北川貴朗

議案第31号参考資料

(仮称)山手団地1棟建設工事概要

1. 工事場所 和泉市山手町111番地ほか
2. 敷地面積 1,059㎡
3. 工事種別 新築

4. 構造及び規模 住宅棟；鉄筋コンクリート造地上4階建  
1棟（住宅16戸） 延床面積 1,017㎡  
附帯工事；自転車置場、植樹等

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。  
○ 改良事業部長（富田宏之君） それでは、お許しを得まして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第31号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容につきまして御説明申し上げます。

本件は、環境改善整備事業の一環として建設しようとする（仮称）山手団地1棟建設工事で、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

その内容は、契約金額1億2,500万円。契約の相手方は、大阪市浪速区浪速東一丁目2番26号 株式会社榎並工務店 代表取締役 榎並 昭でございます。工期につきましては、御議決を得ました日から昭和62年3月20日までといたしております。保証人は、和泉市府中町二丁目3番25号株式会社藪内工務店和泉営業所 所長 北川 貴朗でございます。

工事場所は参考資料1ページにお示しのとおり、和泉市山手町111番地ほかで、敷地面積1,059㎡。構造及び規模につきましては、鉄筋コンクリート造地上4階建、住宅1棟で住宅16戸、延べ床面積1,017㎡、その他付帯工事一式となっております。

以上で議案第31号「工事請負契約締結について」の提案理由並びにその内容の御説明を終わります。

なお、本年度現在までの住宅建設戸数は1,340戸でありまして、今回、御審議をいただきます分を合わせまして1,356戸となります。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

- 議長（田中包治君） 日程第28「工事請負契約締結について」（和泉市立光明台北小学校増築工事）を議題といたします。

議案を朗読させます。

( 市会事務局長朗読 )

### 議案第 3 2 号

#### 工事請負契約締結について

和泉市立光明台北小学校増築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年和泉市条例第14号)第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

1. 契約の目的 和泉市立光明台北小学校増築工事
2. 契約者 和泉市長 池田忠雄
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 130,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市旭町429番地の3  
株式会社 竹内建設  
代表取締役 竹内博文
6. 工期 自 昭和61年6月 日(議決の日)  
至 昭和62年2月28日
7. 契約保証金 免除
8. 保証人 和泉市大野町580番地  
株式会社 寄田組  
代表取締役 寄田年文

#### 議案第 3 2 号参考資料

##### 和泉市立光明台北小学校増築工事概要

1. 工事場所 和泉市光明台一丁目35番1号
2. 敷地面積 22,000㎡
3. 工事種別 増築
4. 構造及び規模 鉄筋コンクリート造地上3階建  
建築面積369㎡、延床面積1,018㎡



(普通教室6、図工室1、下足室1、便所3等)

- 議長(田中包治君) 提案理由の説明をお願いします。
- 総務部理事(大塚孝之君) それでは、お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第32号「工事請負契約締結について」、所管いたします総務部大塚から提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、昭和60年度に開校いたしました和泉市立光明台北小学校が、その後の児童生徒の増加により教室に不足が生じる見通しとなりましたので、住宅・都市整備公団との協定に基づき、事業費立て替え施行として増築工事の請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御議決をお願いするものでございます。

次に、その内容でございますが、工事名は、和泉市立光明台北小学校増築工事とし、契約金額1億3,000万円。契約の相手方は、和泉市旭町429番地の3 株式会社竹内建設 代表取締役 竹内 博文でございます。工期といたしましては、御議決を得ました日から昭和62年2月28日といたしております。保証人は、和泉市大野町580番地 株式会社寄田組 代表取締役 寄田 年文でございます。

次に、工事の概要でございますが、学校敷地面積2万2,000㎡。鉄筋コンクリート造地上3階建1棟、建築面積369㎡、延床面積1,018㎡でございます。増築施設の内容は、普通教室6教室、図工室1教室、下足室1、便所3カ所、その他階段等となっております。建築区域、平面図、配置図は、参考資料を御参照をお願いいたします。

以上、簡単でございますが、提案理由並びに内容の御説明を申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定をいただきますようお願いいたします。

- 議長(田中包治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長(田中包治君) 次に、日程第29「和解について」(ラブホテル訴訟事件)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

### 議案第33号

#### 和解について

大阪地方裁判所昭和59年(行ウ)第75号不同意処分取消請求事件及び同昭和59年(ワ)第8058号国家賠償請求事件について、市は次のとおり和解する。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田 忠雄

#### 1. 和解の相手方

住 所 大阪市阿倍野区昭和町二丁目3番6号

氏 名 株式会社 三洋住宅

代 表 者 代表取締役 興津 俊文

#### 2. 和解の要旨

市は、下記の土地を金1億4千万円で株式会社三洋住宅から買い受ける。

#### 記

和泉市小田町139番1	雑種地	445平方メートル
和泉市小田町139番2	雑種地	489平方メートル
和泉市小田町139番3	雑種地	489平方メートル

- 議長(田中包治君) 提案理由の説明を願います。
- 都市整備部長(萩本啓介君) お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第33号「和解について」(ラブホテル訴訟事件)についての提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、本件は、昭和59年7月より大阪地方裁判所において行われてきた和泉市小田町139番1外2筆におけるラブホテル建築不同意に係る事件について裁判所からの和解勧告を受け、地方自治法第96条第1項第11号の規定に基づき、和解しようとするものでございます。

次に、内容について御説明申し上げます。

本件につきましては、大阪地方裁判所昭和59年(行ウ)第75号不同意処分取消請求事件

及び同昭和59年(ワ)第8058号国家賠償請求事件の2件に対し、原告である大阪市阿倍野区昭和町二丁目3番6号 株式会社三洋住宅 代表取締役 興津 俊文と、事件に係る和泉市小田町139番1 地目雑種地、面積445㎡、同139番2 地目雑種地、同489㎡、同139番3 地目雑種地、同489㎡の3筆、合計1,423㎡の更地を1億4,000万円で買い受けることにより和解しようとするものであります。

なお、この土地は別添議案参考資料5ページの図面のとおり、市の都市計画公園でございます小田公園に隣接する平坦な土地でございます。

次に、参考資料に基づき、事件の経過並びに概要について御説明を申し上げます。

御承知のとおり本市では、青少年の健全育成及び教育環境を守っていく立場から、町会連合会、婦人会、子供会を初め青間協等各界の広範な世論を背景として昭和57年10月、和泉市ラブホテル規制条例を制定させていただき、ラブホテルの増加を防止しているところでございますが、去る昭和59年2月、先ほどの小田町139番1外において原告の(株)三洋住宅がビジネスホテルを建築したいとの意向で、同規制条例に基づきホテルの建築計画書を申請してまいりました。これに対し小田町会を挙げての反対もあり、市といたしましては、規制条例による初めての申請でありますので、同条例により設置している和泉市ラブホテル審議会にもお諮りをし答申をいただく等、慎重に審査検討いたしましたところ、おおむね次のような結論に至りました。

まず、第1点は、今回の申請地が大阪府旅館業法施行条例の指定施設である小田公園の隣接地であり、旅館業法上においても問題がある場所であること。

2番目として、この申請地について、和泉市ラブホテル規制条例制定の以前からもホテル建築計画の相談があった場所であり、今回と同一の代理人である設計業者からもラブホテル建築申請があったものを協議の結果、計画を中止し、貸し事務所ビルに変更して一応の解決を見た経過があること。

第3番目は、三洋住宅からの申請図面ではビジネスホテルの形態は整っているものの、周辺には2軒のラブホテルが営業中であること等、周辺の立地条件から見て実態上はラブホテルと判断せざるを得ないこと。

以上の3点を理由といたしまして申請をラブホテルと判断し、同社に対して建築不同意の通知を行いました。市の不同意通知に対しまして、三洋住宅から文書で異議申し立てがありましたが、異議を認めないということで棄却処分をいたしました。

このような経過の後昭和59年7月、三洋住宅は、市長が行った不同意処分を不服として大阪地方裁判所あてに不同意処分取消請求事件を提訴し、さらに続いて59年11月、ホテルの営業利益の損害賠償を求める国家賠償請求事件を提訴いたしました。三洋住宅が主張する請求

の趣旨は、和泉市ラブホテル建築規制条例に基づき、規則に沿ってビジネスホテルを建築するために申請をしているにもかかわらず、これをラブホテルと判断するのは間違っているのに、不同意処分を取り消し計画に同意せよ。また、不同意を取り消し、同意するまでの期間は予定のホテル建築ができず、したがって営業できないことに対し、1日について金10万2,000円の営業利益の損害を賠償せよ、というものであります。

このように2件の訴訟が提起され、市といたしましては、被告として訴訟を受けざるを得ませんでしたので、和泉市ラブホテル審議会委員の林 正明法律事務所の林先生にお願いして応訴していくことといたしました。それ以来、おおむね1カ月に1度の公判が開かれ、双方ともに口頭弁論を行ってきたわけでありますが、このほど、裁判長より市が申請の土地を買収することにより解決する旨の和解勧告が出されたものであります。

以上が、和解勧告に至るまでの経過でございます。

次に、勧告についての市の考え方ですが、まず、この土地につきましては都市計画公園の小田公園に隣接しており、買い受けた後は、小田公園として一体的に有効利用を図ってまいりたいと考えるわけであります。

第2点は、裁判長の勧告は、1,423㎡の土地に対し1億4,000万円となっており、これにより2件の訴訟を収束させるというものであります。仮に平方メートル当たりの単価を見ますと9万8,400円となり、最近の近隣の売買実例等と比較いたしましても妥当なものではないかと判断いたしております。

第3点は、今回の裁判による相当の和解ができますれば事実上、ラブホテルを取り止めさせることになり、地元小田町会を含め各種団体の反対運動を初めとする世論にも大きくこたえることができると考えます。また合わせて、今回のことが和泉市のラブホテルに対する強い姿勢を示したこともあり、これ以降、ホテル業界に対しても大きな影響を及ぼしたものと考えるところであります。

以上のことから総合的に判断いたしまして、この際、和解勧告に応じていくことが得策ではないかと考える次第であります。事情御賢察を賜り、何とぞよろしく原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 16番（天堀 博君） ただいまある程度詳細に説明をされたわけでございますが、その経過等を見まして、一応、了解ができるところであります。この不服申し立ての経過中あるいはその事前においても、いろんな案件で相談が市の方にもきていたようであります。その辺が全部取り下げられたり、あるいはその後のラブホテルまがいのビジネスホテルの申請が出ないということと、一定の評価がされているのではないかと考えております。

そこで、最後に説明がありましたように、まず、小田公園の隣接地であり公園としての有効利用が図れる。2番目に、鑑定価格が周辺の地価から見て妥当な価格と判断できる。最後に、市の強い姿勢というものが今後も反映されていく、と言われていますが、私は、特にその点が非常に問題であるといえますか、今後のこととして重要ではないかと考えます。

今回の議案を判断する上で2つの見方があると思います。1つは、和解の中身の問題。もう1つは、今回のこのような決着の付け方が果たしていいのかどうかということです。特に2番目の決着の付け方について、具体的な質問をさせていただきたいのですが、先ほども申し上げましたように、この経過あるいは結果によってラブホテルそのものが規制をされていき、今後も市の強い姿勢が反映をされるかどうかの問題であろうと思います。その点では、いままでわれわれが一般質問や予算委員会等で質問したときの市長の答弁とか、審議の内容からして、ある程度100%というか、条件が設定されていなかったらなかなかむずかしいと言われる形で答弁をされてきております。

当然のこととして、同意、不同意を与えていく、あるいは不服申し立てを受けていくということになってきますと、後の裁判の有利性その他から見まして、条件が整備されてなかったら、いわゆる地元の反対とか、この件に関して大阪府の指定施設の小田公園に隣接しているとか、ラブホテル審議会の答申とか、このような一定の条件が整備されてなければなかなかむずかしいという点はわかりますが、裏返せば、そのことによって逃げの構えが出てくるんじゃないかと思えます。そうすると、決着の付け方によりましていわゆる申請業者から、和泉市はそういう形で対処していくんだ、逆に言えば、最後は和解ということで買い上げてくれるんだ、あるいは不同意を与える条件が整備されてなかったら同意を与えてもらえるんじゃないかという甘い考え方も出てくるんじゃないか。今回の決着の付け方は、今後の市なり市長の態度、腹構えが非常に重要になってくるのではないかと考えます。その点で市長の腹構えを1点、お聞きしておきたい。

もう1つは、この和解案件が議会で提案されるまでの経過でございますが、私も議会選出の和泉市財産評価審査委員会委員として選出されておりますが、その評価委員会にも一言の相談、協議もなかったわけでありまして、当該委員会の方へも同じくそうであった。その点での理事者としての配慮が欠けていたのではないかという感じがします。この議会が告示をされたのは1週間前ですが、その前あるいはその直前に当該建設水道常任委員会に説明をされただけであります。この点は非常に不親切であり、配慮が足りなかったと思います。

と言いますのは、もちろん当然のこととして、地方自治法その他に基づきまして、当該委員会や財産評価審査委員会にかけなくてはならないという規定はどこにもないということは承知しております。たとえば地方自治法の第96条で議会の議決を得なければならないという点を

幾つか挙げております。第11号では、このような訴えの提訴、和解、あっせん、仲裁に関することにつきましては、いわゆる一般的な財産の取得に当たらない、取用という考えができることと規定されております。これはいままでの実例や判例から見ましても、そのようになっているわけです。

その点からすれば、いちいち財産評価審査委員会にかけて評価額、鑑定額、また、当該委員会にかけてその他いろんな点で審査する必要は何もないわけです。しかし、最終的には議会の議決を得なければならないということも規定されておるわけでございますので、事前に特に価格あるいは中身について、裁判長の勧告の内容、状況をつぶさに議会なり審査会等に説明、報告をするという手順が必要ではないかと思っております。この点での理事者の考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

細かい点ではありますが、特に基本的にこの2点についてお尋ねをしたいと思います。

○ 議長（田中包治君） ちょっと時間がお昼を過ぎますが、御了承願います。

理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） ただいまの御質問に対しまして、市長よりお答え申し上げます。

2点ございましたが御案内のとおり、本件につきましては、町会、自治会あるいは婦人会、子供会、青少年団体など、市内挙げてこれ以上市内にラブホテルを建ててもらっては困るといふ強い世論を背景として、57年にラブホテル建築期則条例を議会の議決を得て設置させていただきました。その住民世論と、こうした条例を議会で御議決いただいた経過を踏まえまして、ラブホテルに対応していかなければならない立場であるわけであります。世論も条例もその当時のままでございます。今日も変わりございません。

本件は、そうしたラブホテル規制条例が施行されて初めての小田公園に隣接するラブホテルの件でございますので、当然のことながら、地元の小田町会挙げての反対をされ、強い抗議行動がございました。また、ラブホテル規制条例に基づきまして、各界の代表で御設置を願っている審議会での再三にわたります審議の結果、先ほど、担当部長から御説明いたしましたように、公示施設である小田公園に隣接し、府の旅館業法の条例にも抵触するという、他の立地条件とは違いわけでございます。

さらに、その経過からいたしまして、何回もこの土地でラブホテルの建築申請が出されかけては引っ込められて雑居ビルになり、この時点では、ビジネスホテルという形で申請が出されたという二転三転した経過からして、あるいはすでにその近辺にラブホテルが2軒ございまして、その横へ建てるという立地条件からしても、あるいは経過からしても当然のことながら、これはラブホテルに化けるのではないかということが十二分に推測できるという3点の理由で、これは条例に基づいて市に対して申請が出されたものでございますので、市がこれを不同意処

分にしたというのが発端であるわけでございます。

そして、1年有余の裁判を通じまして、市はその強い姿勢を披れきをいたし、ラブホテル規制条例に基づく理論を展開をしましてまいりましたが、担当の裁判長が「この件については和解をしたらどうか」ということでございます。こういうことでの裁判長の和解勧告でございましたので、市といたしまして分析をいたしましたところ、先ほど、担当部長が御説明いたしましたとおり、裁判長みずから選んだ鑑定員の評価による価格については、近隣の売買実例その他にも適合しているということが1つ。そして、小田公園との一体利用が図れる立地条件であること。それから、諸般の事情を考えた場合、この和解勧告を受けざるを得ないということで、本案のご提案を申し上げておる経過でございます。

その中で1点目の御質問に対しましては、今後ともラブホテルの建築を許さないという市内挙げての世論というのは、いまお同じでございますので、これを背景にして、ラブホテル規制条例を遵守しながら今後とも強い態度で臨んでまいりたい、この考え方にはいささかも変わりございませんので、議員皆様方の御指導と御協力をひとえにお願い申し上げたい、このように存ずる次第でございます。

2点目の問題につきましては、非常に手続的あるいは理事者と議会という、御提案に至りますまでにいろんな配慮があつてしかるべきだという御指摘、ごもっともでございます。所管の担当常任委員会には御説明をいたしました。今後、こういうことのないように御指摘を胸に置きまして、よりよきコンセンサスが得られますよう努力してまいりたいと存じます。

以上2点、市長よりお答えさせていただきますので、よろしく御願ひ申し上げます。

- 16番(天堀 博君) おおむねそういうことで了解をいたします。市長がこの条例を制定した時点で、当該委員会あるいは議会で「果たしてそういう規制ができるのか」という質問等に対して、「他のところで決している結果が出ていないところもあるが、和泉市は断固やるんだ」と強い姿勢を示しておられました。しかし、この和解勧告という話が進んできておるとき、一般質問あるいは予算委員会等でお聞きをした中で御答弁では、やはり一定の条件ということを強調されました。それがなければできないんだという、裏返しの問題が出てきました。

それでは、市民にとっても不安でありますし、あるいはせつかつくったラブホテル規制条例が死文化、空文化してしまふ。審議会の皆さんも不安で結論を出せないという事態が起きますので、その点では、市長なり理事者は強い腹構え、腰を見せていただきたい、こういうことで質問をさせていただきましたので、今後も強い姿勢で臨んでいただきたいと要望して終わります。

- 議長(田中包治君) 他に質疑、御意見ありませんか。
- 7番(藤原正通君) 市民の中にも疑問を持っておられる方々もありますので、違った角度

からお尋ねをさせていただきたいと思います。

青少年の健全育成を守るために今回、市がとられた措置については、私どもも理解をいたすところでありますけれども、市の近隣公園の小田公園の隣であるから、今回は、和解で土地を買い上げてもむだにならないというお考えでなさったことについては理解をいたすものですが、このように土地を買収できないような場所で起こったときには、どのように対処されていくのか、この御見解。

また、市民の税金でもってこれを買収するわけでございますので、購入した跡地に現況のまま木を植えるだけの整備をしてみた場合、既存のラブホテルと隣接しているのでは、かえってラブホテルの方に都合がよくなるのではないかと、このように考える市民の方もございます。したがって、購入した土地をどのような角度で市民全体の立場で利用計画を立てておられるのか、その点をお尋ねしたいと思います。これは単なる1つの案ですけど、やはり青少年の健全育成、良好な環境を守るために対処された土地ですので、利用度を最大に高めていくという意味で、小学校の児童生徒等のためにも珍しい木などを植えた植物園等、市民全体に開けた公園につくり上げていくというお考えがとおりかどうか、この点もひとつお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（田中包治君） 理事者答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 提案理由の説明あるいは先ほど来の答弁を通しまして、ほほ御理解をいただいた上に立っての重ねての御質問であろうと存じますので、端的にお答えさせていただきたいと存じます。

本件和解を受けざるを得ない判断の基本は、裁判長の和解勧告の重さが1つ。そして、これが公示施設である小田公園の隣接地であるので買い取っても有効利用ができ、そして、裁判長みずから判断されての適正価格であるという、この3点から今回、和解に踏み切ったという経過は、先ほど申し上げたとおりであります。

したがって、仮に市民のために有効利用できない場所でもこういうことに応じるのか、という御質問に対しましては、「応じられなかったであろう」という御返答を申し上げたい。それでは、どういうことになるのか、となりますれば、何年かかっても訴訟を続行せざるを得ない場合もあったのではないかと端的に御回答申し上げたい、このように存ずる次第でございます。

第2点の御質問の御趣旨に対しましては、小田公園の隣接地として、あるいは公園用地としての位置づけの中で有効利用を図りたい、このように存じております。小田公園はただの公園じゃなく、多目的な運動広場として位置づけ、いろいろこれからも実質的な整備を進めてまいりたい、このように存じておる次第でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 他にございませんか。



○ 21番(若浜記久男君) このラブホテル問題につきましては、6月17日にマスコミで報道されましたが、非常に評価されておりまして、特に私の方にも2、3の問い合わせが来おります。いま、お隣の松原市では本市と逆で、市が許可したことに対して反対の住民から監査請求が出、そういうところからもたくさん来ております。いろいろ先ほどの質問にもございましたが、2、3の疑問点がございまして、端的にお聞きしたいと思います。

1点は、この新聞に報道されている内容の中でいわゆる買収価格ですが、三洋住宅が1億6,000万円で買収したが、その価格を2,000万円下回る1億4,000万円で市が買収したという報道がなされておりますが、これの事実確認がなされているのかどうか第1点。

それから、この6月の本会議で承認をいただいた後、正式な契約をすることになると思いますが、実際に正式な和解文書の内容ができておるのか、いま、つくりつつあるのかどうか。もしもできておれば、その内容を提出していただきたい。

それともう1点は、今回、市が予定地を買収し公園にする、となっておりますが、先ほどの市長の答弁にもありましたが、大阪府の条例では、いわゆる児童公園とかの公共施設等の周辺に、私の記憶では恐らく100mぐらいではないかと思いますが、その範囲内にラブホテルが建設されておれば、その条例に抵触するのではないかという考え方をとれるわけです。既存のラブホテルとの位置づけでその条例に抵触しないのかどうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長(田中包治君) 理事者答弁

○ 市長(池田忠雄君) 私よりお答え申し上げます。2、3点にまたがっておりますので、聞き違えておりましたら御了承をいただきたいと思います。

前段、御評価をいただきましてありがとうございます。どこの自治体、近隣は皆そうですが、うちほど強い姿勢をとっておらない中、いたし方なく許可をし、ラブホテルに化けているのが大阪府下の実態であるわけでありまして、珍しいケースとして御評価をいただいたものであると存じております。先ほども申し上げましたように、今後ともこうした姿勢を堅持をしまいたい、このように存じておる次第でございます。

なお、1点目のお尋ねでございますが、私の聞き及んでいるところでは、先方は、この土地を1億6,000万円で買ったという事実確認の書類は、裁判所に提示いたしております。したがって、先方の業者としては、和解に応じるならば、通常の金利も含めて1億8,000万円ぐらいを望んでおったとお聞きをしておりましたが、市の強い姿勢と、裁判長の正式な鑑定員による評価額でありましたので、私たちがこれに応じようとなったわけでございます。また、業者の方も裁判長からの和解勧告というものをお重く見て、不満がありながらも乗ったのではないかと思います。この隔たりは約4,000万円と理解いたしておりますので、念のため申し上げ

げておきたいと存ずる次第でございます。

○ 議長（田中包治君） 次。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） 和解案につきまして御説明申し上げます。

私たちの代理人である林先生と相手方の代理人である弁護士との間で和解の案ができております。1項目から10項目にわたっているわけですが、内容的には、この土地を売却することによって相手方が訴訟を取り下げるとというのが主な内容でございます。後、抵当権等を抹消して、議会の御議決を得れば6月30日に和解を実施したいという内容でございます。

それから、旅館業法との関係でございますが、大阪府の旅館業法といいますのは、特にラブホテルだけでなくホテル一般に適用するものでありまして、一応、そこから100m以内では許可を与えないこともできる、ということでございますので、抵触はすると解釈いたします。

○ 21番（若浜記久男君） 和解の文書の内容に、公園として利用するということは入ってますか。

○ 都市整備部長（萩本啓介君） それは入ってません。

○ 21番（若浜記久男君） ということは、市長の答弁でも公園という形の位置づけということですので、間違いないということによろしいですね。

それから、相手も営利事業ですから、裁判所に提出されたということですが、1億6,000万円で購入されたものを2,000万円も損して市に売るかどうかが非常に疑問です。しかし、私たちにその内容はわかりませんし、裁判所に一方的に任されておるということであれば、それを信用せざるを得ないと思います。

それから、特に府の旅館業法に抵触するというので、果たしてそういう形でやっていってもかまわないのかどうか、この点の確認をもう1度させていただきたい。ラブホテルの規制条例がきちんと整備されておりますので、市長は今後も強い姿勢で進めていくとおっしゃておられますが、今後も各地でこういうケースが出てくるという心配もあります。その意味合いでラブホテル規制条例が形骸化していく恐れもありますので、しっかりした考え方の上に立ってやっていていただきたいと要望しておきます。

○ 計画課長（中屋正彦君） いまの御質問ですが、市条例か府条例に抵触するか……。

○ 21番（若浜記久男君） 私が聞いたのは、学校なり児童公園なりの公共施設が100m以内にあれば大阪府の条例に抵触するのではないかとお聞きをしたわけです。いまの部長の答弁の中で、府の条例に公園というものが抵触するんだ、ということがありましたので、そこをお聞きをしているわけです。

○ 計画課長（中屋正彦君） 大阪府の条例につきましては、確かに部長が申し上げましたように、今回の公園用地を含めまして、大阪府の指定公示施設の周辺は建設を許可

しないことができる、となっております。その許可しないことができる、ということをごのよう  
に判断するかですが、端的に申し上げましたら、市がかまわないと言えば、府も許可するで  
あろうという見解を大阪府からいただいております。府の条例といえますけれども、地元の意  
向で許可することもあるし、あるいは許可しないこともあるということでございます。

○ 議長（田中包治君） 他に。

○ 6番（赤阪和見君） 土地の価格でありますけれども、俗にバーゲン価格というのがありま  
す。線を引っ張って赤い字で書くという例がたくさんあります。普通の定価よりも高い場合も  
あります。ですから、土地というのは高額ですから、後で結構ですから、この土地の価格の流  
れがわかりませんので、それを調べて出していただきたい。

それともう一つ、昨日の一般質問の続きになるかもしれませんが、私たちは素人で詳しいこ  
とはわかりませんが、裁判には刑事と民事があります。その中で民事となれば、裁判の途中経  
過の中では痛み分けという形で一応、和解勧告をするのが定説であります。市長は、先ほどか  
らわれわれ行政をあずかるものとして、また、公的なものとしてということで、昨日、裁判長  
が言われたことは「重たい」とおっしゃいました。きょうはもう言わないかなど思ってまし  
たら、また言われた。その点、和解勧告という意味合いは、裁判の経過の途中である。行政がか  
んだ、国がかんだというやつは、大概、法律論争的な、また、条例とか決まりの中で争うのが  
当然である。途中で痛み分けという形でやられたんでは非常に困る。

この買い上げの件は、基本的にはなるほど結構です。しかし、先ほど市長は、わが市の和解  
の結果が各方面に大きな影響を及ぼすと自信を持って答えておりましたし、よそではラブホテ  
ルに化けていても手をこまねいて見ており、非常に難儀をしているが、うちはそういうことは  
ないんだ、と確信を持っておっしゃった。そうであるならば、いま、和泉市でラブホテルが何  
軒あるか知りませんが、後で教えていただいたら結構ですが、その数以上、今後は絶対にふえ  
ないという確信をお持ちかどうか。また、いまの商売がいやになってラブホテルでもやろうか、  
ということで変わってきた場合、そういうものも絶対に認めないという確信をお持ちかどうか、  
お聞かせいただきたい。

○ 議長（田中包治君） 答弁。

○ 市長（池田忠雄君） 私からお答え申し上げたいと存じます。

先ほど来の御答弁を通じまして決意を申し述べております。「ラブホテル許すまじ」という  
世論、そして、このラブホテル規制条例が本市と同様、各市でできておりますが、現実にはビジ  
ネスホテルして出てきた場合受けざるを得ず、それが実質的にラブホテルに化けているわけで  
あります。本市としてはそういうことにはならないように、強い姿勢で不同意処分にしたとい

う経過があるわけでございます。その経過の中で、今後ともその強い姿勢を堅持いたしてまいりたい、かように申し上げております。

この件は、裁判の過程で裁判長が和解勧告をされたわけですが、痛み分けというか、価値観はさまざまでいろんな取り方もあろうと思いますが、この辺で受諾に踏み切らざるを得ないという趣旨からして、今回、御提案させていただいたわけでございますので、どうか御理解をいただきたいと存じております。今後とも、この強い姿勢は堅持をいたしてまいりたい、このように存じております。

それから御案内のとおり、59年時点では、法律は全然ございませんでしたが、各市の理事者はそれぞれ自己防衛上ラブホテル規制条例を提案し、議会の御議決を得て実施いたしておるのがいままでの例でございます。その全国的な風潮が世論を動かし国も動かし、60年度に風俗営業法の改正がございまして、ラブホテル禁止について、国の方も法律的に乗り出してきているのが昨年来の実態でございます。本市のラブホテル規制条例、国の新風俗営業法と相まって強い姿勢でまいりたいという意味でございます。新しい法律ができ国の方も規制に乗り出してきた。あるいはまた世論が背景となって、強い姿勢でまいりたいと存じておりますので、どうか御理解を賜りたいと存じます。

○ 6番（赤坂和見君） この裁判に入るに当たって市長は、場所的に見てこのビジネスホテルは絶対にラブホテルに化けるであろうとおっしゃった経過もあります。この和解案件はこれで結構です。しかし今後、和泉市の中でこういう場所じゃなく、藤原議員さんも言われたように、また、他の議員さんもおっしゃるように、ここやったらビジネスホテルでもいけるような、というところであって許可し、それがラブホテルに化けるとなったとき、強い措置をとれるような方向性を出していただきたい。水道を止めるとか、いろんな形できちんとした姿勢を貫いていかなければ、今回の和解でこの土地を買い取ることが後に問題を残すことになりますので、そこまでの決意を持ってやっていただかなければならないと思います。今後、そんな問題がたくさん出てくると思いますが、1本ビシッとした線を通していただきたい。それは行政の責任でもあると思いますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（田中包治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中包治君） ここでお昼のため休憩いたします。

（午後零時30分休憩）

(午後1時30分再開)

- 議長(田中包治君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第30「土地改良事業の施行について」(盆の池改修工事)を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

### 議案第34号

#### 土地改良事業の施行について

団体営ため池等整備事業盆の池改修工事を施行するにつき、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第2項の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 1. 工事の名称 | 盆の池改修工事                |
| 2. 施行場所  | 和泉市箕形町370番地            |
| 3. 工事の概要 | 堤体延長 120 m<br>取水施設 2箇所 |
| 4. 事業費   | 37,000,000円            |
| 5. 実施年度  | 昭和61年度から昭和65年度まで       |
| 6. 施行方法  | 請負                     |

- 議長(田中包治君) 提案理由の説明を願います。
- 産業部長(松村吉堯君) お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第34号「土地改良事業の施行について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本件は、和泉市箕形町370番地にございます農業用ため池盆の池で、堤体延長120m、平均水深2.5m、水量1万1,000トンで、盆の池外3ため池によりまして受益面積7.1ヘクタールを灌がいているものでございます。堤体並びに取水施設も相当老朽化し、取水困難になっておりますので、国の補助事業として改修しようとするものでございます。この事業の施行に当たりまして、土地改良法第96条の2の規定によりまして大阪府知事の認可が必要とされます。この認可を受けるに当たりまして市議会の御議決が必要とされますので、ここに御提案申し上げた次第でございます。

次に、事業の内容といたしましては、昭和61年度から5カ年計画で堤体延長120m及び取水施設2カ所の改修を、事業費3,700万円の予定で市が事業主体となって行いものがございます。今後の農業用水の確保、防災効果から考えまして、本事業を実施しよとするものがございます。

なお、本事業の財源内訳といたしましては、国が50%、府が20%、市が15%、地元が15%となっております。

以上、簡単でございますが、議案第34号の説明を終わります。参考資料といたしまして、別冊6ページに地図を添付させていただいておりますので御参照賜り、何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中包治君） 日程第31「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

#### 議案第35号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

和泉市国民健康保険条例（昭和35年和泉市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

##### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市国民健康保険条例の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

##### 理 由

国民健康保険法施行規則が改正され、日本に居住する全外国人に国民健康保険が適用されることとなったため、本市国民健康保険条例について所要の規定の整備を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 市民生活部長（中西淳富君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第35号「和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、外国人への国民健康保険の適用は、永住許可を受けた外国人、難民条例の適用を受ける難民のほか、市町村が条例で定める外国人に適用されておりましたが、昭和61年3月7日、国民健康保険法施行規則の一部が改正され、短期滞在者を除き、日本で居住する外国人に適用されることになりました。したがって、本市国民健康保険条例におきましても、所要の規定の整備を図ることが必要となったものでございます。

それでは、その内容について御説明いたします。

まず、条例第4条でございますが、さきに御説明申し上げましたように、国民健康保険法施行規則の一部が改正されたことに伴い、本市国民健康保険条例で規定する必要がなくなりましたので、第4条を削除しようとするものでございます。

次に、附則でございますが、この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市国民健康保険条例の規定は、昭和61年4月1日から適用いたすものでございます。

以上、簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容につきましての御説明を終わらせていただきます。参考資料として新旧対照表を添付いたしましたので、御高覧をいただきたいと存じます。何とぞよろしく御審議を賜り、原案どおり可決、御決定いただきますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第35号は原案どおり可決されました。

○

- 議長(田中包治君) 次に、日程第32「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」より日程第34「和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について」までを一括議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第36号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

#### 和泉市条例第 号

和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)

和泉市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年和泉市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「6,100円」を「6,400円」に、「10,300円」を「10,800」に改め、同条第3項中「440円」を「467円」に、「140円」を「150円」に、「297円」を「317円」に改める。

第18条中「205,000円」を「225,000円」に改める。

附則第5条第4項中「若しくは福祉手当」を「障害児福祉手当若しくは国民年金等改正法附則第97条第1項の規定により支給する福祉手当」に、「第3項第3号」を「第3項第2号」に、「第17条第2項」を「第17条第1号(国民年金等改正法附則第97条第2項において準用する場合を含む)」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項の表中「船員保険法」を「旧船員保険法」に、「厚生年金保険法」を「旧厚生年金保険法」に、「国民年金法」を「旧国民年金法」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「に当該各号に掲げる率を乗じて得た額」を削り、同項各号を次のように改める。



- (1) 国民年金法第30条の4の規定による障害基礎年金  
 (2) 国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金

附則第5条第2項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に応じ、それぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の二が支給される場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

附則第5条第1項中「この条例の規定による」を「この条例の規定（第19条の2を除く。）による」に、「を支給する。」を「を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。」に改め、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金	国民年金等改正法附則第7条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。）	0.76
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。）	0.76
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金（以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。）	0.88
障害補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.76
	旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.76
	旧国民年金法の規定による障害年金	0.89
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第7条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.83
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.83
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺族年金又は寡婦年金	0.91

附則第5条第1項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金及び国民年金法（昭和34年法律第114号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。）	0.76
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金	0.76
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。）	0.88

2. 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとと同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるとき、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.88
	国民年金法の規定による障害基礎年金 (当該損害補償の事由となった障害により国家公務員等共済組合法(昭和33年法律第128号)、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)、私立学校教職員共済組合法(昭和28年法律第245号)又は農林漁業団体職員共済組合法(昭和33年法律第99号)(以下この条において「国家公務員等共済組合法等」という。)の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.88
	国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害により国家公務員等共済組合法等の規定による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.91
	国民年金法の規定による遺族基礎年金(当該損害補償の事由となった死亡により国家公務員等共済組合法等の規定による遺族共済年金が支給される場合を除く。 )又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.91

別表第1中「8,900」を「9,300」に、「9,600」を「10,070」に、「10,300」「10,800」に、「7,500」を「7,870」に「8,200」を「8,600」に、「6,100」を「6,400」に「6,800」を「7,140」に改める。

#### 附 則

- この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市消防団員等公務災害補償条例(以下「新条例」という。)の規定は、昭和61年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 新条例第5条第2項及び第3項、第18条、附則第5条並びに別表第1の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき傷病補償年金、障害補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由の生じたその他の損害補償については、なお従前の例による。

#### 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本市においても同政令の趣旨に従い、補償基礎額及び葬祭補償の定額部分を引き上げること等により消防団員等に対する損害補償の充実を図る必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

議案第37号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに制定する。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田 忠 雄

和泉市条例第 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例(案)

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年和泉市条例第28  
号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(遺族からの排除)

第5条の2 次に掲げるものは、退職報償金の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 非常勤消防団員を故意に死亡させた者
- (2) 非常勤消防団員の死亡前に、当該非常勤消防団員の死亡によって退職報償金の支給を受  
けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

別表中

90,000円	180,000円	255,000円	350,000円	475,000円	600,000円
75,000	160,000	220,000	300,000	420,000	550,000
65,000	145,000	195,000	265,000	365,000	500,000
60,000	130,000	180,000	240,000	330,000	450,000
50,000	120,000	170,000	220,000	300,000	420,000

を

105,000円	210,000円	300,000円	410,000	550,000	700,000円
90,000	190,000	260,000	350,000	490,000	640,000
80,000	170,000	230,000	310,000	430,000	580,000
70,000	150,000	210,000	280,000	380,000	520,000
60,000	140,000	200,000	260,000	350,000	490,000

に改める。

## 附 則

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 改正後の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」とい。）別表の規定は、昭和61年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」とい。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
3. 昭和61年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

## 理 由

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部改正に伴い、本市においても同政令の趣旨に従い、退職報償金の支給額を引き上げること等により非常勤消防団員の処遇改善を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第38号

和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について

和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

## 和泉市条例第 号

和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例（案）

和泉市消防賞じゅつ金条例（昭和38年和泉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「傷害を受けた場合に授与するものとし」を「職務を遂行したため傷害を受け、その功績が大である場合に授与するものとし」に、「別表第3」を「別表第4」に改め、同号を同条第4号とする。

第3条第2号中「障害者となった場合に授与するものとし」を「職務を遂行したために障害者となりその功績が顕著である場合に授与するものとし」に、「別表第2」を「別表第3」に改め、同号を同条第3号とする。

第3条第1号中「死亡した場合に授与するものとし」を「職務を遂行したため死亡し、その功績が顕著である場合に授与するものとし」に、「別表第1」を「別表第2」に改め、同号を

同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 殉職者特別賞じゅつ金

この賞じゅつ金は、職員が職務を遂行したために死亡し、その功績が特に抜群である場合に授与するものとし、その功労の程度及び額は別表第1のとおりとする。

第6条中「殉職者賞じゅつ金」を「殉職者特別賞じゅつ金又は殉職者賞じゅつ金」に改める。

第6条の2第1項中「殉職者賞じゅつ金」を「殉職者特別賞じゅつ金又は殉職者賞じゅつ金」に改め、同条第2項中「殉職者賞じゅつ金」を「殉職者特別賞じゅつ金又は殉職者賞じゅつ金」に、「先にして」を「先に」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条第1号関係）

殉職者特別賞じゅつ金

功 労 の 程 度 に よ る 支 給 額	
功 労 の 程 度	金 額
消防団員及び消防職員が災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出動し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行して傷害を受けそのため死亡し、その功労が特に抜群と認められる者	円 20,000,000

備考

- 賞じゅつ金の支給を受ける遺族が第6条の2第1項第3号又は第4号に掲げる者である場合においては、その支給額の2分の1に相当する額を減額することができる。
- 殉職の判定は、消防団員等公務災害補償等共済基金又は地方公務員災害補償基金の裁定に従う。

別表第2（第3条第2号関係）

殉職者賞じゅつ金

功 労 の 程 度 に よ る 支 給 額	
功 労 の 程 度	金 額
(1) 特に抜群の功労があり他の模範となると認められる者	18,000,000円
(2) 抜群の功労があり他の模範となると認められる者	16,500,000
(3) 特に顕著な功労があると認められる者	10,000,000
(4) 多大な功労があると認められる者	6,000,000

備考

第6条の2の遺族に係る賞じゅつ金の減額及び殉職の判定については、別表第1の規定を準用する。

別表第3（第3条第3号関係）

障害者賞じゅつ金

功勞の程度及び障害の等級による支給額				
功勞の 程度 障害 の等級	(1) 特に抜群の功 勞があり、他の 模範となると認 められる者	(2) 抜群の功勞が あり、他の模範 となると認めら れる者	(3) 特に顕著な功 勞があると認め られる者	(4) 多大な功勞が あると認められ る者
1 級	18,000,000	16,500,000	10,000,000	5,000,000
2 級	15,600,000	14,400,000	8,400,000	4,200,000
3 級	13,800,000	12,600,000	7,000,000	3,500,000
4 級	12,000,000	11,000,000	5,800,000	2,900,000
5 級	10,500,000	9,500,000	5,000,000	2,500,000
6 級	9,100,000	8,200,000	4,200,000	2,100,000
7 級	7,900,000	7,000,000	3,600,000	1,800,000
8 級	6,800,000	6,000,000	3,100,000	1,550,000
9 級	5,900,000	5,200,000	2,600,000	1,300,000
10 級	5,000,000	4,400,000	2,200,000	1,100,000
11 級	4,200,000	3,600,000	1,800,000	900,000
12 級	3,400,000	2,900,000	1,500,000	750,000
13 級	2,700,000	2,300,000	1,200,000	600,000
14 級	2,000,000	1,700,000	1,000,000	500,000

備考

この表に定める障害が2以上ある場合の障害の等級は、重い障害に応ずる等級の直近上位の等級とする。ただし、8級以上に該当する障害が2以上ある場合には2級上位の等級、5級以上に該当する障害が2以上ある場合には3級上位の等級とする。

別表第3の次に次の1表を改える。

別表第4（第3条第4号関係）

傷害者賞じゅつ金

傷害の程度（休業日数）	支 給 額
7日以上の休業した日数	1日につき2,000円、ただし消防団員については500,000円を、消防職員については、250,000円を限度とする。

## 備考

1. 傷害の程度は消防団員等公務災害補償等共済基金の裁定に従う。
2. 災害防除活動中他動的原因により負傷したものについては100分の100を加算する。
3. 災害防除活動中過失により負傷したもの及び出勤途上において負傷したものについては100分の50を加算する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の和泉市消防賞じゅつ金条例の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

## 理 由

消防業務の高度化及び社会情勢の変動に鑑み、新たに殉職者特別賞じゅつ金制度を設けるとともに現行賞じゅつ金給付額を引き上げる必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明をお願いします。
- 消防長（角谷泰夫君） それでは、お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました3議案のうち、まず、議案第36号「和泉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について」、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。114ページでございます。

今回の改正は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が昭和61年政令第74号で公布施行され、消防団員等に対する損害補償の充実を図るため、補償基礎額及び葬祭補償の定額部分の引き上げ等が行われたことに伴い、本市におきましても所要の措置を講じる必要が生じたものでございます。

次に、その改正内容でございますが、第5条第2項第2号は、消防業務協力者等に対する損害補償の基礎額を定めたものであり、最低補償基礎額「6,100円」を「6,400円」に、その者の通常得ている収入に比して公正を欠くと認められるときの補償最高限度額「10,300円」を「10,800円」に改めるとともに、同条第3項の扶養加算額についても、配偶者に係る額「440円」を「460円」に、配偶者以外の扶養親族のうち、2人までに係る額「140円」を「150円」に、また、配偶者のいない場合、1人に係る額「297円」を「317円」にそれぞれ改めようとするものであります。

第18条については、公務死亡による葬祭補償のうち、定額部分について現行「205,000」



を「225,000円」に改めようとするものであります。

次に、附則の改正であります。基礎年金制度の導入等を内容とする国民年金法等の改正に伴い、同一の事由により消防団員等に対する年金たる損害補償等と、他の法律による年金たる給付が支給される場合における損害補償の額の調整等に関し所要の整備を行ったものであり、附則第5条は、国民年金法等を初めとする他の法律に基づく各種年金給付とが併給される場合は、他の法律の規定により併給される年金の種類に応じ、一定率を乗じて得た額を支給しようとするものであります。

また、別表第1(第5条関係)については、消防団員の補償基礎額について定めたものであり、階級及び勤続年数に基づき、現行最低「6,100円」から最高「10,300円」まで9段階に区分されておりますが、これを最低「6,400円」から最高「10,800円」に改めようとするものであります。

施行日といたしましては、公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和61年4月1日から適用しようとするものであります。幸い、該当者は現在のところございません。

なお、123ページ以降に参考資料として新旧対照表を掲げてございますので、御参照賜りたいと存じます。

次に、議案第37号「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」御説明申し上げます。139ページでございます。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令が昭和61年政令第75号で公布施行されたことにより、本市においても団員の処遇改善を図るため、所要の措置を講じようとするものでございます。

次に、その改正内容でございますが、第5条の2では、消防団員が死亡退職した場合、その遺族に対し退職報償金が支給されますが、消防団員を故意に死亡させた者等については、遺族の範囲から排除しようとするものであります。

次に、第2条関係の別表は、消防団員の退職報償金の支給額を定めたものであります。階級及び勤続年数により最低「50,000円」から最高「600,000円」までの30ランクに区分されておりますが、これを最低「60,000円」から最高「700,000円」に改めようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日以後の退団者から適用いたしたく規定させていただきました。これに伴い、この適用を受ける退団者は現在、35名でございます。

なお、143ページ以降に新旧対照表を記載いたしてございますので御参照の上、よろしく

お願い申し上げます。

引き続きまして、議案第38号「和泉市消防賞じゅつ金条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びに内容の御説明を申し上げます。146ページでございます。

今回の改正は、大阪府消防賞じゅつ金共済会寄附行為の改正に伴うものであり、最近における消防業務の高度化と社会情勢の変動にかんがみ、現行消防賞じゅつ金制度に加え、新たに殉職者特別賞じゅつ金制度が創設されたほか、各賞じゅつ金の支給額の引き上げ等が図られたため、本市におきましても所要の措置を講じる必要が生じたものでございます。

その改正内容でございますが、消防賞じゅつ金は、消防職団員が身の危険を顧みず職務を遂行し、そのために死亡または傷害等を受けた場合賞じゅつ金が授与されるものでありますが、今回、殉職者特別賞じゅつ金制度の創設に伴い、第3条各号に定める各賞じゅつ金の支給要件をより明確にするとともに、賞じゅつ金の功勞の程度に応じた支給額を定めた別表をそれぞれ改めたものでございます。

別表第1は、殉職者特別賞じゅつ金の功勞の程度及び支給額を定めたものであり、生命の危険が予想される現場へ出動、そのために死亡し、その功勞が特に抜群と認められる場合は、「20,000,000円」を支給しようとするものでございます。

別表第2は、殉職者賞じゅつ金について定めたものであり、現行の最低「3,000,000円」から最高「15,000,000円」までを、功勞の程度に応じ最低「6,000,000円」から最高「18,000,000円」に改めようとするものでございます。

別表第3は、障害者賞じゅつ金について定めたものであり、現行最低「180,000円」から最高「12,000,000円」を、障害の等級に応じ最低「500,000円」から最高「18,000,000円」に改めようとするものであります。

別表第4は、傷害者賞じゅつ金について定めたものであり、現行の7日以上休業した場合1日につき「1,000円」、最高限度額「100,000円」を、1日につき「2,000円」、最高限度額を消防団員については「500,000円」、職員については「250,000円」にしようとするものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の規定は、昭和61年4月1日から適用しようとしていますが、最初の議案第36号と同様、該当者はございません。154ページ以降に参考資料として新旧対照表を添付させていただきましたので、よろしく御参照賜りますようお願い申し上げます。

なお、これら3議案は、いずれも国の補助基準の引き上げに伴い、それぞれの政令等が改正されたことによるものであります。

以上、簡単でございますが、議案第36号、第37号並びに第38号についての提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定くださいますようお願い申し上げます。

- 議長(田中包治君) 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 6番(赤阪和見君) 1点、この際お聞きしておきたいんですが、消防団の出動については以前にも申し上げましたが、年末の夜警に消防団として出動している場合と、消防団じゃなく町としてやっているところなどいろいろあると思うんです。その場合、事故が起きてけがした場合は、どういう範ちゅうに入ってくるのか。

それから、いつも言うんですが、夜警をやっているところもあれば、やってないところもあるという、非常にあいまいな点があります。また、市行政として指導されているようにも見えます。消防長や議長、市長も陣中見舞い等にお伺いをするという、何かふっ切れないこともあります。いままで大きな事故がないがゆえに補償問題等は起きなかつたけれども、一番心配するのは、泥棒等を追いかけてたりいろんなことの中で危険な要素がたくさんあるわけです。この際、消防団の出動の範囲とはどういふものか、お伺いをしたいと思います。

- 議長(田中包治君) 理事者答弁。
- 消防長(角谷泰夫君) お答え申し上げます。

確かに議員さんがおっしゃいますように、各校区、各町会におきまして、従前から年末警備に対する取り組みの経過がございまして、出ている団と出ておられない団もございまして。これは一定の分団長の自主的な判断のもとで、合わせて従前からの町会その他の団体の皆さんの取り組みの経過などによってやっております。

なお、公務災害補償の問題でございますが、年末警備といっても、いろんな角度からのとらえ方があろうかと思いますが、消防団の各分団として組織的に参加している者につきましては、火災予防の観点から公務災害補償の適用を受けられるようにいたしてございます。

- 6番(赤阪和見君) そこで、消防団に入っている人と入っていない方が、合同で火災とかいろんな形でお世話しているとき、2人一緒に同程度のけがをした。消防団の人は公務災害を受けられるが、もう1人の方は受けられない。こういう形になると非常に大きな問題になると思うんです。いまの答弁は、消防団についての消防長の答えですが、市行政の中で責任ある答弁をお願いいたします。
- 議長(田中包治君) どこが答弁するんですか。だれかわからんの……。
- 6番(赤阪和見君) この問題は非常に答えにくいと思う。以前の一般質問でも答えをもらっていない。この議案はそこまでの話はありませんから、これは了解してるんですけど、こうい

う機会にはっきりしておいた方がいいと思うので、僕は質問をしているわけです。きょう、この場で答えをもらわなくても結構ですが、次の議会までによく検討してもらい、はっきりとした報告を願いたい。その点で議長、そういうふうに取り計らっていただいて結構です。

○ 議長（田中包治君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本3件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第36号及び議案第37号並びに議案第38号は原案どおり可決されました。

○

○ 議長（田中包治君） 日程第35「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第39号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例案第 号

和泉市営住宅条例の一部を改正する条例(案)

和泉市営住宅条例(昭和35年和泉市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第3号中「第4条の5」を「第4条の6」に改める。

第11条第2項第1号中「14万1千円」を「16万2千円」に、「17万8千円」を「20万4千円」に改め、同項第2号中「8万7千円」を「10万円」に、「14万1千円」を「16万2千円」に、「17万8千円」を「20万4千円」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（高額所得者に対する明渡請求等）

第11条の2 市長は、入居者が当該市営住宅に引き続き5年以上入居している場合において最近2年間引き続き令第6条の3第1項に規定する収入基準を超過している者に対して期限を定めて当該市営住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該住宅を明け渡さなければならない。

(明渡期限の延長等)

第11条の3 市長は、前条第1項の規定による請求を受けた者が次の各号に掲げる特別の事情がある場合においてその者から申し出があったときは同項の期限を延長することができる。

(1) 入居者(法第17条第1号に規定する親族を含む、以下この条において同じ。)が疾病にかかっているとき。

(2) 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者が定年退職する等の理由により収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

2 市長は、前項各号の場合において特に必要があると認めるときは、当該住宅の明渡請求を取り消すことができる。

#### 附 則

1 この条例は、昭和61年7月1日から施行する。

2 改正後の和泉市営住宅条例第11条第2項の規定は、昭和61年7月分として徴収する割増賃料から適用し、昭和61年6月分より以前の割増賃料については、なお従前の例による。

#### 理 由

公営住宅法施行令の一部改正により公営住宅の入居者資格等の収入基準が改められたことに伴い、本市においても所要の規定を整備するとともに高額所得者に対する明け渡し請求を明確にし、市営住宅の適正使用に努める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

○ 議長(田中包治君) 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長(浅井隆介君) お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました議案第39号「和泉市営住宅条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容を御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、このたび、公営住宅法施行令の一部を改正する政令が公布され、昭和61年7月1日から施行されることとなったものでございますが、この施行に伴い、本市市営住宅条例の一部改正の必要が生じたものでございます。

その内容でございますが、まず、第5条の2第8号中「令第4条の5」を「令第4条の6」に改めるものでございますが、公営住宅法施行令の条文が1条挿入により繰り下げられるものでありまして、実質的な条文内容の変更は伴ってございません。

次に、第11条の改正でございますが、本条に規定する割増賃料は、公営住宅入居収入基準を基礎として定めることとなっておりますが、今回、入居収入基準の引き上げがなされたことにより、所要の改正手続を行おうとするものであります。第1種市営住宅の現行割増賃料徴収に関する収入基準は、収入額「14万1千円を超え17万8千円以下」とあるを「16万2千円を超え20万4千円以下」に、「17万8千円を超え」とあるを「20万4千円を超え」といたすものであります。

第2種市営住宅の割増賃料についても同様、収入額「8万7千円を超え14万1千円以下」とあるを「10万円を超え16万2千円以下」とし、「14万1千円を超え17万8千円以下」とあるを「16万2千円を超え20万4千円以下」とし、「17万8千円を超え」とあるを「20万4千円を超え」に改正し、それぞれ適用額の引き上げを図ろうとするものであります。

次に、高額所得者に対する明渡請求に関する条文2条を新たに追加しようとするものであります。従前は、法並びに令の規定を適用することといたしておりましたが、法で定める疾病以外の理由については、条例でその範囲が委ねられているため、今回、明け渡し等の事項について条例に明文化しようとするものでございます。したがって、第11条の2は、法に定める基準に準じて定めるものであり、第11条の3については、1号は法に定める規定を、2号から4号の理由については、今回、特別の理由として付け加えようとするものであります。

なお、附則第1項のこの改正条例の施行期日は、公営住宅法施行令の施行期日に合わせ、昭和61年7月1日から施行いたしたいと考えてございます。

第2項は、施行期日に伴う徴収についての経過規定であります。

166ページ以下に新旧対照表を添付しておりますので御参照いただき、よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 11番（仁井 明君） この際、2点ほどお聞きをしておきたいことがございますので、よろしく願いいたします。また、付け加えて言うておきたいんですが、市長がもとられた出身地でもありますので、ひとつその点、市長も十分考えていただきたい、このように考えます。現在、繁和町におきましては、大阪府の建て替えによる1期工事がやられております。また、2期工事も62年度の4月からやられるわけでございます。その中で、市営住宅が会館の裏側に10戸あるわけでございます。当市の住宅課の方と大阪府で公聴会も開き、いろいろ議論を

してまいりましたが、その中で一番地元として心配されるのが、2期工事にかかった場合、真中にボンと10戸の市営住宅が残り、歯抜けみたいな状態になるのが現実でございます。

大阪府の建て替えは一部5階の4階建て、また現在、まだ供用開始はされてませんが11mの道路ができ、メインストリートは非常にりっぱな建物が建つわけでございます。また、市長が住んでいたところが全部86戸の中へ移り2期工事にかかるわけでして、この10戸の住宅は、非常に惨めな状態になるのが目に見えてわかっておるわけでございます。私も住宅課の課長や浅井部長なりに「大阪府との話し合いはどないなってるんや」と意見を聞いたことがございますが、明確に建て替えることは、市としては考えてないということでございます。

当の地元としては、何とかこれを解決してもらわないと会館の問題とかがあり、また、人家もあります。堤防に沿って350坪ぐらいの大阪府の土地もございませう。また、会館との間にあつた10戸の市営住宅は府営住宅とへっ張り付いてありますので、一体どんな工事をするのか。市はそこまで大阪府と話し合いを詰めてくれているのかという心配もございませう。もう6月も終わりですので、あと半年たてば86戸の方はでき上がるわけですね。だから、62年度の4月から解体工事に入るということですが、市の方はどう考えて今後の対策を練っていくのかということが1点。

それから、堤防筋に49戸の市営住宅がございませう。また、この堤防筋に2mぐらいのトタンを張ってダンプカーが出入りし、非常に見にくい関係もありますけれども、「地元がよくなるんやからひとつ辛抱せよ」ということでは、工事にかかっているわけでございませう。最後には、270戸の府営住宅ができるわけでございませう。だから、その時点では、恐らく64年から65年にかけて全部整地ができ、りっぱな府営住宅が完成すると思ひます。そうすると、川べりの堤防筋の49戸、また、会館との間に10戸、合計59戸が非常に見劣りする市営住宅になりますので、これをどういふぐあいに検討していくのかもお聞きしたい。

とりわけ、この10戸の問題です。もう半年すれば即これも工事にかかります。空き家もたくさんございませうので、火災などが発生してもぐあひ悪い。われわれは大阪府にも「早く対処せよ」といふまで交渉してきましたが、来年4月から取り壊しにかかると思ひますが、その間に10戸の住宅がございませうが、この点はどういふ考え方を持っておるか。また、この49戸も含めて全部が65年には完成しますが、それまでの間をどうするのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○ 議長（田中包治君） 理事者答弁

○ 建設部長（浅井隆介君） 御指摘の府営住宅の建て替え計画でございませうけれども、この計画につきましては、都市整備部の中央丘陵の開発対策課を窓口といたしまして、私どもの方も

市営住宅の建て替えも合わせて、ということで申し入れはやってございます。ただ、前期、今回の1期と2期計画、残る3期計画、これは以前2期計画といった分ですが、これとのかかわりの中で、前期の計画の中には用地問題がございますので、これらの解決を図る中でやりたいということで、10戸の申し入れについては今回、外してほしいということで、話し合いはそのまま止まっております。

残りの3期計画の中では用地の問題がございます。あの中は複雑にからんでおり、交換問題もございますので、そのときには話し合いに応じていただくことにはなっております。したがって、今回の中ではとりあえず、あそこの中の排水管整備、これは住宅促進関連事業として国の補助対象に取り上げてもらって先に施行し、それと道路の拡幅、これは最終的には両サイドに歩道を付けるということで決着がつかしましたが、それにとどめております。

また、それとは別に、以前から議員さんの御指摘にあります市営住宅の全体計画につきまして現在、その敷地の確定測量を終わり整備に入っておりますので、それが整備されれば、次にはマスタープランという段階に進んでいきたいと考えております。

- 11番(仁井 明君) これは真中の10戸の方が一番心配されているわけです。そうすると、部長も御存知のように、府営と市営は家が引っ付いているわけですが、来年、工事するときにどういう方法でやるのか。

それともう1点、奥に突っ込んで聞きますと、その10軒の方が優先的に府営住宅に入れてもらえるのか、という問題も私たちの方にあるわけです。ところが、市営住宅に入っている人が、そのまま大阪府の住宅に入れてもらうわけにはいきませんわね。それは市とも十分に話しをさせてもらいます、となっておりますが、差し迫って5階建ての大きな住宅ができてくる。あそこは集会所形式にはなっていますが、工事は目の前でやる。「そんなところで危なくて住んでおられるかいな。議員さん、何とかしてくれ」といろいろ私の方に苦情もあるわけです。

私はいちいち1人1人の苦情を聞いて毎朝、来るたびに住宅課に言いつけて行けませんので、まとめて6月の議会の中で大阪府とどんな話し合いをしてきているのか、一度聞いてみる、ということでお聞きをしております。まだ、半年ありますので、工事中は一時、こちらへ入れてもらうとか何とか方法を考えてやってもらわんと、10戸といえば60人ぐらいの人が住んでます。車はどんどん入ってくる。ダンプカーも入ってくる。取り壊しもする。いろんなことが携わってきますので、どうせ正月がすめばまた公聴会も開くことになってますが、市も十分に大阪府と話し合い、対処していただきたいというのが念願です。

この建て替え問題については、いままで一般質問も何もしてませんけれども、私らは、大阪府と夜の11時、12時まで話し合いはしております。この10軒の問題については、この



まま見逃すわけにはいきませんので、市長も十分わかってほしいと思います。まだ、半年ありますので、大阪府と話し合っていたきたい。市長も御存知のように、この10軒の方は府営住宅の町会に入ってますので、こういう結果が生まれてきたんです。繁和町に入っておれば、私一人で十分話し合いができるわけですが、建て替えの人が府営住宅の人と話をしていますので、こちらの話がそこへいってないという一つのつらさもあり、その点も十分わかっていただきたいと思います。その点を要望しておきます。

- 議長(田中包治君) 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第39号は原案どおり可決されました。

- 
- 議長(田中包治君) 日程第36「昭和61年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

#### 議案第40号

昭和61年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について  
昭和61年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

和泉市条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、昭和61年6月に支給する期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特例)

第2条 昭和61年6月に支給する期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例(昭和38年和泉市条例第16号)第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の145」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額

に15,000円を加えて得た額」とする。

- 2 昭和61年6月に支給する期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年和泉市条例第20号)第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の190」とあるのを「100分の195」と、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に15,000円を加えて得た額」とする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 理 由

昨今の労働経済情勢その他諸事情にかんがみ、本年6月に支給する期末手当の額を特例的に増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長(田中包治君) 提案理由の説明を願います。
- 市長公室長(杉本弘文君) お許しを得しまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第40号「昭和61年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

職員の給与につきましては、去る3月議会におきまして議決をいただきましたように、給与改定については、国家公務員に準じた改定を行いました。これと合わせて渡り運用の是正及び一律昇給6カ月延伸を行い、職員の給与については是正を図ったところでございます。職員の勤務意欲並びに最近の労働経済情勢、また、府下各市の状況等諸事情を勘案する上で、昭和61年6月支給分の期末手当に限り、特例的に増額しようとするものでございます。

その内容でございますが、本条例案第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり所定の読み替えを行い、一般職職員に対する期末手当の支給額について、同条例第25条第2項中「100分の140」とあるのを「100分の145」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に15,000円を加えて得た額」とし、一律100分の5プラス15,000円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例案第2条第2項は、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項中、「100分の190」とあるのを「100分の195」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に15,000円を加えて得た額」とし、一律100分の5プラス15,000円を上積みしようとするものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容の御説明を終わらせていただきます。よ

ろしく御審議をいただき、原案どおり候可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第40号は原案どおり可決されました。

○

- 議長（田中包治君） 次に、日程第37「昭和61年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第41号

昭和61年度和泉市一般会計補正予算（第2号）

昭和61年度和泉市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ405,656千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,221,734千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 既定の地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

昭和61年6月24日

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9. 国庫支出金		5,287,370	51,628	5,338,998
	2. 国庫補助金	2,989,421	51,628	3,041,049
10. 府支出金		1,964,801	28,479	1,993,280
	2. 府補助金	1,548,507	28,479	1,576,986
13. 繰入金		591,979	186,000	777,979
	1. 基金繰入金	591,979	186,000	777,979
15. 市債		3,846,823	84,800	3,931,623
	1. 市債	3,846,823	84,800	3,931,623
16. 繰越金			54,749	54,749
	1. 繰越金		54,749	54,749
歳入合計		31,811,691	405,656	32,217,347

2. 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議会費		284,839	1,250	286,089
	1. 議会費	284,839	1,250	286,089
2. 総務費		2,796,650	7,335	2,803,985
	1. 総務管理費	1,637,240	3,549	1,640,789
	2. 徴税費	496,915	1,658	498,572
	3. 戸籍住民基本台帳費	201,306	935	202,241
	4. 選挙費	85,510	125	85,635
	5. 統計調査費	18,332	64	18,396
	6. 監査委員費	26,535	100	26,635
	7. 同和对策費	330,812	904	331,716
3. 民生費		8,252,639	223,916	8,476,555
	1. 社会福祉費	2,954,715	1,676	2,956,391
	2. 児童福祉費	2,732,718	221,912	2,954,630
	3. 生活保護費	2,559,258	328	2,559,586

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費	-	3,240,294	1,919	3,242,213
	1. 予備衛生費	1,559,869	1,022	1,560,891
	2. 環境衛生費	1,444,816	799	1,445,615
	3. 墓地管理費	220,350	98	220,448
5. 労働費	-	66,583	162	66,745
	1. 失業対策費	66,583	162	66,745
6. 農林水産業費	-	297,672	571	298,243
	1. 農業費	233,947	571	234,518
7. 商工費	-	239,692	453	240,145
	1. 商工費	239,692	453	240,145
8. 土木費	-	5,467,748	158,989	5,626,737
	1. 土木管理費	163,325	723	164,048
	2. 道路橋梁費	767,651	319	767,970
	3. 河川水路費	182,610	28	182,638
	4. 都市計画費	1,186,738	156,632	1,343,370
	5. 住宅費	3,167,424	1,287	3,168,711
9. 消防費	-	783,577	2,984	786,561
	1. 消防費	783,577	2,984	786,561
10. 教育費	-	3,659,426	8,077	3,667,503
	1. 教育総務費	363,646	729	364,375
	2. 小学校費	1,528,214	2,720	1,530,934
	3. 中学校費	804,737	1,586	806,323
	4. 幼稚園費	376,727	1,353	378,080
	5. 社会教育費	496,213	1,507	497,720
	6. 保健体育費	89,889	182	90,071
歳出合計		31,811,691	405,656	32,217,347

第2表 地方債補正

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
保育所整備事業	84,800	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	政 府 銀 行 そ の 他	25年以内（内据置5年以内） ただし、市財政の都合により 据置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は低 利に借換えることができる。

- 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部長（麻生和義君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました議案第41号「昭和61年度和泉市一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

今回、御提案申し上げました補正予算（第2号）は、期末手当改定による人件費、補助金の確定に伴う北池田保育園建設事業費及びラブホテル訴訟の和解に伴う用地購入費が主な内容であります。

それでは、予算書に基づきまして御説明申し上げます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億565万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ322億1,734万7,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、第2条は、地方債の追加でございますが、起債の目的、限度額、償還の方法等は、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出予算からその内容を御説明申し上げます。182ページでございます。

議会費125万円、総務費733万5,000円につきましては、期末手当改定による追加でございます。

民生費につきましては、2億2,391万6,000円の追加でございますが、一般職員の期末手当改定による追加1,221万1,000円と、かねてより計画してまいりました北池田保育園の建て替え事業が補助採択されましたので、今回、建設事業費2億1,170万5,000円計上いたしましたものでございます。

次に衛生費191万9,000円、労働費16万2,000円、農林水産業費57万1,000円、商工費45万3,000円は、それぞれ期末手当の改定によるものでございます。

次に、土木費1億5,898万9,000円の追加計上でございますが、期末手当で321万4,000円、公共下水道事業特別会計予算の補正に伴う繰出金1,577万5,000円と、今回、ラブホテル訴訟の和解条件に伴う購入用地を公園施設として利用すべく、1億4,000万円の用地購入費の追加計上をいたした次第でございます。

次に、消防費298万4,000円、教育費807万7,000円の追加計上でございますが、いずれも期末手当の改定によるものでございます。

以上が歳出予算の内容でございますが、総額4億565万6,000円の補正予算と相なる次第でございます。

続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入予算について御説明申し上げます。180ページでございます。

まず、国庫支出金5,162万8,000円、府支出金2,847万9,000円、市債8,480万円をそれぞれ計上いたしてございますが、北池田保育園建設に伴う特定財源でございます。

繰入金につきましては、公共施設整備基金より1億8,600万円繰り入れ措置を講じたものでございます。

最後に、繰越金でございますが、昭和60年度実質収支決算見込み額におきまして8,500余万円が黒字として見込まれる予定でありますので、今回、その一部を計上いたしたものでございます。昭和60年度の財政運営につきましては、国庫補助率の1割削減等非常に厳しい年でありましたが、議員各位の御指導、御鞭撻をいただき、おかげをもちまして実質、単年度収支とも黒字決算の見込みでございます。本席をお借りいたしまして感謝申し上げます。今後、なお一層財政構造改善に向け努力いたす所存でありますので、引き続きよろしくお力添を賜りますようお願い申し上げます。

以上が、今回、御上程いただきました一般会計補正予算(第2号)の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長(田中包治君) 本件につきまして質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

○ 議長(田中包治君) 日程第38「昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第

1号)」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第42号

昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

昭和61年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,775千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,449,762千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		549,284	15,775	565,059
	1. 一般会計繰入金	549,284	15,775	565,059
歳入合計		1,433,987	15,775	1,449,762

2. 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 下水道事業費		1,232,556	15,775	1,248,331
	1. 下水道総務費	831,148	15,775	846,923
歳出合計		1,433,987	15,775	1,449,762



○ 議長（田中包治君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部長（麻生和義君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました議案第42号「昭和61年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明申し上げます。

今回御提案申し上げました補正予算は、先ほど、議案第30号で御可決いただきました南大阪湾岸北部流域下水道組合設立に伴い設立の準備経費と、組合の管理経費の補正でございます。

それでは、予算書に基づいて御説明申し上げます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,577万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億4,976万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

続きまして、事項別明細書により歳出の方より御説明申し上げます。

組合設立に伴い準備経費の負担金追加として152万4,000円、また、8月よりの組合管理経費の分担金として1,425万1,000円、合計1,577万5,000円を計上いたしましたものでございます。

次に、歳入につきましては、全額一般会計より繰り入れるべき措置を講じたものでございます。

以上、簡単でございますが、今回、御上程いただきました公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第42号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中包治君） 日程第39「昭和61年度和泉市水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

(市会事務局長朗読)

議案第43号

昭和61年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)

第1条 昭和61年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和61年度和泉市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1項第4号中「17,350,000千円」を「17,359,930千円」に改める。

第3条 予算第3条に定められた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予算額)	(計)
収 入			
第1款 水道事業収益	1,829,264千円	2,365千円	18,316,290千円
第1項 営業収益	1,704,604千円	2,365千円	17,069,690千円
支 出			
第1款 水道事業費用	1,967,985千円	2,365千円	19,703,500千円
第1項 営業費用	1,674,693千円	2,365千円	16,770,580千円

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「141,405千円」を「141,649千円」に、当年度分損益勘定留保資金「93,272千円」を「93,516千円」にそれぞれ改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予算額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	557,915千円	244千円	558,159千円
第1項 建設改良費	420,201千円	244千円	420,445千円

第5条 予算第8条中職員給与費「598,872千円」を「601,481千円」に改める。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長(田中包治君) 提案理由の説明を願います。
- 水道部理事(岩井益一君) お許しを得まして自席から、ただいま御上程賜りました議案第43号「昭和61年度和泉市水道事業会計補正予算(第1号)」について御説明申し上げます。

202 ページでございます。

今回、補正いたします理由といたしましては、一般会計に準じた夏期手当の増額措置に伴う所要経費の追加補正をいたすものでございます。

主な内容につきましては、まず、第2条におきましては、夏期手当増額措置に伴う予算第2条に定めた業務予定量の関連部分を補正するものでございます。

第3条におきましては、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、手当増額措置により損益勘定支弁職員給与費を補正するものであり、水道事業費用中営業費用について236万5,000円を追加し、補正後の水道事業費用を19億7,035万円といたすものでございます。

なお、追加費用に見合う所要財源として同額追加し、補正後の水道事業収益を18億3,162万9,000円といたすものでございます。

次に、第4条におきましても同様、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を、手当増額措置により資本勘定支弁職員の給与費を増額補正するもので、資本的支出のうち建設改良費については24万4,000円を追加し、補正後の資本的支出を5億5,815万9,000円といたすものであり、これに関連して当年度分損益勘定留保資金についても、これに見合う所要の措置をいたすものでございます。

以上が、今回、御上程させていただきました水道事業会計補正予算の概要でございます。これらの詳細につきましては、204ページ以下に記載いたしておりますので、何とぞよろしく御審議賜りまして、原案どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。

○ 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第43号は原案どおり可決されました。

○ 議長（田中包治君） 日程第40「昭和61年度和泉市病院事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第44号

昭和61年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)

第1条 昭和61年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条 昭和61年度和泉市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 病院事業費用	438,400千円	9,478千円	439,878千円
第1項 医業費用	412,630千円	9,478千円	413,578千円

第3条 予算第8条中、職員給与費「2,263,330千円」を「2,272,808千円」に改める。

昭和61年6月24日提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長(田中包治君) 提案理由の説明を願います。
- 病院事務局長(藤原光夫君) お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第44号「昭和61年度和泉市病院事業会計補正予算(第1号)」につきまして、その内容を御説明申し上げます。議案書219ページでございます。

今回の補正は、先ほど御議決を賜りました「昭和61年6月に支給する期末手当の額の特例に関する条例」の制定によりまして、病院事業費用中の給与費に補正の必要が生じたものでございます。

それでは、補正予算各条につきまして御説明申し上げます。

第2号は、予算第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものでございまして、第1款病院事業費用43億8,400万円に9,478,000円を追加し、補正後の病院事業費用を43億9,878万8,000円と定めるものでございます。

次に、第3条でございますが、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費の額22億6,333万円を、22億7,280万8,000円に改めるものでございます。

なお、これらの説明資料を220ページ以下に添付しておりますので、御参照賜りたくお願い申し上げます。

以上、まことに簡単でございますが、議案第44号の提案理由並びにその内容でございます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（田中包治君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

- 議長（田中包治君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会はこれをもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たり市長のあいさつを願います。

（市長登壇、あいさつ）

- 市長（池田忠雄君） 一言、簡単に御礼のごあいさつを申し上げます。

昨日、本年第2回定例議会をお願いを申し上げ、多数の重要議案を御提案いたしましたところ、議員皆様方には、公私何かとお忙しい折にもかかわらず、連日にわたりまして慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く深く御礼を申し上げます。

本議会を通じ、議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいり所存でございます。議員皆様方におかれましても、今後、なお一層の御支援とご協力をお寄せ賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに臨みまして、これからは暑さも日増しに厳しさを増してまいります。議員皆様方におかれましては、衆参両院議員選挙中何かと御繁忙のこととは存じますが十分御自愛をくださいますとともに、今後とも御健勝で御活躍をいただきますようひとえに御祈念を申し上げまして、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりまして、心を込めての御礼のごあいさつにかえさせていただきます。長時間、本当にありがとうございました。

（議長登壇、あいさつ）

- 議長（田中包治君） それでは、一言、御礼の言葉を申し上げます。

本定例会におきましては、議員皆様方におかれましては大変お忙しい中、また今回、衆参両議員のダブル選挙と重なり何かと御多忙中にもかかわらず、終始御熱心に、しかも慎重に御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。全議案を予定されました日程より早く終了できましたことを、議長として心から厚く御礼を申し上げます。

なお、理事者におかれましては、本定例会を通じて種々指摘、要望された諸事項を謙虚に受けとめられ、鋭意努力されることを特にお願い申し上げます。

最後に、気候不順の折から議員皆様方には健康に十分御留意されまして、市政発展に一段の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。昭和61年第2回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後2時34分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

同 副議長

同 署名議員

同 署名議員

同 署名議員